

平成25年版

流山市環境白書



平成24年10月に行われたグリーンウェイブの植樹（西深井小学校）

「平成25年版環境白書」は、平成24年度の環境に関連する計画の進捗や各種データをまとめたものです。市域の温室効果ガス排出量のデータについては、統計資料を用いるため平成23年度のデータとなっています。また、環境白書はエコアクション21の規定における「環境活動レポート」の内容も包括しており、一部平成25年度の内容も含んでいます。

水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山

(流山市環境基本計画に掲げる望ましい環境像)



流山市環境方針

1 基本理念

流山市では、次の3つを基本理念として、環境保全対策に率先して全職員が取り組み、環境にやさしいまちづくりの実現を推進します。

1. 都心から一番近い森のまちを創ります。

ヒートアイランド現象の抑制のために、グリーンチェーン戦略による緑化の推進や緑の保全などを図ります。このことにより、都心から一番近い森のまちを創ります。

2. 自然と共生できるまちづくりを推進します。

本市では、準絶滅危惧種であるオオタカの営巣が確認された貴重な森が存在しています。これらの森の保全を通じて、オオタカをはじめとする豊かな生物の多様性を保全し、将来にわたって自然と共生できる環境のまちづくりを推進します。

3. 健康な都市づくりを推進します。

市役所をはじめ市域全体で環境保全対策に取り組み、都市そのものを健康な状態に保ち、市民がずっと住み続けたいようなまちづくりを推進します。

2 基本方針

1. 具体的に次のことに取り組みます。

(1) 地球温暖化問題への積極的な対応

流山市が自ら地球温暖化問題に率先して取り組むとともに、地域とのパートナーシップ構築、リーダーシップ発揮のために、市内の温室効果ガスの排出抑制に向けて、省エネルギー・省資源活動を実施します。

(2) 循環型社会を目指した5R促進

循環型社会を目指し、限りある資源を有効に活用するための5R行動を実践します。

(3) 身近な緑の保全と創造

身近な緑の保全と創造を、本市のまちづくりの中心に位置づけ、流山市の社会的な価値を一層高めます。

(4) きれいな水環境の回復

利根運河などの豊かな水辺空間の水質を含めた水環境の改善のために「きれいな水環境の回復」を図ります。

(5) 環境教育及び環境学習の推進

環境管理システムの円滑な実施のためには職員一人ひとりの意識と知識を高めることが必要であり、そのための環境教育を推進します。また、地域への働きかけとして環境学習を推進します。

(6) グリーン購入の推進

市内でのグリーン製品の利用を促進します。

(7) 計画や目標の見直し

定期的な取組状況の進捗管理を行い、計画や目標を見直すことにより、継続的な改善に努めます。

2. 環境関連法令を遵守します。

3. 環境への取組を環境活動レポートとしてとりまとめ公表します。

制定日：平成20年8月1日

流山市長 井崎 義治

(環境マネジメントシステム・エコアクション2.1における環境方針)

※5R：リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(再利用)、リフューズ(不要な物を買わない・受け取らない)、ルール(規則遵守)、リサイクル(再生利用)

目次

平成 24 年度 環境ハイライト	3
第 1 部 数字で見る流山市の環境	16
■市の概要.....	16
1. 人口と世帯	16
2. 気象	17
3. 土地利用	18
■市が行う環境施策に関するデータ	19
1. 循環型社会をめざすまちづくり（循環）	19
2. 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）	21
3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）	23
4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）	34
第 2 部 環境関連計画の進捗状況	36
第 1 章 一般廃棄物処理計画	36
第 2 章 地球温暖化対策実行計画	41
第 1 節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン	41
第 2 節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画	44
第 3 章 生物多様性ながれやま戦略	50
第 3 部 震災と放射能への対応	52
第 4 部 環境行政の概要とマネジメントシステム	55
第 1 章 環境行政の概要	55
第 1 節 環境行政の推進体制	55
第 2 節 環境関連条例・計画	57
第 3 節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無 ...	59
第 2 章 環境マネジメントシステム	62
第 1 節 環境マネジメントシステムの概要	62
第 2 節 エコアクション 2 1	62
第 3 節 流山市におけるエコアクション 2 1	63
第 3 章 環境基本計画	66
第 1 節 基本的事項	66
第 2 節 計画の目標	67
第 3 節 施策体系	67
第 4 節 環境マネジメントシステムにおける環境目標	69
第 5 節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画	70
第 6 節 環境基本計画における各施策の主な取り組み	73
第 4 章 代表者による全体評価・見直し	78

平成 24 年度 環境ハイライト

1. イベントで自然とのふれあいを楽しむ



市民の皆さんに楽しんで参加していただける各種イベントが市内各地で行われました。自然とふれあう。花を愛でる。キャンプで楽しむ。普段の生活では気づかない自然を体で感じていただけます。

グリーンフェスティバル 2012 2万人を超える来場者で盛り上がる

2012. 5. 4



5月4日のみどりの日に、流山おおたかの森駅前の南口都市広場で花と緑の祭典「グリーンフェスティバル」が開催されました。毎年ゴールデンウィーク中に行われ、多くの人で賑わうこのイベントはこの年で7年目。会場には飲食ができる露店や、体験ブースなどが立ち並び、またステージではフラダンスや大道芸などのショーが行われ、途中から雨に見舞われたものの、約21,000人の来場者で賑わいました。会場の中央には、マリーゴールドやブルーサルビアなど約4,500本の花の苗で作られた色とりどりのオリジナルガーデンが飾られました。この年初めての試みとして、駅から広場に降りてくる大階段に虹の絵をカラフルに彩ったグリーンステップや、子どもに植物の本物の香りを嗅いでもらう「香育ワークショップ」などがあり、それぞれ人気を集めました。フェスティバルの最後には、恒例となっている花壇の解体販売が1ポット50円で行われ、好評を博しました。

2泊3日のキャンプ体験 ～公民館「めだかの学校」～

2012. 9. 15



10月8日から10日にかけて、長崎の星の森キャンプ場で「めだかの学校」キャンプが行われました。「めだかの学校」は、公民館がボーイスカウト流山第3団と協働で行っている小学生対象の体験学習事業で、野外キャンプの形態となってから今回で3回目になります。江戸川大学と東洋学園大学の学生ボランティアの皆さんにもスタッフとしてお手伝いしてもらい運営しています。子どもたちは、ロープワークや火起こしを学び、テントや食事も自分たちで作りました。ドラム缶風呂の体験などもあり、初めての体験づくしの2泊3日に子どもたちも興奮の連続でした。

森のフェスティバル（第34回市民まつり） 地域随一の秋祭り

2012. 10. 28



10月28日、市総合運動公園で森のフェスティバル（第34回市民まつり）が開催されました。当日はあいにく雨となってしまいましたが、立谷相馬市長と泉谷しげるさんの復興支援トークや人気店の食事が気軽に楽しめる「森のグルメレストラン」、姉妹友好都市の特産品などが並ぶ青空市、そして午後には泉谷しげるさんら有名アーティストによるライブなど盛りだくさんの内容で、訪れた皆さんは地域随一の秋祭りを楽しんだ様子でした。メインステージの横では、公園にある樹木を利用して「ツリークライミング」が行われました。普段登ることができない高い所まで行けるとあって、子どもたちに人気がありました。

2. 地球温暖化防止と省エネルギーへの取り組み



太陽光発電で 地球に優しいまちへ

休耕地を利用した市内の大規模太陽光発電システム(写真は一部)、農地転用をして設置したものは県内でも初めてです。今回設置されたシステムは合計発電量は、年間およそ30万4千kWhで約3割分の家庭の年間電気使用量に相当します。

市の人口と子育て (1月1日現在)

人口・世帯数	2月1日現在	増減
人口	127,620人	(+80/+1,192)
世帯	43,792世帯	(+84/+281)
出生	8,222人	(+124/+1,794)
死亡	67,411世帯	(+74/+1,035)

出生率 6.46% 死亡率 5.36% 自然増減 1,159人

太陽光発電設備設置に奨励金

市では、住宅用太陽光発電設備の設置を奨励として、太陽光発電設備を設置した方に奨励金を交付しています。

①太陽光発電設備の設置が完了し、1年以上経過していること。
②設置した太陽光発電設備の容量が10kW以上であること。
③設置した太陽光発電設備の設置費用が50万円以上であること。
④設置した太陽光発電設備の設置費用が50万円以上であること。
⑤設置した太陽光発電設備の設置費用が50万円以上であること。

我が家にも太陽光発電、余った電気は売電を!

流山市太陽エネルギー活用センターでは、一戸建て住宅所有者で太陽光発電システムの導入を希望する方を、下記の要件で募集しています。

同センターは昨年4月、地元企業がそれぞれの技術を生かし、市内における太陽エネルギーの普及・促進を図ることを目的とし設立されたものです。

【募集要項】
 第一次募集 30戸(1月21日までに要申し込み)
 ※申込は、20年度まで100戸募集予定です。
 ※申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

【主な要件】
 ●建物が高山市内に登記されていること。
 ●自己居住用住宅であり、2階建て以下であること。
 ●建物に隣接して4m以上の道路が確保されているなど、太陽光パネル設置に係る障害物が無いこと。
 ●太陽光発電設備設置に係る関係機関等において、屋根裏など建物内の調査に立ち会いができること。

【標準バンク制】
 市の補助金交付を受けた実質負担額

2.0kWバンク	62万6千円から(税込込み)
3.0kWバンク	92万8千円から(税込込み)

※設置するパネル容量や標準容量などの状況により変動いたします。
 ※設置標準容量の標準容量とは、同センターが扱っています。

【お問い合わせ先】
 京セラ・シャープ・ノーリツ・フロンティア、ダイキン、東芝、ノーリツ、パナソニック、三菱、LIXIL

【設置工事業者を募集】
 同センターでは、事業実施に当たり市内の設置工事業者を募集しています。詳細は、お問い合わせください。

◎流山市太陽エネルギー活用センター(流山商工会議所内) ☎7158-6111
 流山商工会議所ホームページ http://www.nagareyama.or.jp/

市では世界的問題となっている地球温暖化対策について、特に家庭から排出される二酸化炭素の削減を図る施策を行っています。市民環境講座や出前講座で節電や省エネの講座を行うほか、太陽光発電設備の奨励事業などを実施しています。特に平成24年度は、市内事業者で構成する「流山市太陽エネルギー活用センター」が発足。市と協働で太陽光発電設備の普及を進めました。(左図は、広報ながれやま平成25年1月11日号：左下がセンターの紹介記事)

流山市太陽エネルギー活用センターの設立

2012. 4. 5



4月5日、流山商工会議所で流山市太陽エネルギー活用センターの設立総会が、流山商工会議所会頭、流山市議会議員、流山市耐震補強支援センター会長など来賓の方々も参加し開催され、正式に発足しました。同センターは市内事業者6社で構成され、地元企業がそれぞれの技術を生かして市民に太陽光発電設備を提供し、市内における太陽エネルギーの普及を推進することを目的としています。

市民環境講座

2012. 7. 28



市内の環境団体「温暖化防止ながれやま」に委託し、5回の市民環境講座を行いました。平成24年度は自然環境、節電、太陽光発電、地球温暖化防止などをテーマに行われ、わかりやすい講義と具体的な事例紹介などが参加者からも好評でした。7月28日に行われた第2回市民環境講座「夏休み親子エコ体験教室と工作」では、37組の親子が人力発電や太陽光発電のオルゴール作りを体験しました。

ストップ温暖化！ながれやま出前講座

2012. 11. 30



自治会や事業所、学校など指定の場所に出向き無料で開催する出前講座。市の委託で「温暖化防止ながれやま」が行うこの講座は、地球温暖化防止や節電など、依頼団体が興味を持つテーマで行われ質問もしやすいと好評です。11月30日に美田自治会館で行われた出前講座は冬の節電対策をテーマに行われ、家庭ですぐできる節電の取組などを講義しました。

エコドライブ講習会を開催

2013. 2. 4



2月4日、クリーンセンターでエコドライブ講習会が開催され、15人の市民が参加しました。講習会はまずは普通に運転し、その後講義を聞き、講師のアドバイスを受けながらエコドライブを実践するという流れで行われました。講義前と講義後の運転結果を比較すると平均8.6%、最大19.1%の燃費が改善され、受講者には「診断書」と修了書が手渡されました。

3. 目にも鮮やかなゴーヤカーテンが市内各地で



平成 18 年度から市で始めた緑のカーテンの普及促進。平成 24 年度からは、美田自治会などが中心となり平成 23 年に創設した「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」（通称「ながれやまゴーヤクラブ」松島英雄会長）に業務を委託しています。自治会への苗の配布、ゴーヤカーテン見学会やゴーヤレシピコンテストなどの活動を盛んに行い、市民の皆さんへのゴーヤカーテンの普及を行っています。（左図は、平成 24 年度「緑のカーテン写真コンテスト」個人部門金賞受賞作品）

「緑のカーテン事業」～ゴーヤの苗を配布～



自治会などにゴーヤの苗を配布する「緑のカーテン事業」。「緑のカーテン」は、ゴーヤなどのつる性植物を窓際で栽培し、葉に含んでいる水分の蒸散作用により、室内の温度上昇を抑制する「天然のクーラー」です。夏季のエアコンによる電気使用量を抑え、二酸化炭素削減の効果があります。平成 24 年度は 82 自治会から申し込みをいただき 8,504 株、小中学校等も含めると 10,614 株を配布しました。

ゴーヤカーテン講習会 ～失敗しない緑のカーテン作りのコツ～

2012. 5. 4



5月4日、流山グリーンフェスティバル2012の会場で「ゴーヤの育て方講習会」が開催され、総勢400人を超える方々が参加しました。講師の流山ゴーヤカーテン普及促進協議会・松島英雄会長が、緑のカーテン作りのポイントをわかりやすく説明し、講習会終了後には参加者にゴーヤの苗が配布されました。

流山造園土木業組合からゴーヤの苗の寄付

2012. 5. 28



5月28日、流山造園土木業組合が、ゴーヤの苗600株を寄付してくださいました。当日は、有限会社小谷庭苑・小谷代表取締役、株式会社流山緑化土木・高市代表取締役、株式会社新松戸造園・松戸専務取締役が、畑で育てた元気なゴーヤの苗を市のトラックに積み込んでくださいました。寄付していただいた苗は、驚くほど葉が大きく、茎も太く元気な苗で、早速要望のあった中学校や自治会へ配布しました。

ゴーヤカーテン施設見学会

2012. 8. 8



8月8日、流山ゴーヤカーテン普及促進協議会主催のゴーヤカーテン施設見学会が行われました。23の自治会や江戸川大学などから、総勢53人が参加し、生涯学習センターなどの公共施設や江戸川大学、美田や平和台のお宅のゴーヤカーテンを見学しました。施設見学が終わったあとは懇親会が開かれ、8種類の様々なゴーヤ料理やデザート、ゴーヤアイスが振る舞われ、参加者は舌鼓を打ちました。

ゴーヤの魅力を語る「緑のカーテンの集い」

2012. 10. 21



10月21日、初石公民館で「第2回緑のカーテンの集い」が開催されました。この集いは、「楽しかった、涼しかった、美味しかったゴーヤの魅力を語る」をテーマに、緑のカーテン事例報告やパネルディスカッション、ゴーヤもの知りクイズが行われ、市民や関係者など80人を超える方が参加しました。また、「緑のカーテン写真コンテスト・ゴーヤレシピコンテスト」の入賞者の表彰式も行われました。

4. まちを緑でいっぱい



四季を通して人々に安らぎを与えてくれる緑の森。樹木はまた、二酸化炭素を吸収してくれることでも知られています。流山市では、まちを緑でいっぱいにするため、グリーンチェーン戦略をはじめ、街路樹や公園整備、全国で行われるグリーンウェイブ運動への参加などを進めています。

第 11 回ガーデニングコンテストの表彰式

2012. 7. 26



7月26日、市長室で第11回ガーデニングコンテストの表彰式が行われました。コンテストは、ガーデン部門、緑の街並み部門の応募から、専門家を交えた審査会により入賞者を決定しました。市内では、5月に流山ガーデニングクラブ花恋人（カレント）によるオープンガーデンが行われるなど、ガーデニングによる緑の街並みづくりも盛んに進められています。

「流山市ふるさと緑の基金」へ寄付 ～京和ガス株式会社～

2012. 7. 26



7月26日、京和ガス株式会社が市長室を訪れ、「流山市ふるさと緑の基金」に465,300円を寄付してくださいました。「流山市ふるさと緑の基金」は、緑豊かな流山を実現するために設けられた基金で公園整備や緑化啓発事業などに充てられます。寄付の申し込みは随時受け付けていて、平成24年度は、皆さんから2,641,718円の善意が寄せられています。

「小さな森づくり」がスタート

2012. 7. 28



ドングリからシイ・カシ・コナラ類などの苗木を育て、「小さな森づくり」活動を行っている市民団体「小さな森づくり in 流山プロジェクト」（秋元五郎代表）の皆さんが、7月28日に流山市生涯学習センターの中庭で、「小さな森づくり」をスタートしました。当日は真夏の暑さの中、ドングリから育てた30本の苗木を植樹しました。

世界中に緑を広げるグリーンウェイブ 2012

2012. 10. 16



環境省などが主唱する全国的な植樹活動「グリーンウェイブ2012」に参加する流山市では、10月に市内の小中学校10校で80本の苗木の植樹が行われました。10月16日には5校で植樹が行われ、流山北小学校では栽培委員会の6年生14人がモモ、スモモ、ヒメリンゴ、カリンの4本の苗木を植えました。

5. 多様な生物が共存できる環境を



平成 22 年 3 月に生物多様性ながれやま戦略を全国に先駆けて策定した流山市。豊かな自然環境が残る利根運河や、おおたかの営巣が確認されている市野谷の森（おおたかの森）を中心に、多くの市民団体が活動しています。

ケビン・ショートさんとおおたかの森探検ツアー

2012. 5. 4



5 月 4 日、東京情報大学教授でナチュラルリストのケビン・ショートさんを講師に、「おおたかの森探検ツアー」がグリーンフェスティバル 2012 のイベントのひとつとして行われました。朝から雨がぱらつくあいにくの天候にも関わらず約 50 人の親子が参加しました。参加者の皆さんは、普段なかなか入ることのない森の中で、森の涼しさと鳥の声を感じ、昆虫たちとの出会いを楽しみました。

ホタルの幼虫 1,500 匹を放流

2012. 5. 5



5 月 5 日、NPO ホタル野（高橋秀治理事長）によるヘイケボタルの幼虫を「里帰り」させる「ホタルの幼虫放流」が開催され、約 100 人の方が参加しました。放流された幼虫は、前年同じ田んぼで飛んでいたホタルの子どもたちです。紙コップに入れられた幼虫約 1,500 匹が一斉に水田に放たれ、元気に田んぼに帰っていきました。

バードウィーク観察会

2012. 5. 20



5月20日、「バードウィーク観察会」が利根運河～東京理科大学窓公園のコースで開催され、25の方が参加しました。元すみだ環境ふれあい館アドバイザー浅川裕之さんと日本オオタカネットワーク会員の紺野竹夫さんの指導により、カルガモ、ハクセキレイ、カワセミ、シジュウカラなど、20数種類の野鳥が観察されました。

利根運河めぐり 夏鳥を探そう

2012. 6. 8



利根運河交流館では、「利根運河生態系を守る会」の紺野竹夫さん、柳沢朝江さんを案内役に「利根運河めぐり 夏鳥を探そう」を行いました。この観察会は、自然の宝庫、利根運河に生息する野鳥や、ちょうどこの時期に飛来してきた夏鳥たちを観察しようというもので、この日はウグイス、メジロ、キジ、シジュウカラ、カワセミなど合計で27種類の野鳥が観察されました。

みやぞの野鳥の池に白鳥が飛来

2013. 1. 20



「みやぞの野鳥の池」に1月20日朝、コハクチョウ1羽が飛来しました。この池は、平成23年に旧宮園調整池を野鳥が営巣できる場として整備したもので、白鳥の飛来が確認されたのは初めてのことです。池では平成23年春、バン、カイツブリ、カルガモが相次いで雛をかえしました。ほかにカワセミ、アオサギ、コサギ、カワウなどがほぼ日常的に観察され、市民の憩いの場にもなっています。

6. 美化活動で美しく快適なまちなみを

流山市では、市内駅前周辺でポイ捨て防止キャンペーンや取り締まりを行うなど、常に美しいまちを維持するように努めています。また、利根運河や今上落とし、富士川などでは市民団体による清掃活動も行われ、毎年多くの方の協力で環境美化活動が進められています。

ポイ捨て防止キャンペーン



市では、平成22年に一部改正した「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、市内全域でポイ捨てを禁止しています。平成24年度は市内各駅前でも年間10回の啓発キャンペーンを行い、市民の皆さんへ安全できれいなまちづくりをお願いしました。

ボランティアで河川清掃 10 年目 約 60 人が今上落としのごみを回収

2012. 4. 29



4月29日、江戸川に沿って南北に流れる今上落とし、通称「こがわ」を昔のように魚やしじみが捕れる綺麗な川によみがえらせようと、地元のボランティアグループ「めだかの会」(森淑浩代表)が河川の清掃活動を行いました。この日は、地元加岸自治会や根郷町会、消防団第3分団、江戸川カヌー同好会、トーカツ建興、(株)三枝なども協力し約60の方が、清掃活動に汗を流しました。

「まちをきれいに志隊」が活動開始

2012. 9. 3



9月3日にクリーン・ボランティア「まちをきれいに志隊」が発足し、登録者に対する認定証の交付式が行われました。同隊は路上喫煙やポイ捨て等を防止するため、地域での清掃や啓発活動を行っています。市では隊員を随時募集していて、平成25年3月31日現在で3団体と個人7名の合計64名の方が登録し、市内各地で活躍しています。

7. リサイクルでごみを減量

平成 17 年のつくばエクスプレス開業に伴い、人口増加を続ける流山市。1 人当たりのごみ発生量は減少していますが、人口増加に伴い総量では増加傾向にあります。ごみを増やさないためには、まずは unnecessary なものを買わないなどのリデュースが最も重要です。リサイクルプラザでは、リサイクル講座などに合わせ、ごみの発生抑制を市民の皆さんにお願いするなど 5 R の普及を促進しています。

図書館・博物館の夏祭りでエコバッグ作り

2012. 7. 24



7 月 24 日から 27 日までの 4 日間で図書館・博物館の夏祭りが行われ、図書館では古い英字新聞を利用したエコバッグ作りやミニバック作り、古本の配布等が行われました。エコバッグ作りでは、子ども達は一生懸命に製作に取り組み、出来上がったバッグは、古新聞紙で作ったとは思えないくらいオシャレでした。古本の配布は時間前に行列ができ、あっという間に準備していた本がなくなる人気ぶりでした。

風船ジェットカー工作教室

2012. 8. 4



8 月 4 日、リサイクルプラザで身の回りにある材料を使って、安全で環境にやさしいおもちゃを作る「風船ジェットカー工作教室」が行われ、16 人の子ども達が参加しました。保護者の手を借りながら段ボールをカッターナイフで切り取り、部材を組み立てて完成です。ジェットカーが無事走り出すと子どもたちから次々と歓声があがりました。

ごみ減量化促進ポスターの表彰式

2012. 10. 18



10 月 18 日、ごみ減量化促進ポスターコンクールの表彰式が市役所で行われました。このポスターコンクールは、クリーンセンターを見学した市内小学 4 年生を対象に行っているもので、応募作品 424 点の中から、最優秀賞に玉置千笑里さん（向小金小）、優秀賞に河野大和君（南流山小）、吉田優奏さん（南流山小）の作品が選ばれました。

第1部 数字で見る流山市の環境

■市の概要

1. 人口と世帯
2. 気象
 - (1) 気温と降雨量
 - (2) 気象の変化
3. 土地利用
 - (1) 地目別面積
 - (2) 都市計画用途地域別面積

※ごみ処理に関するものや、市域及び市役所が排出する二酸化炭素等のデータについては、それぞれP36「第1章 一般廃棄物処理計画」、P41「第2章 地球温暖化対策実行計画」をご覧ください。

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 循環型社会をめざすまちづくり（循環）
 - (1) 平成24年度不法投棄の状況
 - (2) 雑草管理状況
 - (3) ゴミゼロ運動の実施状況
 - (4) 畜犬登録数・動物死体処理
 - (5) 路上喫煙・ポイ捨ての防止
2. 身近な自然と地域資源を大切にするまちづくり（共生）
 - (1) 都市公園
 - (2) 市民の森
 - (3) 湧水池
 - (4) 保存樹木・保存樹林
 - (5) ふるさと緑の基金
 - (6) グリーンチェーン戦略
 - (7) 市民農園
3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）
 - (1) 大気環境
 - (2) 水環境
 - (3) 合併処理浄化槽
 - (4) 土壌・地盤環境
 - (5) 騒音・振動
 - (6) 悪臭対策
 - (7) 苦情
4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）
 - (1) 市民環境講座
 - (2) リサイクルプラザ講座・教室

第1部 数字で見る流山市の環境

■市の概要

都心から一番近い森のまち・流山は、千葉県北西部に位置し、東京都心から25km圏内にある首都近郊の住宅都市として昭和42年に市制施行となり、人口約16万8千人の中堅都市として発展を続けています。

かつては、市内を流れる江戸川や利根運河を使った舟運、醸造業で栄えた本市は、廃藩置県直後の明治初期には千葉県の前身である葛飾、印旛県庁の所在地でもありました。その後、水運から鉄道へと時代の変革とともに、繁栄から遠ざかりますが、昭和30年代後半からの高度経済成長に伴う東京圏の外延化を背景に発展。平成17年8月のつくばエクスプレス開通により、秋葉原まで約20分と都心へのアクセスが飛躍

的に向上しました。

面積	35.28 km ²
人口	168,024 人
世帯数	69,933 世帯
市制施行	昭和42年
市の木	つげ
市の花	つつじ
姉妹都市	福島県相馬市
	長野県信濃町
	石川県能登町

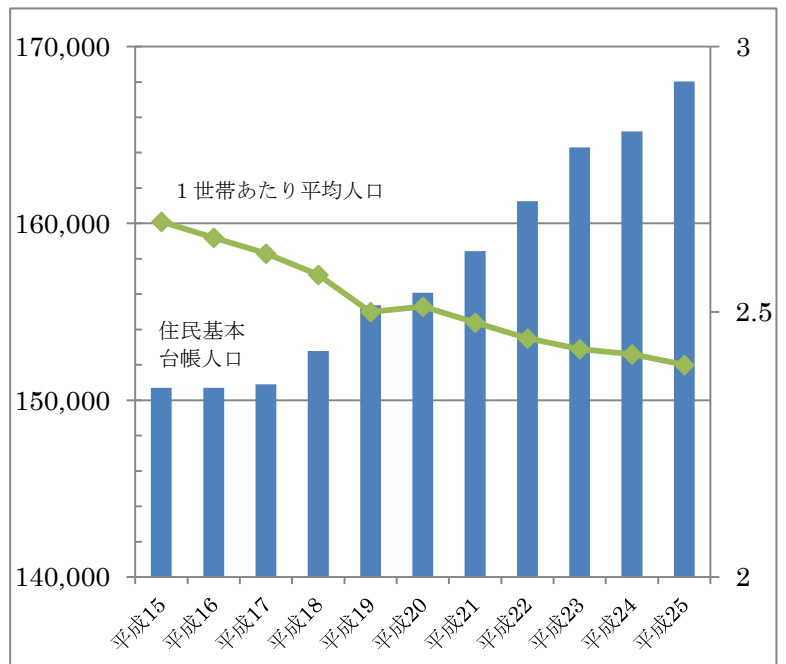
(平成25年4月1日現在)

1. 人口と世帯

市の人口は168,024人と前年度比1.7%増加しました。平成17年に開業したつくばエクスプレスの効果により、平成18年度以降の人口の増加が顕著になっています。

人口と世帯数

項目	住民基本台帳人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり平均人口 (人)
平成15年	150,703	56,402	2.67
平成16年	150,706	57,090	2.64
平成17年	150,910	57,844	2.61
平成18年	152,791	59,403	2.57
平成19年	155,382	60,714	2.50
平成20年	156,073	62,288	2.51
平成21年	158,426	63,985	2.48
平成22年	161,258	65,792	2.45
平成23年	164,294	67,531	2.43
平成24年	165,195	68,402	2.42
平成25年	168,024	69,933	2.40

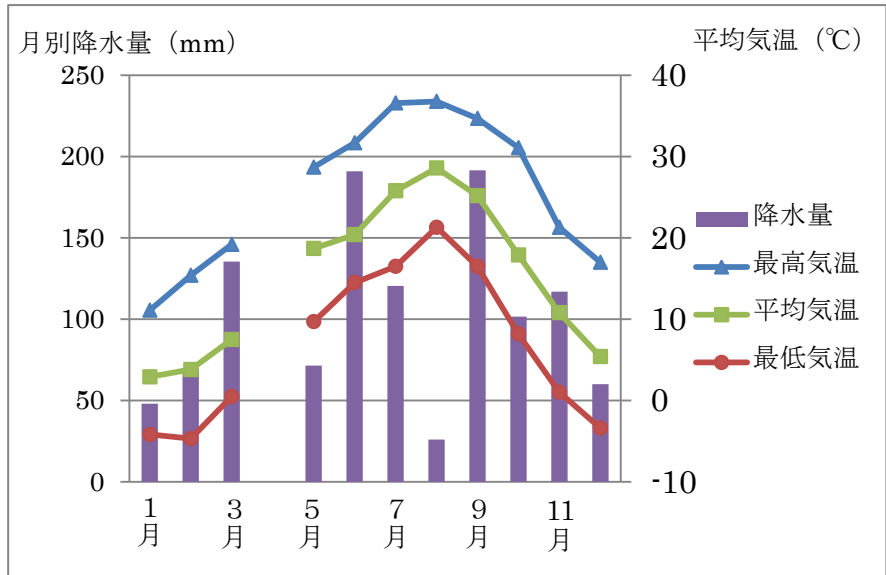


※各年4月1日現在

2. 気象

(1) 気温と降雨量

平成24年(1月～12月)の年間平均気温は15.2℃、年間降雨量は1132.0mmでした。月別の推移は右図のとおりです。4月については、観測機器の故障のためデータがありません。



(注) 4月は機器故障のため観測不能

平成24年の気温と降雨量

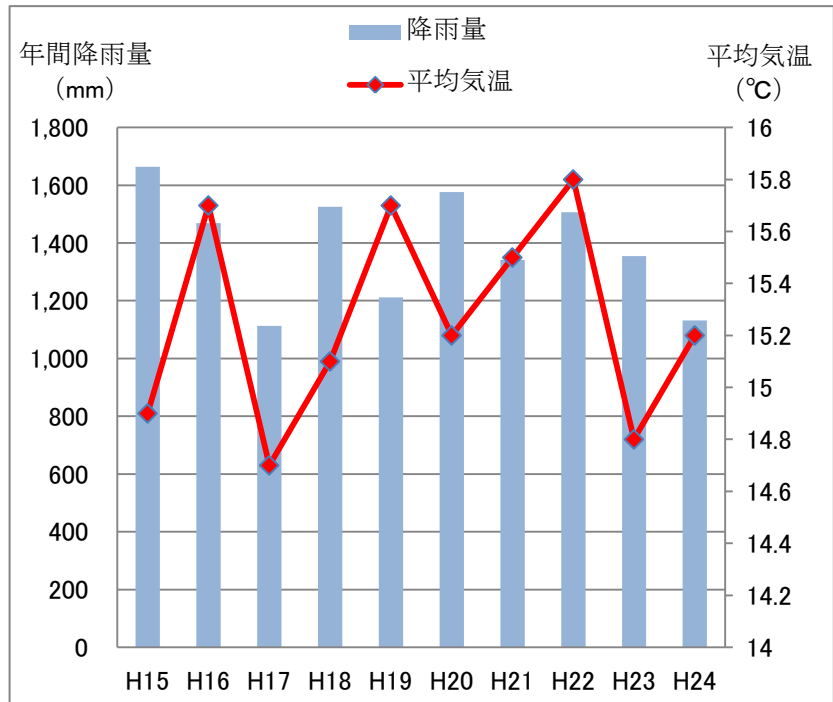
区分	最高気温	最低気温	平均気温	平均湿度	平均風速	最多風向	降雨量	天気			
								晴	曇	雨	雪
単位	℃	℃	℃	%	m/s	—	mm	—	—	—	—
1月	11.1	-4.2	2.9	50.1	2.9	北北西	48	26	2	3	0
2月	15.4	-4.7	3.8	60.2	2.8	北北西	69.5	15	8	5	1
3月	19.2	0.5	7.5	66.9	3.2	北北西	135.5	18	6	7	0
4月	—	—	—	—	—	—	—	19	3	8	0
5月	28.7	9.7	18.7	70.6	3.3	南	71.5	22	3	6	0
6月	31.7	14.5	20.4	79.8	3.1	東	191	19	6	5	0
7月	36.6	16.5	25.8	82.3	3.3	南	120.5	19	9	3	0
8月	36.8	21.3	28.6	76.7	3.2	南	26	28	3	0	0
9月	34.7	16.5	25.2	82.9	2.9	南南東	191.5	16	9	5	0
10月	31.1	8.2	17.9	77	2.8	北北西	101.5	19	6	6	0
11月	21.3	1	10.8	70.7	2.6	北北西	117	20	6	4	0
12月	17	-3.4	5.4	62.7	2.8	北北西	60	20	8	3	0
計	11.1	-4.2	2.9	50.1	2.9	北北西	48	26	2	3	0
平均	15.4	-4.7	3.8	60.2	2.8	北北西	69.5	15	8	5	1

(注) 4月は機器故障のため観測不能

(2) 気象の変化

市内の気象変化は、気温及び年間降雨量ともに明確な傾向は見られません。気温は15℃前後、降雨量は1,000～1,600mm前後で推移しています。

過去10年間における気温及び降雨量の変化は右図のとおりです。



3. 土地利用

(1) 地目別面積

市における土地利用の状況は、地目別では宅地が最も多く、全体の約37%を占めるとともに、都市計画用途地域別面積では、第一種低層住居専用地域が最も多く、全体の47%を占めており、住宅利用が多いことが伺えます。

平成24年度地目別面積 (単位: 千㎡)

地目	面積
田	2,634
畑	4,557
宅地	13,098
池沼	2
山林	2,224
牧場	-
原野	-
雑種地	2,374
その他	10,390
合計	35,280

出典: 千葉県統計年鑑(平成24年)

(2) 都市計画用途地域別面積

市の都市計画用途地域は、全体で2,151haとなります。そのうち、第一種低層住居専用地域は1,003haとなり、全体の約47%を占めています。

平成24年度地域別面積 (単位: ha)

用途	面積
第一種低層住居専用地域	1,003
第二種低層住居専用地域	-
第一種中高層住居専用地域	379
第二種中高層住居専用地域	7
第一種住居地域	471
第二種住居地域	78
準住居地域	35
近隣商業地域	58
商業地域	37
準工業地域	14
工業地域	69
工業専用地域	-
合計	2,151

■市が行う環境施策に関するデータ

1. 循環型社会をめざすまちづくり(循環)

(1) 平成24年度不法投棄の状況

不法投棄パトロール実績

区分	回収件数	回収量	日数
平成20年度	531件	63.3t	244日
平成21年度	620件	52.8t	244日
平成22年度	640件	63.3t	243日
平成23年度	710件	73.4t	245日
平成24年度	746件	74.3t	250日

家電不法投棄台数

区分	台数
エアコン	2台
テレビ	305台
冷蔵庫・冷凍庫	32台
洗濯機・乾燥機	23台
家電4品目合計	362台



(2) 雑草管理状況

平成24年7月1日に「流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」を施行しました。これは、土地の所有者等に空き地の適正な管理を義務付け、雑草等の繁茂による病害虫の発生やごみの不法投棄を未然に防止し、市民の良好な生活環境を確保することを目的としたものです。条例の施行により、市から土地の所有者等に対し、雑草等の除去に関する指導、勧告、命令等ができるようになりました。平成24年11月には1件の行政代執行を実施しました。

年度	指導件数	勧告件数	命令件数	戒告件数	執行令件数
平成24年度	300件	77件	14件	5件	1件

(3) ゴミゼロ運動の実施状況

事業名	実施日	参加団体数	参加人数	収集量(t)
春のゴミゼロ運動	平成24年5月27日～6月10日	139	20,830	43.41
秋のゴミゼロ運動	平成24年11月3日～11月4日	105	16,528	25.32
江戸川クリーン大作戦	平成24年5月27日	40	1,297	0.53
合計		284	38,655	69.26

（４）畜犬登録数・動物死体処理

畜犬登録数の推移（単位：頭）

年度	登録件数	新規登録
平成20年度	8,054	833
平成21年度	8,193	720
平成22年度	8,226	447
平成23年度	8,476	699
平成24年度	8,244	596

動物死体処理数の推移（単位：体）

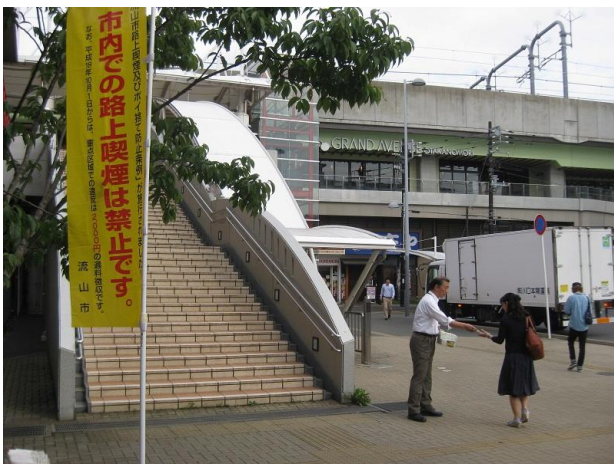
区分	一般系 (有料)	一般系 (無料)	事業系 (有料)	合計
平成20年度	277	548	0	825
平成21年度	295	588	9	892
平成22年度	279	572	14	865
平成23年度	302	567	11	880
平成24年度	287	619	5	911

※一般系（無料）：公道上で死亡していた犬猫等の回収

（５）路上喫煙・ポイ捨ての防止

「流山市路上喫煙の防止及びポイ捨て防止条例」の一部を改正し、飼い犬のふんの放置禁止を明確にするとともに、ポイ捨てについても過料の対象範囲を市内全域へ拡大し、名称も「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」として、平成22年7月に施行しました。

平成24年度は、日常的なパトロールとともに、年間10回のキャンペーンを行い、普及啓発に努めました。



駅前での啓発キャンペーン

路上喫煙・ポイ捨て防止の監視指導状況

内容	件数
条例の説明をして喫煙場所で喫煙を行った人	492
条例の説明をして携帯灰皿を使用した人	157
条例の説明をしたが、文句を言って携帯灰皿で消した人	27
姿を見て逃げ出した人	69
姿を見て店の中に逃げ込んだ人	0
指導・勧告に従わないで過料を現金で徴収した人	0
指導・勧告に従わないで過料を納付書で徴収した人	0
合計	745

2. 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)

(1) 都市公園

市内には、都市公園が 259 箇所、緑地が 50 箇所あり、合計面積は 85.9 ヘクタールと、市の総面積の約 2.4% を占めています。

【都市公園箇所数及び面積】

区分	箇所数	面積(ha)
公園	259	約 60.4
緑地	50	約 25.5
合計	309	約 85.9



【主な公園等】

No.	名称
①	流山市総合運動公園
②	運河水辺公園
③	野々下水辺公園
④	におどり公園
⑤	東深井地区公園
⑥	東部近隣公園
⑦	南流山中央公園
⑧	前ヶ崎城址公園
⑨	松ヶ丘ふるさと公園
⑩	愛宕ふれあいの森
⑪	中野久木散策の森
⑫	西初石小鳥の森
⑬	向小金ふるさとの森
⑭	西深井湧水池
⑮	前ヶ崎中湧水池

（2）市民の森

市では、貴重な樹林を良好な状態で保全し、自然観察や市民の憩いの場となるよう、市が借り上げ、市民の森として整備しています。

平成24年度末現在、17箇所を整備し、その面積は12.5ヘクタールとなっています。

【市民の森箇所数及び面積】

名称	所在地
西深井散策の森	西深井 741
運河散策の森	東深井 507-1
東深井散策の森	東深井 179 他
愛宕ふれあいの森	中野久木 287-1 他
西初石ふれあいの森	西初石 4 丁目 1436
三輪野山散策の森	三輪野山 5 丁目 621-1 他
長崎ふれあいの森	長崎 2 丁目 156-1 他
長崎散策の森	長崎 1 丁目 153-1
長崎いこいの森	長崎 2 丁目 44-2 他
野々下ふれあいの森	野々下 3 丁目 75
芝崎小鳥の森	芝崎 251-1 他
松ヶ丘 2 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 681-2
松ヶ丘 3 号散策の森	松ヶ丘 5 丁目 780 他
向小金ふるさとの森	向小金 3 丁目 151-1 他
駒木ふるさとの森	駒木 650-3 他
西初石小鳥の森	西初石 4 丁目 355-1 他
中野久木散策の森	中野久木 562-1 他
箇所数	17
面積	約 12.5ha

（3）湧水池

湧水は、古くから人々の生活用水や農業用水として大切に使われてきており、市民の憩いや安らぎの場となっています。市内の代表的な湧水池としては、「西深井」、「前ヶ崎中」、「下花輪」があります。

名称	所在地
西深井湧水池	西深井 421-1 他
前ヶ崎中湧水池	前ヶ崎 93
下花輪湧水池	下花輪 183

（4）保存樹木・保存樹林

保存樹木及び保存樹林は、133本、約6ヘクタールとなっています。また、斜面樹林保存協定に基づく樹林地は、約8.7ヘクタールとなっています。

（5）ふるさと緑の基金

市民の皆さんと市が一体となって緑化事業を推進し、緑豊かな流山を実現するため、「流山市ふるさと緑の基金」を設けています。皆さんから寄せられた寄付と市からの拠出金で運営され、公園の整備や緑化啓発事業などの経費に当てられます。

残高 483,913 千円（平成24年度末）

（6）グリーンチェーン戦略

流山市グリーンチェーン戦略とは、つくばエクスプレス沿線整備の4つの区域を中心に市内全域の流山市開発事業の許可基準等に関する条例に規定する開発事業で、個々の開発事業における「緑の価値」づくりの取組みを促進し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の環境価値を創造するものです。

認定件数 173 件（平成24年度末）

（7）市民農園

市が農地所有者から農地を借り受け、市民向けの農園として開放している市民農園があります。

区分	代表地番
名都借農園	名都借 908
西初石 3 丁目農園	西初石 3-1465-5
東深井農園	東深井 175-1
西深井農園	西深井字七ノ割 539-1
大畔農園	大畔字西田 188
駒木台農園	駒木台 198-1
箇所数	6箇所
面積	約 1.24ha

3. 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)

(1) 大気環境

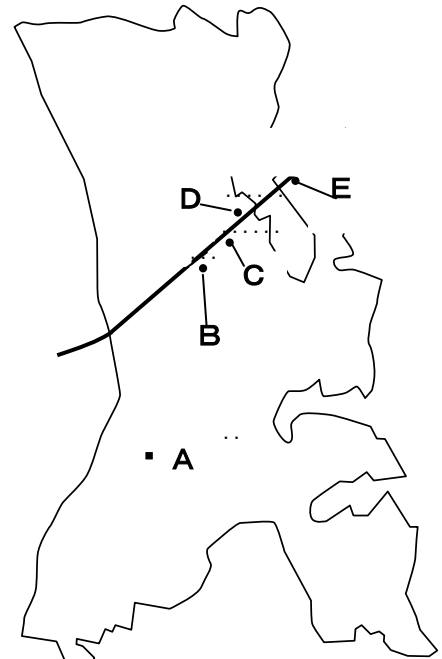
市では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を市内5カ所の測定局で監視し、さらに若葉台測定局では一酸化炭素、平和台測定局では二酸化硫黄とオキシダントを監視しています。

二酸化硫黄と二酸化窒素、浮遊粒子状物質のいずれも横ばいか減少の傾向にあります。

平成24年度は、市内で監視している二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の3物質のいずれも環境基準を達成しています。

【各測定局の監視内容】

測定局名 (所在地) 区分	二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	オキシダント	浮遊粒子状物質	炭化水素	風向・風速	温度・湿度	騒音
A：平和台 (平和台 1-3-14) 一般測定局	○	○		○	○	○	○	○	
B：若葉台 (西初石 2-38-15) 自動車排出ガス測定局		○	○		○		○		○
C：西初石 (西初石 2-912-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○
D：東初石 (東初石 1-102-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○
E：青田 (青田 54-4) 自動車排出ガス測定局		○			○				○



【大気質測定地点】

① 二酸化硫黄

平成24年度二酸化硫黄月間値測定結果(平和台測定局)

測定月	有効測定日数	測定時間(時間)	月平均値(ppm)	1時間値の最高値(ppm)	日平均値の最高値(ppm)
4月	30	711	0.0057	0.013	0.009
5月	31	738	0.0022	0.038	0.006
6月	30	718	0.0011	0.001	0.004
7月	31	741	0.0021	0.022	0.005
8月	31	742	0.0019	0.015	0.004
9月	30	718	0.0013	0.015	0.003
10月	31	740	0.0011	0.007	0.002
11月	30	718	0.0007	0.009	0.002
12月	31	742	0.0010	0.004	0.002
1月	31	741	0.0012	0.007	0.002
2月	14	347	0.0014	0.008	0.004
3月	19	463	0.0009	0.006	0.002
年間値	339	8,119	0.0020	0.038	0.006

※機器の不具合により、有効測定日数が年間日数と異なります。

日平均の2%除外値の推移

平和台測定局	日平均の2%除外値(ppm)	環境基準達成状況
平成20年度	0.007	○
平成21年度	0.007	○
平成22年度	0.004	○
平成23年度	0.006	○
平成24年度	0.007	○

※2%除外値：年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するもの。

二酸化硫黄環境基準：
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

② 二酸化窒素

平成24年度二酸化窒素年間測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	1時間値が0.2ppmを越えた時間数とその割合		1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下の時間数とその割合		日平均値が0.06ppmを越えた日数とその割合		日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数とその割合		日平均値の年間98%値	98%評価による日平均値が0.06ppmを越えた日数
	日	時間	ppm	ppm	時間	%	時間	%	日	%	日	%	ppm	日
若葉台	365	8,726	0.0152	0.0630	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.035	0
西初石	365	8,726	0.0188	0.0720	0	0.0	0	0.0	0	0.0	14	3.8	0.042	0
東初石	365	8,725	0.0152	0.0650	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.5	0.035	0
青田	365	8,755	0.0151	0.0610	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0.029	0
平和台	339	8,129	0.0176	0.0690	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	2.7	0.040	0

※年間98%値とは、年間の1日平均値のうち低い方から98%目に相当するものをいいます。
 ※平和台測定局は機器の不具合により、有効測定日数が年間日数と異なります。

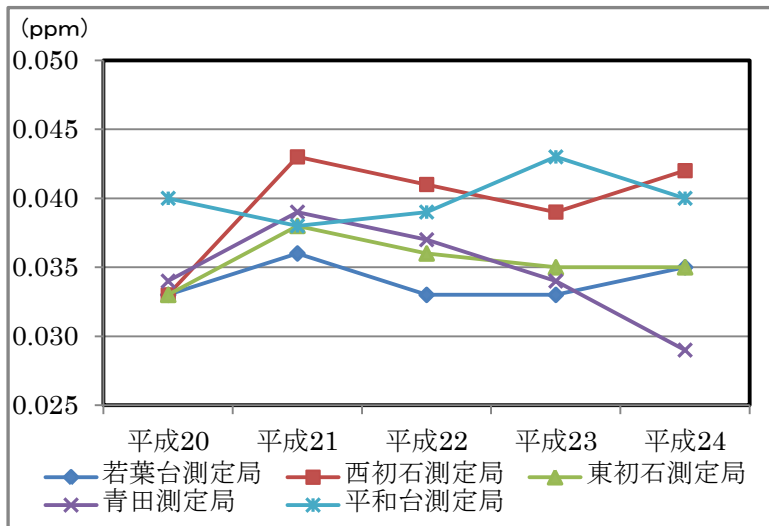
二酸化窒素の1日平均値の98%値

(単位:ppm)

測定局	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況	
若葉台	○	0.033	○	0.036	○	0.033	○	0.033	○	0.035
西初石	○	0.033	○	0.043	○	0.041	○	0.039	○	0.042
東初石	○	0.033	○	0.038	○	0.036	○	0.035	○	0.035
青田	○	0.034	○	0.039	○	0.037	○	0.034	○	0.029
平和台	○	0.040	○	0.038	○	0.039	○	0.043	○	0.040

※2%除外値:年間の1日平均値のうち、高い方から2%目に相当するものをいいます。

二酸化窒素環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
 二酸化窒素千葉県環境目標値:日平均値の年間98%値が0.04ppm以下であること。



③ 浮遊粒子状物質

平成24年度浮遊粒子状物質年間測定結果

項目 測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.2mg/m ³ を越えた時間数とその割合		日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.1mg/m ³ を越えた日数
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有・無	日
若葉台	364	8,653	0.020	0	0.00	0	0.00	0.185	0.052	無	0
西初石	365	8,675	0.019	0	0.00	0	0.00	0.169	0.050	無	0
東初石	362	8,557	0.019	1	0.00	0	0.00	0.203	0.046	無	0
青田	364	8,668	0.021	0	0.00	0	0.00	0.151	0.054	無	0
平和台	339	8,111	0.021	0	0.00	0	0.00	0.197	0.044	無	0

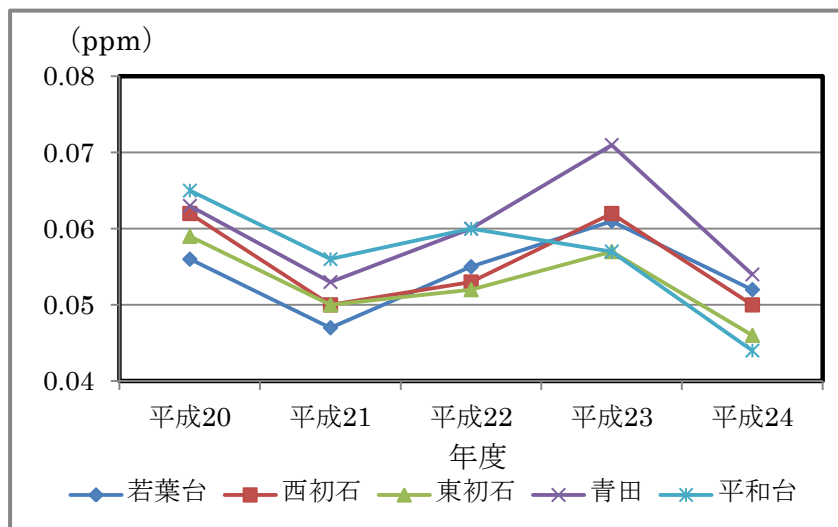
※機器の不具合や点検による欠測のため、有効測定日数が測定局によって異なります。

浮遊粒子状物質の日平均の2%除外値

(単位：mg/m³)

測定局	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況		環境基準達成状況	
若葉台	○	0.056	○	0.047	○	0.055	○	0.061	○	0.052
西初石	○	0.062	○	0.050	○	0.053	○	0.062	○	0.050
東初石	○	0.059	○	0.050	○	0.052	○	0.057	○	0.046
青田	○	0.063	○	0.053	○	0.060	○	0.071	○	0.054
平和台	○	0.065	○	0.056	○	0.060	○	0.057	○	0.044

浮遊粒子状物質環境基準：1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ1時間値が0.20 mg/m³以下であること。



④ 光化学スモッグ

平成24年度の光化学スモッグ注意報は、3回発令されました。なお、市では、光化学スモッグによる被害の申出者はありませんでした。

【平成24年度光化学スモッグ注意報発令状況】

発令年月日	区分	発令時間	(参考)最高濃度 (流山市)
7月25日(水)	注意報	14:20~16:20	0.107ppm(13時)
7月27日(金)	注意報	13:20~17:20	0.133ppm(14時)
9月13日(木)	注意報	14:20~17:20	0.123ppm(16時)

【光化学スモッグ注意報発令状況】

年	注意報発令回数
平成20年度	3
平成21年度	1
平成22年度	10
平成23年度	3
平成24年度	3

⑤ 光化学オキシダント

光化学オキシダント環境基準超過時間・日数

平和台測定局	超過日数	超過時間	環境基準 達成状況	時間 達成率
平成20年度	58	221	×	95.9
平成21年度	58	249	×	95.4
平成22年度	70	304	×	94.4
平成23年度	54	177	×	96.7
平成24年度	49	185	×	96.4

※時間達成率=(昼間の環境基準達成時間/昼間の測定時間)×100(%)

光化学オキシダント環境基準値:1時間値が0.06ppm以下であること。

⑥ 一酸化炭素

日平均値の2%除外値

若葉台測定局	日平均値 の2%除外 値(ppm)	環境基準 達成状況
平成20年度	0.6	○
平成21年度	0.5	○
平成22年度	0.7	○
平成23年度	0.8	○
平成24年度	0.7	○

※2%除外値:年間の1日平均値のうち、高い方から2%日に相当するものをいいます。

一酸化炭素環境基準:1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

◇微小粒子状物質 (PM2.5)

平成24年度はPM2.5の注意喚起を行った日はありませんでした。

PM2.5は大気中に浮遊している2.5 μ m(1 μ mは1mmの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質(SPM:10 μ m以下の粒子)よりも小さな粒子です。PM2.5は非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

平成25年1月頃から、中国北京市を中心にPM2.5等による大規模な大気汚染が断続的に発生しました。日本国内でも一時的に濃度上昇が観測されたことから「微小粒子状物質(PM2.5)に関する専門家会合」が設置され、平成25年2月に報告が取りまとめられ、注意喚起のための暫定的な指針が示されました。これを受け、県内29カ所の測定局で測定を行う千葉県でも注意喚起の考え方をまとめ、PM2.5濃度の日平均値が70 μ g/m³を超えると予想される場合には、各市町村が安心メールや防災無線、市ホームページ等で注意喚起を行う体制をとっています。流山市でも平成25年3月から監視体制を敷いています。

※平成25年11月に国の専門家会合PM2.5の暫定的な指針に係る判断方法の改善が示されたことを踏まえ、千葉県では「PM2.5高濃度時の注意喚起に関する千葉県の考え方(平成25年3月11日)」を見直し、平成25年12月10日から注意喚起の運用を変更しています。

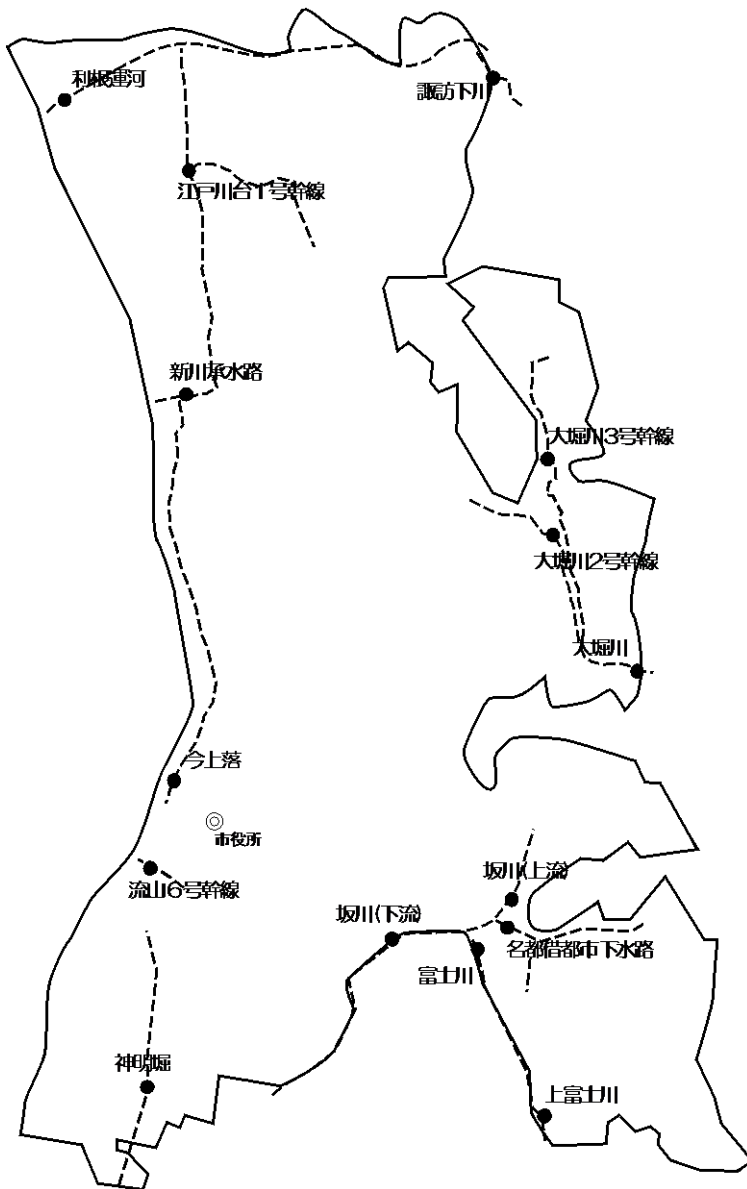
※平成25年3月7日及び平成25年9月17日に千葉県に対して流山市内への微小粒子状物質(PM2.5)測定機器設置の要望書を提出するとともに、平成25年11月22日には井崎市長が千葉県を訪問し、設置の要望を行いました。

（2）水環境

市では、市内河川や水路の15地点において、水質の監視測定を行っています。監視項目は、BOD（生物化学的酸素要求量）の他に、pH、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）、全窒素、全リン、アンモニア態窒素、大腸菌群数など11項目について行っています。BODは、河川等の有機質による汚れの状態を示す水質の代表的な指標です。

平成24年度は、利根運河においてDO、BOD及び大腸菌群数が基準を超過していました。次ページ以降、表中網掛けは、環境基準超過を表しています。

【水質測定地点】



	河川(類型)	採取地点
1	坂川(下流)(E)	幸田橋
2	坂川(上流)(E)	富士見橋
3	富士川	富士川3号橋
4	上富士川	砂尾架道橋
5	名都借都市下水路	前ヶ崎橋
6	神明堀	流山地先
7	今上落	富士橋
8	新川承水路	赤坂橋
9	江戸川1号幹線	真和団地
10	利根運河(B)	深井新田橋
11	諏訪下川	大橋
12	大堀川(D)	駒木5号橋
13	大堀川2号幹線	美田団地先
14	大堀川3号幹線	駒木台地先
15	流山6号幹線	流山5丁目地先

BOD（生物化学的酸素要求量）

水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したものの。値が小さいほど、その水質は良い。

SS（浮遊物質）

水中に浮遊する粒径2mm以下の不溶性物質の総称。

DO（溶存酸素量）

水中に溶存する酸素の量。

類型

千葉県では、河川をA～Eの5種類に分け、環境基準を設定しています。

①河川等の水質状況

平成24年度水質測定結果（年間測定回数4回）

区分	pH		DO(mg/ℓ)		BOD(mg/ℓ)		COD(mg/ℓ)	SS(mg/ℓ)		大腸菌群数(MPN/100ml)		n-ヘキサン抽出物質(mg/ℓ)	全窒素(mg/ℓ)	全リン(mg/ℓ)	アンモニア態窒素(mg/ℓ)	MBAS(mg/ℓ)
	測定値	環境基準	測定値	環境基準	測定値	環境基準		測定値	環境基準	測定値	環境基準					
1	7.8	6.0~8.5	8.4	2 mg/ℓ以上	2.1	10 mg/ℓ以下	3.2	12.0	ゴミ等の浮遊が認められないこと	44,000	<1	2.7	0.14	0.32	不検出	
2	7.8	6.0~8.5	8.3	2 mg/ℓ以上	2.2	10 mg/ℓ以下	3.2	11.2		85,088	<1	2.9	0.11	0.30		
3	7.7		8.6		2.1		3.5	6.9		49,250	<1	5.7	0.22	0.56		
4	8.0		9.7		2.6		3.4	2.4		58,975	<1	6.1	0.28	0.42		
5	7.5		6.0		4.4		6.4	2.0		188,075	<1	8.0	1.10	0.71		
6	8.4		9.5		2.6		5.2	9.4		28,975	<1	4.3	0.20	0.40		
7	7.7		5.5		2.5		5.1	8.3		180,500	<1	5.6	0.43	0.36		
8	7.5		5.1		3.2		5.7	3.1		74,000	<1	9.4	0.79	2.57		
9	7.3		3.6		9.1		9.6	2.8		126,250	<1	13.0	1.29	4.39		
10	7.8	6.5~8.5	4.2	5 mg/ℓ以上	5.9	3 mg/ℓ以下	7.7	15.2	25mg/ℓ以下	88,000	5,000MPN/100ml以下	<1	6.8	0.59		1.82
11	7.7		4.5		4.0		4.9	3.5		42,225	<1	5.5	0.52	1.27		
12	7.7	6.0~8.5	7.4	2 mg/ℓ以上	2.9	8 mg/ℓ以下	4.5	12.2	100mg/ℓ以下	26,475	<1	4.3	0.34	0.67		
13	7.4		5.0		1.8		3.3	3.1		55,298	<1	5.7	0.94	0.47		
14	7.3		4.7		3.3		4.6	1.9		85,500	<1	5.9	0.66	1.04		
15	7.8		5.7		3.8		5.8	4.8		8,260	<1	2.6	0.53	0.67		

※網掛けは、環境基準を超過しています。

※MBAS: 合成界面活性剤の濃度。

河川の水質状況(pH)(経年)

採取地点	pH年間					環境基準	類型
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	7.6	7.6	7.7	7.7	7.8	6.0~8.5	E
2	7.8	7.7	7.8	7.7	7.8	6.0~8.5	E
3	7.9	7.8	7.7	7.7	7.7		
4	7.9	7.9	7.9	7.7	8.0		
5	7.6	7.8	7.5	7.6	7.5		
6	8.6	9.0	8.2	7.8	8.4		
7	7.7	7.8	7.7	7.5	7.7		
8	7.5	7.5	7.4	7.6	7.5		
9	7.3	7.7	7.3	7.4	7.3		
10	7.6	7.6	7.6	7.5	7.8	6.5~8.5	B
11	7.7	7.7	7.6	7.6	7.7		
12	7.5	7.6	7.4	7.6	7.7	6.0~8.5	D
13	7.5	7.4	7.5	7.5	7.4		
14	7.2	7.8	7.4	7.4	7.3		
15	7.7	7.7	7.7	7.7	7.8		

※網掛けは、環境基準を超過しています。

※類型: 千葉県では、河川をA~Eの5種類に分け、環境基準を設定しています。

河川の水質状況(BOD)(経年) (単位:mg/ℓ)

採取地点	BOD年間					環境基準	類型
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	2.5	1.5	2.7	2.1	2.1	10 mg/ℓ以下	E
2	4.9	3	1.8	2.2	2.2		E
3	1.8	1.6	1.6	2.3	2.1		
4	3.7	2.9	3.8	3.7	2.6		
5	9.2	8.4	10.6	5.9	4.4		
6	2.8	2.5	3.0	2.5	2.6		
7	4.4	2.7	3.5	3.2	2.5		
8	4.0	26.8	6.9	4.5	3.2		
9	15.5	2.8	10.5	13.5	9.1		
10	3.7	7.2	10.6	5.7	5.9	3 mg/ℓ以下	B
11	2.8	4.4	4.9	6.5	4.0		
12	5.6	6.1	2.4	3.2	2.9	8 mg/ℓ以下	D
13	5.1	6.1	4.0	3.4	1.8		
14	4.3	5.6	4.7	3.4	3.3		
15	4.9	5.6	3.6	2.5	3.8		

河川の水質状況（SS）（経年）（単位：mg/ℓ）

採取地点	SS年間					環境基準	類型
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	5	13	7	3.3	12.0	ごみ等の浮遊物がみとめられないこと	E
2	8	8	4	3.6	11.2		E
3	4	9	5	6.0	6.9		
4	4	5	7	2.5	2.4		
5	5	4	12	2.3	2.0		
6	4	10	5	2.7	9.4		
7	9	11	13	11.8	8.3		
8	7	14	3	3.3	3.1		
9	8	6	3	4.2	2.8		
10	9	24	17	10.8	15.2		25mg/ℓ以下
11	5	14	9	4.2	3.5		
12	17	17	8	4.7	12.2	100mg/ℓ以下	D
13	5	11	20	1.4	3.1		
14	4	7	4	7.1	1.9		
15	6	4	2	4.1	4.8		

河川の水質状況（DO）（経年）（単位：mg/ℓ）

採取地点	DO年間					環境基準	類型
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	9.2	10.2	8.7	7.0	8.4	2mg/ℓ以上	E
2	9.0	3.8	8.7	7.1	8.3		E
3	9.2	7.2	8.5	11.1	8.6		
4	8.4	7.2	9.5	11.5	9.7		
5	7.1	7.0	8.1	9.3	6.0		
6	10.1	9.0	9.7	7.8	9.5		
7	7.0	6.8	7.6	5.7	5.5		
8	6.2	8.8	7.0	7.4	5.1		
9	4.6	8.2	5.5	4.1	3.6		
10	6.5	8.4	5.7	5.4	4.2	5mg/ℓ以上	B
11	8.1	9.0	6.9	6.2	4.5		
12	6.8	5.2	6.4	11.1	7.4	2mg/ℓ以上	D
13	6.5	5.9	7.9	4.6	5.0		
14	6.7	4.1	5.7	5.6	4.7		
15	6.2	6.7	7.5	7.1	5.7		

河川の水質状況（大腸菌群数）（経年）

（単位：MPN/100mℓ）

採取地点	大腸菌群数年間					環境基準	類型
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
1	33,000 ～5,000	17,000 ～110,000	22,000 ～130,000	3,300 ～33,000	11,000 ～130,000		E
2	490,000 ～33,000	23,000 ～330,000	4,900 ～13,000	4,600 ～35,000	450 ～240,000		E
3	170,000 ～11,000	7,000 ～130,000	7,900 ～130,000	3,300 ～140,000	19,000 ～130,000		
4	130,000 ～8,000	8,000 ～490,000	17,000 ～92,000	33,000 ～110,000	4,900 ～130,000		
5	230,000 ～140,000	80,000 ～1,100,000	4,600 ～22,000	4,900 ～350,000	3,300 ～130,000		
6	70,000 ～8,000	17,000 ～79,000	490 ～230,000	4,000 ～79,000	4,900 ～49,000		
7	330,000 ～8,000	17,000 ～79,000	2,300 ～23,000	7,900 ～79,000	7,900 ～79,000		
8	490,000 ～17,000	50,000 ～700,000	11,000 ～24,000	33,000 ～920,000	23,000 ～540,000		
9	1,700,000 ～170,000	13,000 ～490,000	1,700 ～24,000	130,000 ～1,600,000	22,000 ～350,000		
10	330,000 ～11,000	14,000 ～70,000	13,000 ～92,000	4,900 ～49,000	11,000 ～170,000	5,000MPN/100mℓ以下	B
11	400,000 ～50,000	80,000 ～1,300,000	1,700 ～24,000	9,300 ～220,000	7,900 ～79,000		
12	700,000 ～22,000	33,000 ～130,000	17,000 ～920,000	3,300 ～54,000	4,900 ～49,000		D
13	790,000 ～8,000	70,000 ～2,500,000	20 ～28,000	4,900 ～160,000	790 ～170,000		
14	490,000 ～80,000	170,000 ～7,900,000	3,500 ～24,000	140 ～49,000	13,000 ～240,000		
15	170,000 ～23,000	11,000 ～130,000	0 ～490	230 ～240,000	0 ～33,000		

※ 網掛けは、環境基準を超過しています。

② 生活排水対策推進計画

市は平成4年3月に、千葉県から水質汚濁防止法に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されたことから、平成7年12月に「水のきれいなふるさとづくりー流山市生活排水対策推進計画」(第1期計画)を策定し、下水道の整備促進、合併処理浄化槽の普及など、諸施策を進めてきました。

その結果、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え、平成27年度を目標とする「第Ⅱ期流山市生活排水対策推進計画ー豊かで清らかな水に親しめるまち・流山」を策定し、対策を進めています。

この第Ⅱ期の改定計画は平成17年度に改定し、平成27年度までの10年間に「生活排水の汚れを約38%減らす」ことを目標に、対策を推進します。

③ 下水道

市では、下水道の普及を進めており、平成19年度から平成24年度末までに下水道普及率は10%以上上昇しました。

かつては、千葉県内の平均値よりも低い値でしたが、平成19年度から県の平均値を上回っています。

【平成24年度末下水道の整備状況】

項目	数値	備考
行政区域	3,528ha	流山市の面積
全体計画区域	3,345ha	公共下水道の将来計画(平成36年度目標)
事業認可区域	2,195ha	公共下水道を近年のうちに整備を予定している区域(平成27年度目標)
処理区域	1,424ha	公共下水道の接続可能区域
行政人口	168,024人	流山市の住民基本台帳人口
処理区域内人口	132,011人	公共下水道処理区域内に住んでいる方の人口
水洗化人口	122,384人	公共下水道処理区域内で公共下水道を使用している人口
普及率	78.6%	行政人口のうち公共下水道が使用可能となっている区域内の人口割合
水洗化率	94.3%	公共下水道が使用可能となっている人口のうち、下水道を使用している人口割合

【下水道普及率の推移】

年度末	流山市(%)	千葉県(%)
平成20年度	69.5	67.2
平成21年度	71.5	68.2
平成22年度	73.3	69.2
平成23年度	77.1	70.0
平成24年度	78.6	70.7

④ 浄化槽

下水道普及率の上昇に伴い、浄化槽の普及率は減少の傾向にあります。

【浄化槽人口普及率】

年度末	普及率
平成22年度	25.60%
平成23年度	21.97%
平成24年度	20.00%

(3) 土壌・地盤環境

【地下水揚水量】 (単位: m³/日 (稼働井戸本数は本))

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
工業用	948	697	732	834	1,093
ビル用	56	362	130	39	61
水道用	11,525	11,104	10,980	9,794	7,870
農業用	1,888	1,909	2,636	2,596	2,735
その他	482	77	79	111	97
計	14,899	14,149	14,555	13,374	11,856
稼働井戸本数	57	55	54	50	53

【埋立事業許可件数】

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
許可件数	2	8	2	4	3
埋立箇所	2	8	2	4	3
面積(m ²)	3,181	10,761	2,632	7,966	6,834

【平成24年度地下水水質調査】

項目	トリクロロエチレン(mg/L)	テトラクロロエチレン(mg/L)	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)	四塩化炭素(mg/L)	大腸菌群
環境基準	0.03以下	0.1以下	1以下	0.002以下	-
西初石	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷①	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷②	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷③	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
市野谷④	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
加	0.086	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
東深井	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
西深井	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陰性
平方①	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性
平方②	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性
平方③	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性
平方④	<0.001	<0.0005	<0.0005	<0.0002	陽性

※網掛けは、環境基準を超過しています。

(4) 騒音・振動

① 常磐道環境保全対策

市では、常磐道沿道4地点において騒音の常時監視測定を行っています。

平成24年度における常磐道からの騒音レベルは45dB～60dBの範囲にあります。

平成24年度測定結果平均値

(上段:騒音レベル、下段:協定値を超えた時間)

測定局		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
若葉台	dB	46.8	47.1	46.5	51.3	59.6	54.3	48.4	46.2	48.2	45.5	45.2	46.4
	時間	8	11	17	152	462	289	73	5	2	0	0	9
西初石	dB	51.1	51.3	50.8	52.5	57.9	55.6	52.4	51.1	50.8	49.7	50.6	50.9
	時間	49	58	45	136	407	269	140	38	28	10	21	49
東初石	dB	49.1	49.4	49.0	51.1	57.5	52.3	50.0	49.3	48.8	47.7	48.3	49.1
	時間	13	13	21	107	401	151	55	9	2	0	2	21
青田	dB	49.5	49.5	49.3	50.8	56.6	55.6	50.6	49.7	49.3	48.2	49.0	49.5
	時間	29	26	29	96	392	312	82	17	7	3	2	20

東日本高速道路株式会社と締結した騒音の協定値

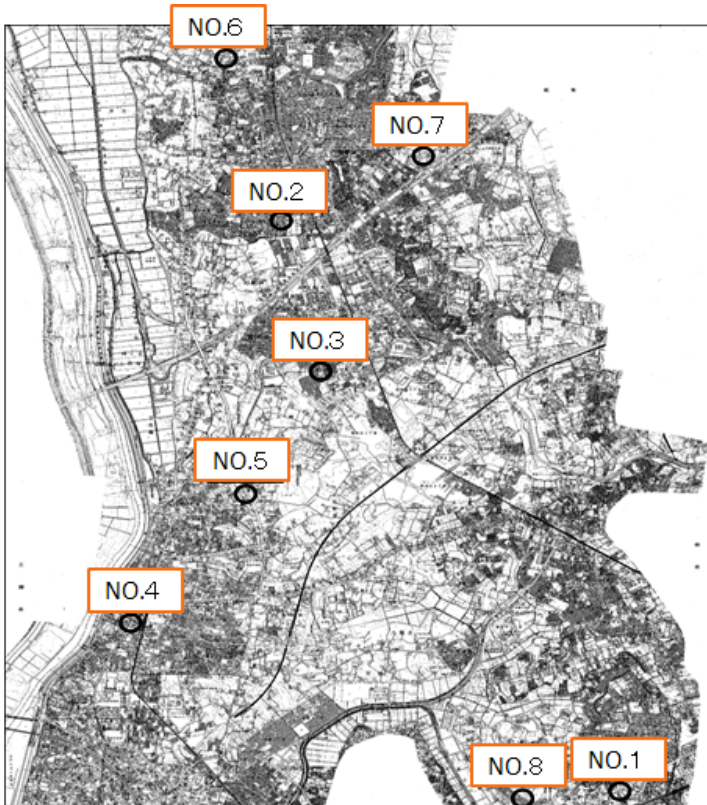
朝(6時～8時)…55dB以下、昼(8時～19時)…60dB以下

夕(19時～22時)…55dB以下、夜(22時～翌6時)…50dB以下

② 自動車騒音・振動

市では、常磐自動車道沿道のほか、市内主要道路の沿道8地点で自動車騒音・振動の監視測定を行っています。測定結果は、交通量の多い国道6号や県道松戸野田線、市道211号線・102号線では、騒音の環境基準を上回っていました。

【騒音測定地点】



地点番号	調査地点	対象道路
1	向小金1-301	国道6号(水戸街道)
2	江戸川台西3丁目31-1	市道211号線
3	西初石4-1411-2	市道102号線
4	流山2丁目312	県道松戸野田線(流山街道)
5	三輪野山3丁目1-8	県道松戸野田線(流山街道)
6	東深井31-4	県道松戸野田線(流山街道)
7	青田6	市道274号線
8	前ヶ崎484-12	市道251号線

自動車騒音・振動実態調査結果

(単位: dB)

調査地点	地域区分	用途地域及び環境基準類型	車線数	騒音測定値及び要請限度等			振動測定値及び要請限度等		
				項目	昼間	夜間	項目	昼間	夜間
1	騒音: 第2種区域 振動: 第1種区域	準住居地域 B類型	4	本年度(Laeq)	73	71	本年度(L10)	47	45
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
2	騒音: 第1種区域 振動: 第1種区域	第一種低層住居専用地域 A類型	2	本年度(Laeq)	64	58	本年度(L10)	52	41
				環境基準	60	55	-		
				要請限度	70	65	要請限度	65	60
3	騒音: 第1種区域 振動: 第1種区域	第一種低層住居専用地域 A類型	2	本年度(Laeq)	69	64	本年度(L10)	48	44
				環境基準	60	55	-		
				要請限度	70	65	要請限度	65	60
4	騒音: 第3種区域 振動: 第2種区域	商業地域 C類型	2	本年度(Laeq)	71	71	本年度(L10)	44	42
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	70	65
5	騒音: 第2種区域 振動: 第1種区域	第一種住居地域 B類型	4	本年度(Laeq)	69	63	本年度(L10)	49	40
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
6	騒音: 第2種区域 振動: 第1種区域	第二種住居地域 B類型	2	本年度(Laeq)	71	68	本年度(L10)	43	36
				環境基準	70	65	-		
				要請限度	75	70	要請限度	65	60
7	-	市街化調整区域	2	本年度(Laeq)	68	62	本年度(L10)	46	41
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度	環境基準及び要請限度の指定なし		要請限度	要請限度の指定なし	
8	-	市街化調整区域	1	本年度(Laeq)	67	60	本年度(L10)	47	34
				環境基準	環境基準及び要請限度の指定なし		-		
				要請限度	環境基準及び要請限度の指定なし		要請限度	要請限度の指定なし	

※網かけは、環境基準を上回る値を示す。斜線は、要請限度を上回る値を示す。

市内の主要道路の交通量

平成24年度主要道路車種別交通量(上下線) (単位: 台/日)

調査地点	大型車Ⅰ(台)	大型車Ⅱ(台)	小型車(台)	二輪車(台)	四輪車計(台)	全車種合計(台)	大型車混入率
1	3,212	4,556	36,874	795	44,642	45,437	17.1%
2	106	313	4,378	85	4,797	4,882	8.6%
3	117	596	12,079	489	12,792	13,281	5.4%
4	1,964	2,743	16,515	417	21,222	21,639	21.8%
5	472	1,770	16,381	192	18,623	18,815	11.9%
6	227	1,243	10,103	245	11,573	11,818	12.4%
7	155	747	11,614	239	12,516	12,755	7.1%
8	241	757	5,548	112	6,546	6,658	15.0%

※ 平成25年2月25日12時から26日12時までの調査結果です。

交通量(上下線・四輪車合計)の推移 (単位: 台/日)

調査地点	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1	19,107	20,971	44,367	44,098	44,642
2	-	-	6,579	5,165	4,797
3	19,107	20,971	11,066	11,848	12,792
4	43,263	43,950	21,281	21,312	21,222
5	40,353	40,350	19,009	19,197	18,623
6	-	-	-	12,107	11,573
7	19,107	20,971	13,523	13,402	12,516
8	14,157	14,320	6,824	6,807	6,546

※ 各年度24時間調査の結果です。

（5）悪臭対策

平成24年度においては、基準を超える悪臭の発生はありませんでした。

悪臭防止法では、「悪臭物質濃度」または「臭気指数」によって、悪臭の強さの規制をしており、このうち、「悪臭物質濃度による規制」では、悪臭の主な原因となる22の化学物質の濃度を規制しています。

市は、全域が「悪臭物質濃度による規制」の対象区域となっており、市内の事業者は、敷地境界において、悪臭防止法第4条第1項で定める規制基準を遵守する必要があります。

（6）苦情

市における環境保全等に関する苦情件数は、平成24年度は減少しました。

平成24年度環境保全等
苦情処理件数(月別)

月	件数
4月	6
5月	18
6月	23
7月	42
8月	13
9月	14
10月	21
11月	22
12月	11
1月	14
2月	7
3月	15
合計	206

環境保全等苦情処理件数の推移

種類	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
悪臭	5	3	9	11	6
大気	0	0	0	0	0
振動	2	3	1	5	6
騒音	11	13	16	17	14
水質	0	3	0	0	1
動物他	17	17	13	16	22
害虫等	9	4	6	4	4
雑草樹木	45	4	70	136	107
廃棄物投棄	22	22	17	22	15
浄化槽	4	11	1	5	7
野焼き等	25	16	11	14	7
墓地関係	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0
その他	25	49	16	16	17
合計	165	145	160	246	206

4. 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)

(1) 市民環境講座

市民の環境意識の高揚を図るため、市民環境講座を行っています。平成24年度は地球温暖化防止に特化して、親子で学べるエコ体験教室やエネルギー学習のバスツアーなどを実施しました。

平成24年度市民環境講座

	開催日	講座内容	参加者数
市民環境講座	5月13日	講演会「江戸川は流山になにをもたらしたか」	88
	7月28日	夏休み親子エコ体験教室と工作	77
	9月8日	バスツアーで巡る環境・エネルギー学習の旅	34
	12月9日	講演会「エコ・チャレンジながれやま」	27
	2月17日	「頻発する異常気象」講演と映画のつどい	138
出前講座	7月1日	西寿会	24
	7月14日	平和台2・3丁目自治会	28
	11月26日	おもと会	16
	11月30日	美田自治会安心町づくり部	20
	1月20日	駒木台第二自治会	25
	2月19日	流山市老人福祉センター	59
	3月3日	駒木台第二自治会	9
合計			545名



リサイクル講座の作品

(2) リサイクルプラザ講座・教室

リサイクルプラザ・プラザ館では、ごみ減量・リサイクルに特化した講座・教室を開催し、講座や授業は、廃油による石けんづくりや手ぬぐいマイバックなど68回で、延べ696名が参加しました。

平成24年度リサイクルプラザ講座・教室

講座名	回数	参加者数
洗える健康布ぞうりづくり	5	65
裂織りランチョンマットづくり	1	7
古ネクタイでメガネ入れづくり	2	18
ハンカチでブローチづくり	1	17
指あみマフラー・帽子づくり	2	20
古水引でぞうりストラップ&携帯楊枝入れづくり	1	11
エコルームシューズづくり	2	31
ミニタペストリーづくり	1	19
和服地でベストづくり	2	16
おしゃれスカーフづくり	1	5
つるし雛づくり	2	20
包丁研ぎ教室	2	19
牛乳パックで紙すきはがきづくり	2	27
石けんづくり教室	1	22
ケロククラブ 子供リサイクル手芸	7	58
布のリサイクルシリーズ	8	73
打ち直しわたで小座布団づくり	5	45
敷布団づくり実演見学	1	9
おもちゃ病院	12	90
空き瓶デコレーション	1	12
牛乳パックではさみ入れづくり	1	11
新聞紙バッグ&チラシビーズづくり	2	24
不用布でリースづくり	1	16
手ぬぐいで簡単マイバックづくり	1	12
新聞紙でコサージュづくり	1	5
おもちゃ病院 親子教室	1	30
合計	68回	696名

第2部 環境関連計画の進捗状況

第1章 一般廃棄物処理計画

第2章 地球温暖化対策実行計画

第1節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン

第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

第3章 生物多様性ながれやま戦略

第3部 震災と放射能への対応

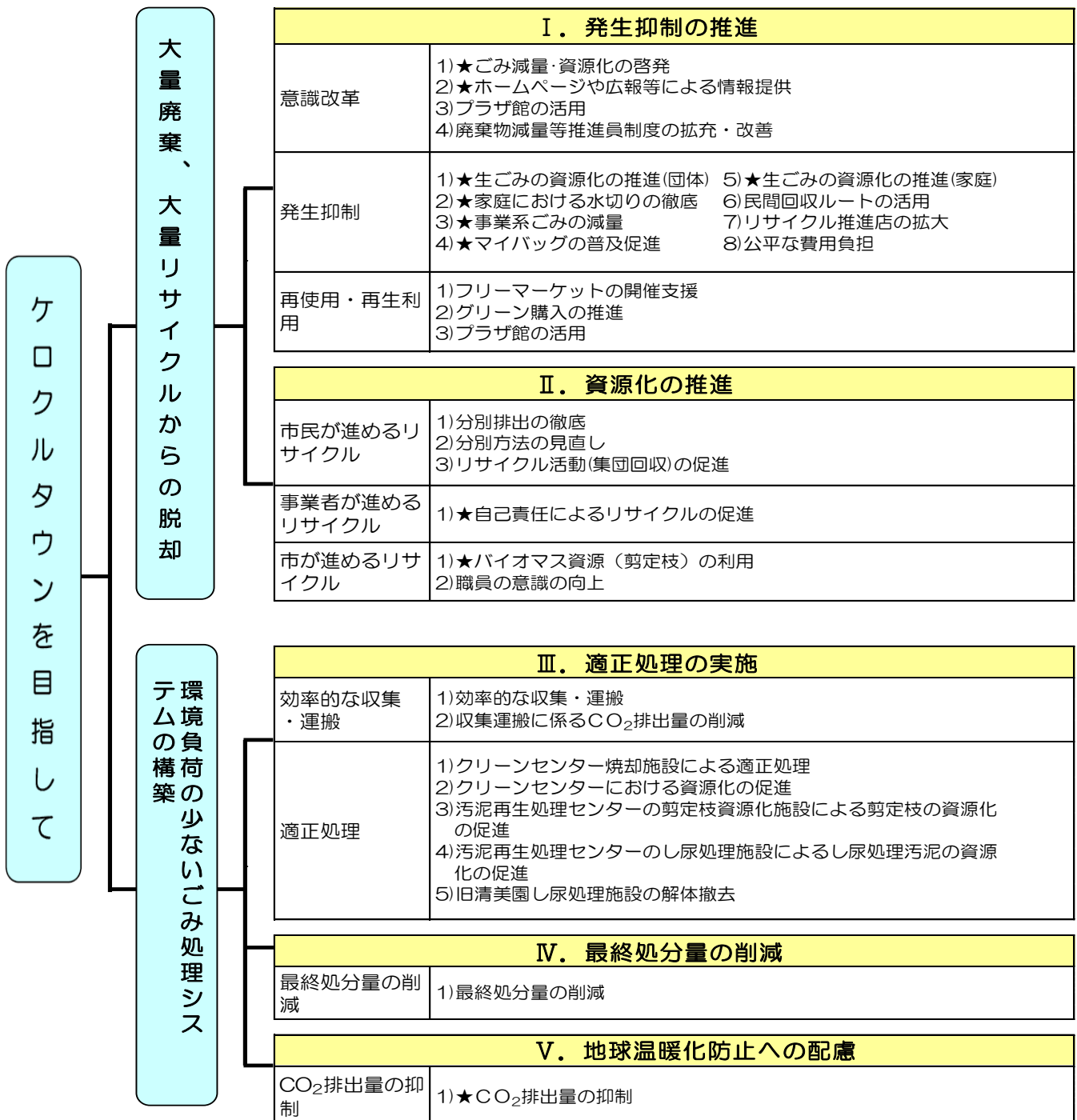
第2部 環境関連計画の進捗状況

第1章 一般廃棄物処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、市町村は一般廃棄物処理計画の策定を義務付けられています。市民の方々から排出される様々な家庭ごみの収集・処理、事業者から排出される一般廃棄物の受入処理等について、一般廃棄物処理計画「流山市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、資源化・適正処理等を進めています。

基本方針

基本施策及び個別施策



第1節 流山市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策

1. 資源物の集団回収への一本化

一般廃棄物処理基本計画に基づき、集団回収による自治会、PTA等のコミュニティの強化・リサイクル意識の向上等の効果を目的とし、平成24年度から資源物の集団回収への一本化を図りました。

2. レジ袋削減啓発等、ごみの減量・資源化の促進

流山商業協同組合による全市共通のポイントカードシステムの構築に合わせ、レジ袋辞退者へのポイント付与を通じ、レジ袋削減を図りました。また、ごみ減量・資源化の普及啓発、家庭における水切りの徹底、事業系ごみの減量等に取り組みました。

3. 大型生ごみ処理機設置事業

生ごみ処理機を小・中学校に設置し、生ごみの減量・資源化の推進を図るとともに、ごみが資源に生まれ変わることを実感できる重要な環境教育の手段として役立てています。

4. 剪定枝資源化施設運営事業

平成22年度から稼働した「森のまちエコセンター」において、市内で発生する剪定枝を資源化し、みどりのリサイクルを進め、循環型社会の形成を図っています。

5. クリーンセンターの安全衛生の確保

クリーンセンター内の労働災害ゼロを目指し、清掃事業場安全衛生委員会による活動を中心に、リスクアセスメントを取り入れた作業標準書の作成を進めるとともに、労働災害の防止に関する訓練等を着実に進めています。

6. クリーンセンターの適切な運転管理と経費削減

クリーンセンターにおいて、毎日発生するごみを安定的に処理するため、また周辺環境に影響を及ぼさないよう、計画的な施設の整備点検、修繕、運転管理に努めています。また、修繕等の発注に当たっては可能な範囲で競争原理を導入するとともに、全国都市清掃会議の積算基準等を参考に見積額等の精査を行い、一層の経費削減に向けた対策を講じています。

7. 家庭ごみの収集区分の見直し

「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、平成24年度からプラスチック類の分別区分の変更及び資源物の集団回収への一本化を図り、更なる再資源化及びごみ減量化に努めました。

8. 一般廃棄物収集等の複数年委託

ごみの収集運搬、リサイクル館の運転管理等の複数年委託事業について、契約方法を見直し、経費の節減を図りました。なお、リサイクル館については、施設の運転管理に機器修繕等に加え、施設全体の運営を行う包括的管理運営委託へ変更しました。

森のまちエコセンターでは、市内の庭や公園などから発生する剪定枝を「森のエコ堆肥」やチップにする「みどりのリサイクル」を行っています。

これは、以前は焼却されていた剪定枝が堆肥になって生まれ変わることで、みどりの循環が形成され、焼却時のCO₂発生量の削減にもつながります。

平成23年4月からは、農業や家庭菜園などに使用できる「森のエコ堆肥」の販売を開始しています。

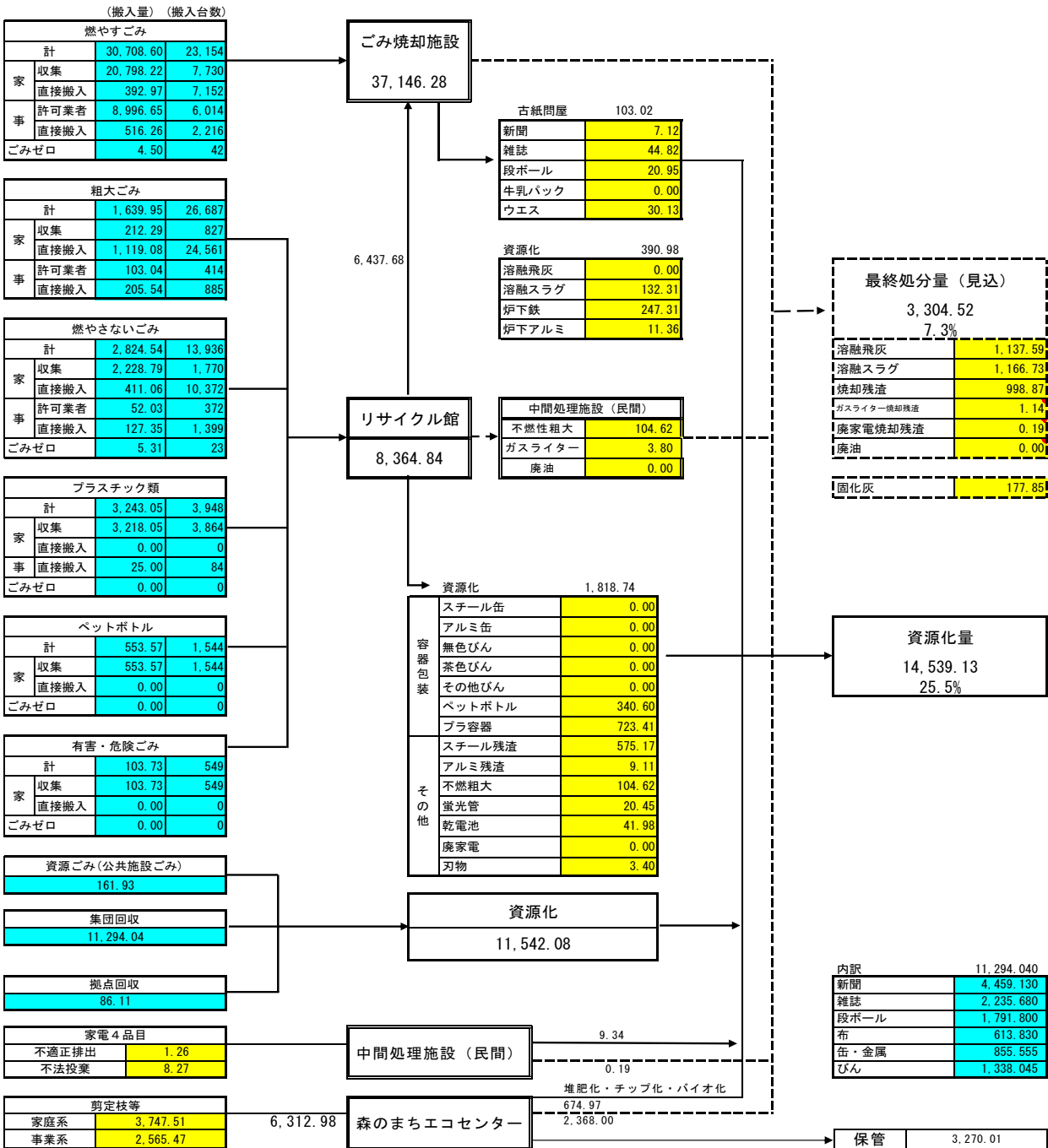


ごみ減量・資源化キャラクター「ケロクル」

※平成25年12月現在、放射能対策のため、剪定枝の受け入れは行っていますが、堆肥化、チップ化は中止しています。

平成24年度ごみ処理フロー（ごみ収集及び処理の状況）

人口 168,024 人 平成25年3月31日現在 住基登録人口+外国人登録人口
 ごみ発生量 56,938.03 同原単位 928 g 168,024
 ごみ処理量 45,395.95 同原単位 740 g



※「家」は家庭系ごみ、「事」は事業系ごみ
 ※炉下鉄、炉下アルミ：焼却処理後の鉄及びアルミ
 ※容リプラ：容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行うプラスチック製容器包装材
 ※不燃粗大：リサイクル館で処理できない金属屑及びプラスチック類等
 ※スチール残渣：刃物類を含む

第2節 ごみ処理量等の推移

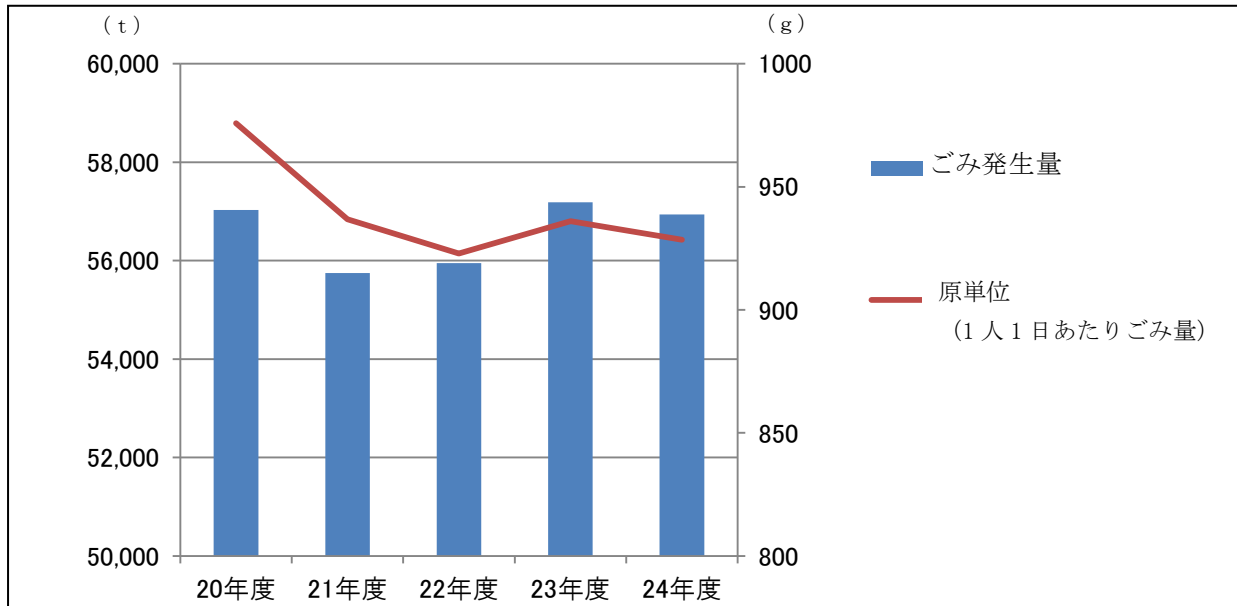
(1) ごみ処理量

平成24年度のごみ発生量は、56,938トン、うちごみ処理量は45,396トンで、資源化率は、25.5%でした。平成24年度は、ごみ発生量・処理量ともにやや減少しています。

区分	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
ごみ発生量	t	57,028.79	55,750.29	55,951.34	57,185.02	56,938.03
原単位 (1人1日あたりごみ量)	g	975.79	936.86	922.93	936.01	928.41
資源化率	%	28.5%	27.9%	28.9%	24.6%	25.5%
最終処分量	t	1,755.82	2,135.56	2,092.13	3,243.57	3,304.52
ごみ処理量	t	48,260.38	47,255.83	47,469.16	48,647.72	45,395.95
人口	人	160,119	163,034	166,092	166,924	168,024

※人口は年度末の住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数値です。なお、平成24年度からは住民基本台帳人口に外国人が含まれています。

【ごみ発生量と原単位】



(2) リサイクル

リサイクルは、資源物の集団回収への一本化により、平成24年度の回収量は増加しました。

【集団回収量の推移】

(単位:t)

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
紙類	6,885.57	6,539.51	6,453.28	6,451.28	8,486.61
新聞	4,031.11	3,737.51	3,656.81	3,599.24	4,459.13
雑誌	1,722.62	1,660.14	1,649.99	1,648.77	2,235.68
段ボール	1,131.84	1,141.86	1,146.48	1,203.28	1,791.80
布類	303.11	336.00	374.51	422.44	613.83
金属類	557.12	584.24	606.22	603.47	855.55
ビン類	846.79	856.86	869.84	892.10	1,338.05
合計	8,592.59	8,316.61	8,303.85	8,369.29	11,294.04

(3) し尿及び浄化槽汚泥

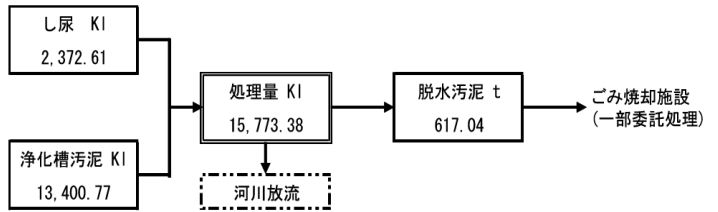
し尿処理及び浄化槽汚泥処理量は、公共下水道の整備とともに減少傾向にあります。

【し尿及び浄化槽汚泥処理量】

(単位:kL)

【し尿処理フロー】

区分	処理量	し尿	浄化槽汚泥
平成 20 年度	19,121.09	2,964.78	16,156.31
平成 21 年度	19,181.32	2,893.06	16,288.26
平成 22 年度	17,114.42	2,566.64	14,547.78
平成 23 年度	16,375.15	2,406.58	13,968.57
平成 24 年度	15,773.38	2,372.61	13,400.77



(4) 流山市の廃棄物処理施設

施設	概要	
クリーンセンター ・ごみ焼却施設 建築面積: 5,798 m ² 能力: 207t/日 ・リサイクル館 建築面積: 5,262 m ² 能力: 50.5t/日	流山市クリーンセンターは、ごみ処理施設、リサイクル館工場棟、プラザ館(啓発棟)の3つの施設からなります。ごみ焼却による残渣等の利用、ごみ焼却余熱利用、雨水の再利用といった環境への配慮を行っています。	
森のまちエコセンター ・し尿処理棟 建築面積: 792 m ² 能力: 56kℓ/日 ・剪定枝資源化棟 建築面積: 621 m ² 能力: 3t/日	汲み取りのし尿と浄化槽の汚泥を処理する施設及び市内の公共施設や各ご家庭から出た樹木の剪定枝をチップ化して堆肥にする施設です。太陽光発電や処理水、雨水の利用、臭気対策などの環境への配慮を行っています。	

第2章 地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策実行計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した計画で、市域全体を対象に温室効果ガスを削減する地球温暖化対策実行計画（区域施策編）「ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プラン」と、市役所の温室効果ガス削減への取り組みを示した同（事務事業編）「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」の2計画からなります。

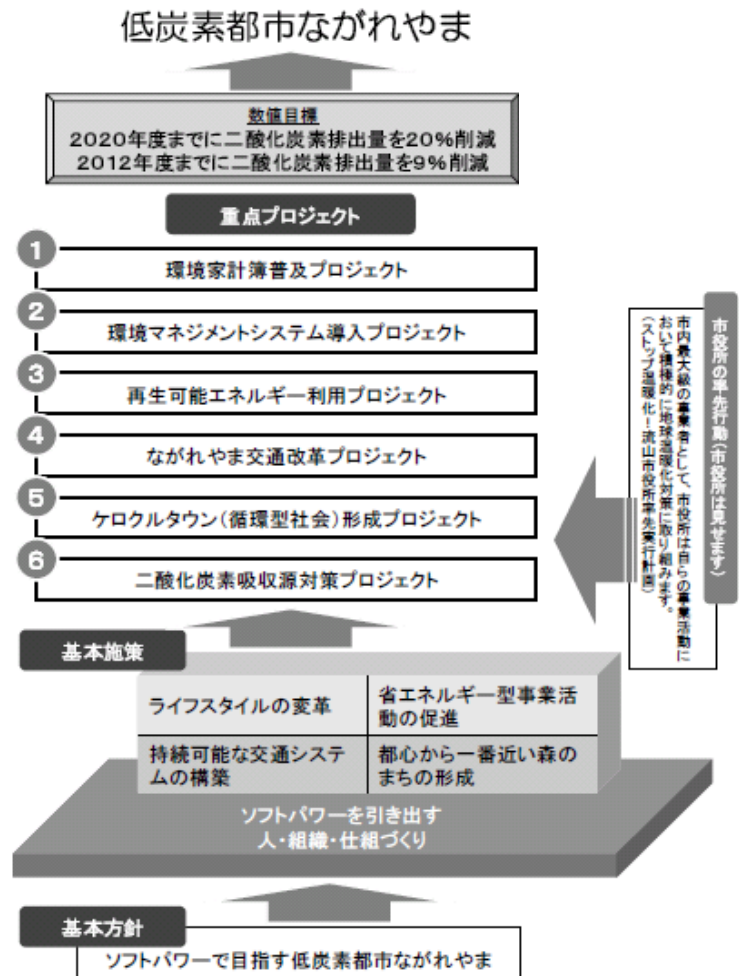
第1節 ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プラン

1. 計画の概要

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定により、市域から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、平成21年度に地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プラン」を策定しました。計画は、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者等に市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的としています。

中期目標として平成32年度（2020年度）までに市域の二酸化炭素排出量を平成19年度比（2007年度比）20%削減、短期目標として平成24年度（2012年度）までに9%削減することを計画の目標として掲げています。

計画では、「ソフトパワーで目指す低炭素都市ながれやま」を基本方針に、基本施策の一つを「ソフトパワーを引き出す人・組織・仕組づくり」としています。これを土台として、市民がエネルギー使用量の「見える化」に取り組み、自ら省エネルギー行動を実践できるように促す「ライフスタイルの変革」、全ての事業者が環境マネジメントに取り組むことを促す「省エネルギー型事業活動の促進」、低炭素都市の構築に向けて自動車に頼らないまちをつくる「持続可能な交通システムの構築」、二酸化炭素の吸収源である森の形成を目指す「都心から一番近い森のまちの形成」と合わせ5つの基本施策に基本的な取組を位置づけています。



ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20 プランの施策体系

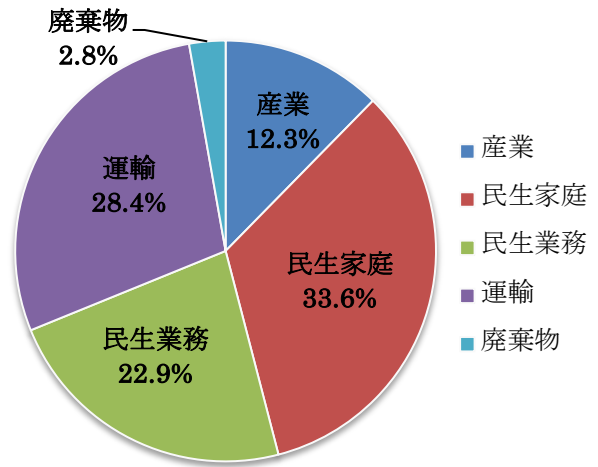
2. 市域の温室効果ガス排出量

平成23年度に市域から排出された温室効果ガス排出量は、基準年の平成19年度の658千トンに対し、613千トンと6.9%削減していますが、前年度比で1.8%増加しています。

部門別に見ると、基準年度比で、産業部門が38.4%削減されている一方、民生家庭部門は10.8%増加しています。

産業部門では、企業の省エネルギーなどの努力に加え、東日本大震災の影響による化学工業等の生産活動の減少が削減の原因と考えられます。一方で、人口増加を続ける流山市では、さらに民生家庭・民生業務部門での取組が重要になると考えられます。

【平成23年度の市域の温室効果ガス排出量内訳】

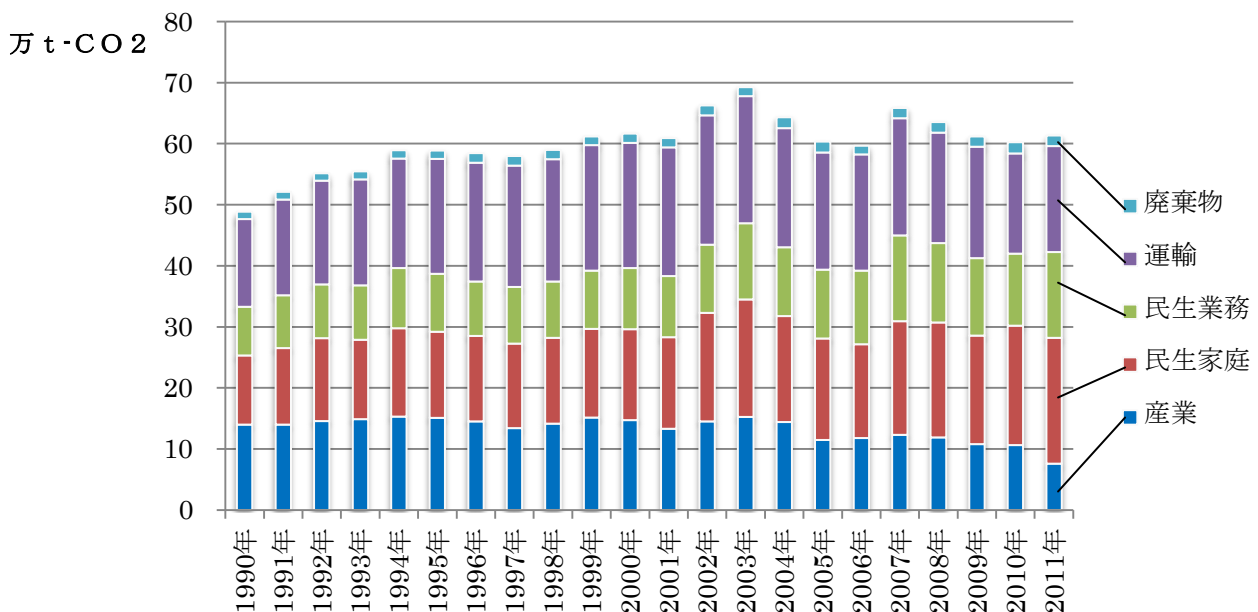


【流山市域の温室効果ガス排出量の推移】

(単位:t-CO₂)

部門	平成19年度 (2007年度) 基準年	平成20年度 (2008年度)	平成21年度 (2009年度)	平成22年度 (2010年度)	平成23年度 (2011年度)	基準年比
	産業	122,991	118,798	108,064	106,479	75,710
民生家庭	186,060	188,102	177,740	195,520	206,121	10.8%
民生業務	140,850	130,168	126,745	117,903	140,379	-0.3%
運輸	191,761	181,097	182,493	164,061	173,913	-9.3%
廃棄物	16,844	16,995	16,487	18,446	17,098	1.5%
合計	658,505	635,160	611,529	602,409	613,220	-6.9%
基準年比	—	96.5%	92.9%	91.5%	93.1%	—

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。市域の温室効果ガス排出量については国の統計等を用いて算定するため、約2年遅れての公表となります。



【流山市域の温室効果ガス排出量の推移】

3. ストップ温暖化！ながれやま 20⇒20（にこにこ）プランに基づく事業

◇太陽光発電設備設置奨励事業

地球温暖化対策として、二酸化炭素排出量の削減に効果のある太陽光発電の普及を図ることを目的に、太陽光発電設備を設置した方に1KW当たり3万円（上限額12万円）の奨励金を交付しました。平成24年度の奨励金交付件数は84件で、合計容量は約349KWでした。これは、年間約170t - CO₂を削減するだけの太陽光発電設備を設置したことになります。

◇ながれやま節電チャレンジ

夏期（7月～9月）と冬期（12月～2月）の各3カ月間の内1カ月、家庭での電力使用量が前年同月比で夏期は20%以上、冬期は15%以上削減した世帯に、流山共通ポイント「ながぼん」500ポイントを進呈する「ながれやま節電チャレンジ」を実施。夏期と冬期合わせて261世帯の参加がありました。

◇市民対象のエコドライブ講習会

資源エネルギー庁の「省エネルギー設備導入等促進事業（エコドライブ普及推進事業）」により、市民を対象としたエコドライブ講習会を行いました。

講座は、実車走行を行った後、講習を受講し再度実車走行によりエコドライブの効果を測るもので、15名の参加者の平均燃費改善率は、8.6%となりました。

◇市内小学4年生を対象にした環境講座

環境教育・啓発事業の一環として、市内小学4年生のクリーンセンター見学に合わせ、地球温暖化防止に関する環境講座を行いました。講座では、夏休みに、電気・水道・ガスなどの使用量を調べる「小学生版エコチェックノート」を配布し、319人の小学生に提出していただきました。

◇事業者による環境配慮チェックシートの提出

事業者の環境への取組を促進させるため、大規模な事業については事前に市に取組内容を届出る、「環境配慮チェックシート」を平成18年6月から行っています。これは、環境基本計画を踏まえた環境に配慮した事業活動を促すもので、平成24年度は29件となっています。

種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農業系	0	0	0	0	0
住宅系	17	15	23	36	14
製造系	0	1	0	0	0
運輸系	0	0	0	0	0
小売・卸売・飲食・サービス系	3	3	1	8	10
共通(上記以外のもの)	3	4	9	13	5
合計	23	23	33	57	29

◇緑のカーテン事業

平成18年度から市で始めたゴーヤの緑のカーテンの普及促進事業は、平成24年度からは美田自治会等が中心となって立ち上げた「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」に委託しています。自治会への苗の配布、ゴーヤカーテン見学会やゴーヤレシピコンテストの開催などの活動を盛んに行っています。

平成24年度は自治会等を対象に10,614株のゴーヤの苗を配布しました。



写真コンテスト・レシピコンテストでは井崎市長が入賞者を表彰

第2節 ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画

1. 計画の概要

市役所は、市内最大級の事業者として、より高い目標を掲げ地球温暖化対策を推進する必要があります。市では平成21年度に、地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三の規定により、地球温暖化対策実行計画「ストップ温暖化！流山市役所率先実行計画」を策定しました。

7項目の重点プロジェクトを中心に、市役所の事務・事業における温室効果ガス排出量を抑制するための重点取組を定め、平成26年度（2014年度）までに、市役所から排出される温室効果ガスを平成20年度比（2008年度比）10%削減することを目標としています。

【温室効果ガス削減目標】

年度	実績値・目標値
平成20年度 (基準年)	32,345 t-CO ₂
平成23年度	-4%
平成24年度	-6%
平成25年度	-8%
平成26年度	-10%

■重点プロジェクト■

1. 職員の意識の向上・行動の促進

毎月7日を「市役所クールアース・デー」、庁内のエネルギー消費量の「見える化」

2. 環境行動推進員の拡充

日常業務におけるエコオフィス活動の徹底、各課単位の目標設定、推進員のレベルアップ

3. 公用車改革

環境にやさしい自動車、公用自転車の導入、公用車（自動車）の5%削減、エコドライブの徹底、エコ出張

4. 省エネルギー対策・新エネルギー対策

省エネ法に基づくエネルギー管理の徹底、設備更新時における省エネ設備の導入、庁内に省エネ・新エネ組織の設置、施設の更新・改修時は環境配慮型の施設へ、再生可能エネルギー設備の導入、E S C O事業(省エネ改修等)の検討

5. 緑化の推進

市有施設への緑のカーテンの設置、雨水タンクの設置、小中学校の緑化推進

6. 廃棄物処理施設の適切な運転とごみ減量・資源化の推進

焼却施設の効率的な運転による燃料使用量の抑制、ごみの焼却量の抑制

7. グリーン購入・グリーン契約の推進

グリーン購入の推進、グリーン契約の導入

2. 市役所の温室効果ガス

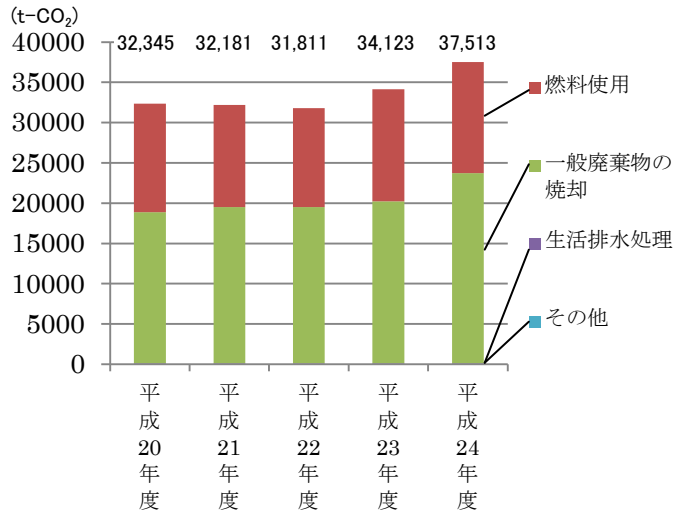
(1) 市役所の事務事業全体から排出される温室効果ガス

平成 24 年度に流山市役所の事務事業から排出された温室効果ガス排出量は、37,513 トンでした。基準年である平成 20 年度比で 16.0%、前年度比では 9.9%と大幅に増加してしまいました。

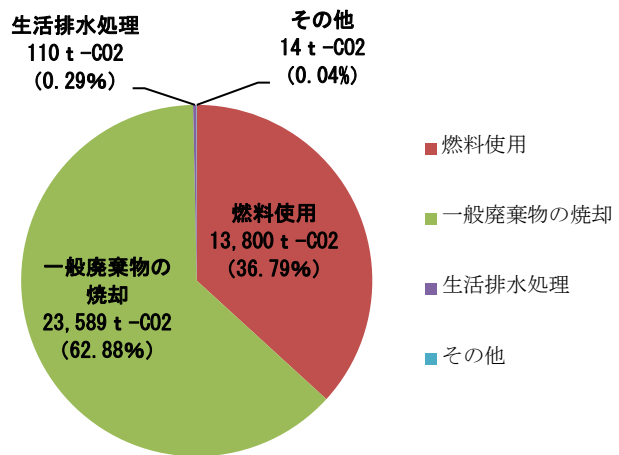
内訳は燃料の使用による排出量は 13,800 トンで、基準年度比+2.4%、前年度比-0.8%とほぼ横ばいですが、廃棄物の焼却に係る排出量が 23,589 トンと基準年度比で 25.9%、前年度比では 17.4%と大幅に増加しているのが要因となっています。

電力などの活動量に関して言えば、市役所等における電気使用量は、約 18,510MWh (メガワットアワー) で、前年度の約 20,238MWh から約 8.5%、1,728MWh を削減していますが、排出係数が東京電力で 0.464 から 0.525 と 13%上昇したことにより燃料使用による排出量はほぼ横ばいとなっています。燃料使用量については震災からの経年に関わらず、同様な取り組みを推進する必要がありますが、同時に温室効果ガスの増加の主要因となっている市域から発生する廃棄物の減量の対策を強力に進めていく必要があります。

【市役所からの温室効果ガス排出量の推移】



【市役所が排出する温室効果ガスの内訳】



【市役所からの温室効果ガス排出量の推移】 (単位: t-CO₂)

区分	平成 20 年度 (基準年)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 (基準年比)
燃料使用	13,477	12,683	12,311	13,909	13,800 (+2.4%)
一般廃棄物の焼却	18,741	19,372	19,370	20,090	23,589 (+25.9%)
生活排水処理	115	115	112	110	110 (-4.3%)
その他	12	11	17	14	14 (+16.7%)
合計	32,345	32,181	31,811	34,123	37,513 (+16.0%)

※小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。 ※平成 21 年度に策定した地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) は、第 4 章に掲載している旧地球温暖化対策実行計画から排出量の算定方法を変更しているため、排出量が異なります。 ※平成 23 年度の一般廃棄物の焼却に係る数値は算定方法の一部変更に伴い訂正しています。

(2) 市の事務事業による環境負荷

市役所の事務事業とクリーンセンターにおける環境への負荷の状況は、次のとおりです。市役所本庁舎の温室効果ガス排出量、水道使用量、廃棄物量については平成26年度までに平成20年度比で10%削減、グリーン購入については100%を目標値としています。

【目標】

項目	目標			
	23年度	24年度	25年度	26年度
温室効果ガス排出量	96%	94%	92%	90%
水道使用量	96%	94%	92%	90%
廃棄物の発生量	96%	94%	92%	90%
グリーン購入の調達実績	100%	100%	100%	100%

※温室効果ガス排出量、水道使用量、廃棄物の発生量は平成20年度比の目標

温室効果ガスのうち97.8%を占める二酸化炭素について見ると、平成24年度に排出された二酸化炭素排出量は、基準年比で市役所事務事業では2.1%減少しましたが、クリーンセンターでは市域の廃棄物焼却に係る排出量が23.5%増加し、全体では16.4%の増加となりました。(下表参照)

市役所事務事業では、ESCO事業の導入などのハード面に加え、オフィスでの節電意識の浸透などにより電力使用量が顕著に減少しており、また灯油、重油、都市ガス、ガソリンなど、軽油を除く全ての項目で使用量は削減されています。

クリーンセンターでも、電力等は減少していますが灯油の使用量が増加しています。しかしそれ以上に市域の廃棄物焼却量の増加が全体の二酸化炭素排出量を押し上げる形になっています。(次ページ内訳参照)

【二酸化炭素排出量】単位 t-CO₂

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度		
						基準年比	目標	評価
市役所事務事業	8,759	8,400	8,533	9,029	8,578	97.9%	94%	×
クリーンセンター	22,755	22,918	22,367	24,266	28,102	123.5%	94%	×
全体	31,514	31,318	30,900	33,296	36,681	116.4%	94%	×

※ 小数点以下の端数処理により、合計が合致しない場合があります。

※ 電気の排出係数 平成20年度0.418 21年度0.384 22年度0.375 23年度0.464(東京電力)・0.409(エネット)
24年度0.525(東京電力)・0.429(エネット)・0.456(荏原環境プラント)

市役所の水道使用量は、前年度より若干増加し、基準年度も上回っています。廃棄物は大幅に減少し、平成22年度の水準まで減少しました。グリーン購入は、89.5%と比較的高い数値となっています。

クリーンセンターでは、総排水量が基準年度を下回ったものの増加しています。廃棄物についても基準年度は下回るものの増減を繰り返しており、施設利用者の啓発などに継続して取り組む必要があります。

【市役所事務事業の水道・廃棄物・グリーン購入】

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度			
					実績	基準年比	目標	評価
水道使用量 (m ³)	8,068	8,710	9,699	8,248	8,383	103.9%	94%	×
廃棄物の発生量 (kg)	40,441	47,276	31,878	37,419	31,880	78.8%	94%	○
グリーン購入 調達実績(%)	80.0%	97.5%	92.9%	78.1%	89.5%	—	100%	×

【クリーンセンター】

区分	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度			
					実績	基準年比	目標	評価
ごみ排出量 (kg)	1,333	2,246	1,685	2,276	2,044	153.3%	94%	×
総排水量 (m ³)	65,887	61,931	61,928	61,675	64,481	97.9%	94%	×

【市役所本庁舎の二酸化炭素排出量の内訳】

項目			平成24年度			平成23年度			
			活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	
			—	kg-CO ₂	—	—	kg-CO ₂	—	
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	7,173,475	3,766,074	0.525	13,366,553	6,202,081	0.464
		その他	kWh	7,788,424	3,341,234	0.429	2,260,022	924,349	0.409
	化石燃料	灯油	L	110,930	276,157	2.49	133,516	332,386	2.49
		重油	L	16,394	44,422	2.71	20,700	56,089	2.71
		都市ガス	Nm ³	354,768	737,797	2.08	419,221	871,837	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	—	—	0	—	—
		液化石油ガス(LPG)	kg	12,509	37,532	3.00	84,144	252,457	3.00
		ガソリン	L	128,229	297,703	2.32	135,134	313,736	2.32
		軽油	L	29,591	77,505	2.62	29,154	76,361	2.62
	化石燃料合計			—	1,471,116	—	—	1,902,866	—
エネルギー消費合計			—	8,578,424	—	—	9,029,296	—	
二酸化炭素合計			—	8,578,424	—	—	9,029,296	—	

※「購入電力」の「その他」は、PPS（特定規模電気事業者：エネット）からの購入によるもの。

【クリーンセンターの二酸化炭素排出量の内訳】

項目			平成24年度			平成23年度			
			活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	活動量	二酸化炭素 排出量	排出 係数	
			—	kg-CO ₂	—	—	kg-CO ₂	—	
エネルギー消費	購入電力	東京電力	kWh	1,276,243	670,028	0.525	4,611,466	2,139,720	0.464
		その他	kWh	2,271,846	1,035,962	0.456	0	0	—
	化石燃料	灯油	L	1,408,000	3,505,193	2.49	1,093,000	2,721,005	2.49
		重油	L	0	0	2.71	0	0	2.71
		都市ガス	Nm ³	0	0	2.08	0	0	2.08
		液化天然ガス(LNG)	kg	0	—	—	0	—	—
		液化石油ガス(LPG)	kg	2,688	8,066	3.00	2,643	7,930	3.00
		ガソリン	L	0	0	2.32	85	197	2.32
		軽油	L	962	2,520	2.62	979	2,564	2.62
	化石燃料合計			—	3,515,778	—	—	2,731,697	—
エネルギー消費合計			—	5,221,768	—	—	4,871,417	—	
廃棄物	廃棄物焼却量	t	8,490	22,880,437	2695	7,197	19,394,898	2695	
	廃棄物焼却処理合計			—	22,880,437	—	—	19,394,898	—
二酸化炭素合計			—	28,102,205	—	—	24,266,316	—	

※「購入電力」の「その他」は、PPS（特定規模電気事業者：荏原環境プラント）からの購入によるもの。

3. 平成24年度の市役所の取り組み

(1) エコオフィス活動

毎月7日を市役所クールアース・デーと位置づけ、エコ通勤やノー残業に取り組んでおり、平成22年度からは公共交通利用推進等マネジメント協議会の「エコ通勤優良事業所」の認証を受けています。

○市役所クールアース・デー（下表）は、毎月7日に、ノー残業や、自家用車等で出勤している職員がエコ通勤に取り組むものですが、普段自家用車で通勤している職員のエコ通勤協力割合は20%を下回っています。一方で、平成24年度は、普段の通勤を自家用車から徒歩や自転車、公共交通機関等としている職員が39.2%にあたる379人と増加傾向にあり、全庁的には、エコ通勤の割合は増加しています。

【平成24年度市役所クールアース・デー実績】

月	エコ通勤			ノー残業 協力割合
	対象職員	協力職員	協力割合	
4月	460	135	29.3%	66.1%
5月	464	64	13.8%	53.2%
6月	434	80	18.4%	50.0%
7月	396	67	16.9%	77.4%
8月	405	51	12.6%	70.9%
9月	439	85	19.4%	72.6%
10月	444	80	18.0%	80.6%
11月	454	67	14.8%	75.8%
12月	437	103	23.6%	58.0%
1月	445	64	14.4%	62.9%
2月	436	81	18.6%	66.1%
3月	446	74	16.6%	64.5%

【通常エコ通勤を行う職員の割合】

年度	平成23年度	平成24年度
エコ通勤割合	37.5%	39.2%

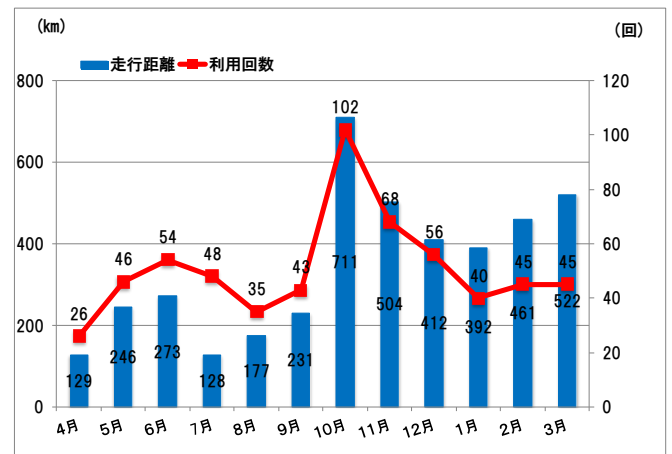
※平成24年度の対象職員は967人

○平成23年1月より公用自転車を導入し、概ね2km以内の公務に際して使用することで公用車の使用を抑制しています。平成24年度は13台の自転車で、4,186kmを走行しました。これは、419Lのガソリンと、971kg-CO₂の削減に相当します。

【公用自転車の走行距離と削減効果】

	走行距離 (km)	CO ₂ 削減効果 (kg-CO ₂)	ガソリン 削減効果 (L)
平成22年度 (H23.1月~3月)	352	81.66	35.2
平成23年度	1,803	418.29	180.3
平成24年度	4,186	971.15	418.6

【平成24年度公用自転車利用実績】



(2) グリーン購入

環境物品等の調達推進を図る「グリーン購入」を促進しています。

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成12年法律第100号）第10条に基づき、グリーン購入基本方針及びグリーン購入調達計画を策定し、グリーン購入の取組を進めています。平成24年度は、グリーン購入の調達割合は89.5%と増加しました。物品等の分野別のグリーン購入調達率を見ると、オフィス家具等で97.9%、制服・作業服で87.1%、公共工事で100%と高い調達率でした。一方で、紙類で72.9%、文具類で68.9%、OA機器で71.1%と一部の分野で調達率が低くなっており、グリーン購入法適合品の調達を重点的に行う必要があります。

【平成24年度のグリーン購入調達額】

特定調達物品等の調達額	70,939,249円
基準に満たない物品等の調達額	8,336,640円

【グリーン購入調達率】

平成22年度	平成23年度	平成24年度
92.9%	78.1%	89.5%

※目標値は100%、平成23年度から算定を物品数から金額に変更。

(3) インステール・エコ

市内の小中学校全23校で、設備更新を行わず運営上の努力によって光熱水費を削減した場合、削減相当額の半額を各学校へ還元できるようにした事業です。いわゆる50:50（フィフティ・フィフティ）と言われる事業で、当該年度に充当できる仕組みとしたことが特徴です。平成24年度は、全23校で計約5,620千円の光熱水費を削減し、還元対象額は約2,810千円となりました。※実際の還元額は予算等との関係により、対象額より低い金額となっています。

(4) ESCO (EnergyServiceCompany) 事業

市では、施設を経営的な視点から捉え、施設経費の最小化や施設効用の最大化を図るファシリティマネジメントを推進しています。

ファシリティマネジメントの推進策として、市役所、流山市保健センター、図書・博物館、生涯学習センターや5つの福社会館でESCO事業を導入し、民間の資金とノウハウを活用した設備等の省エネルギー化改修による環境負荷の低減、光熱水費の効果的な削減を図っています。

流山市では、通常のESCO事業が成立する規模（5,000～10,000㎡）の施設はごく少数ですが、空調などの設備を中心に老朽化・更新が必要な施設・設備が多く存在します。

そこで、流山方式のESCOとして、民間ノウハウを最大限に生かすため、本市のファシリティマネジメントの特徴である「プロポーザル+デザインビルド」を採用しています。

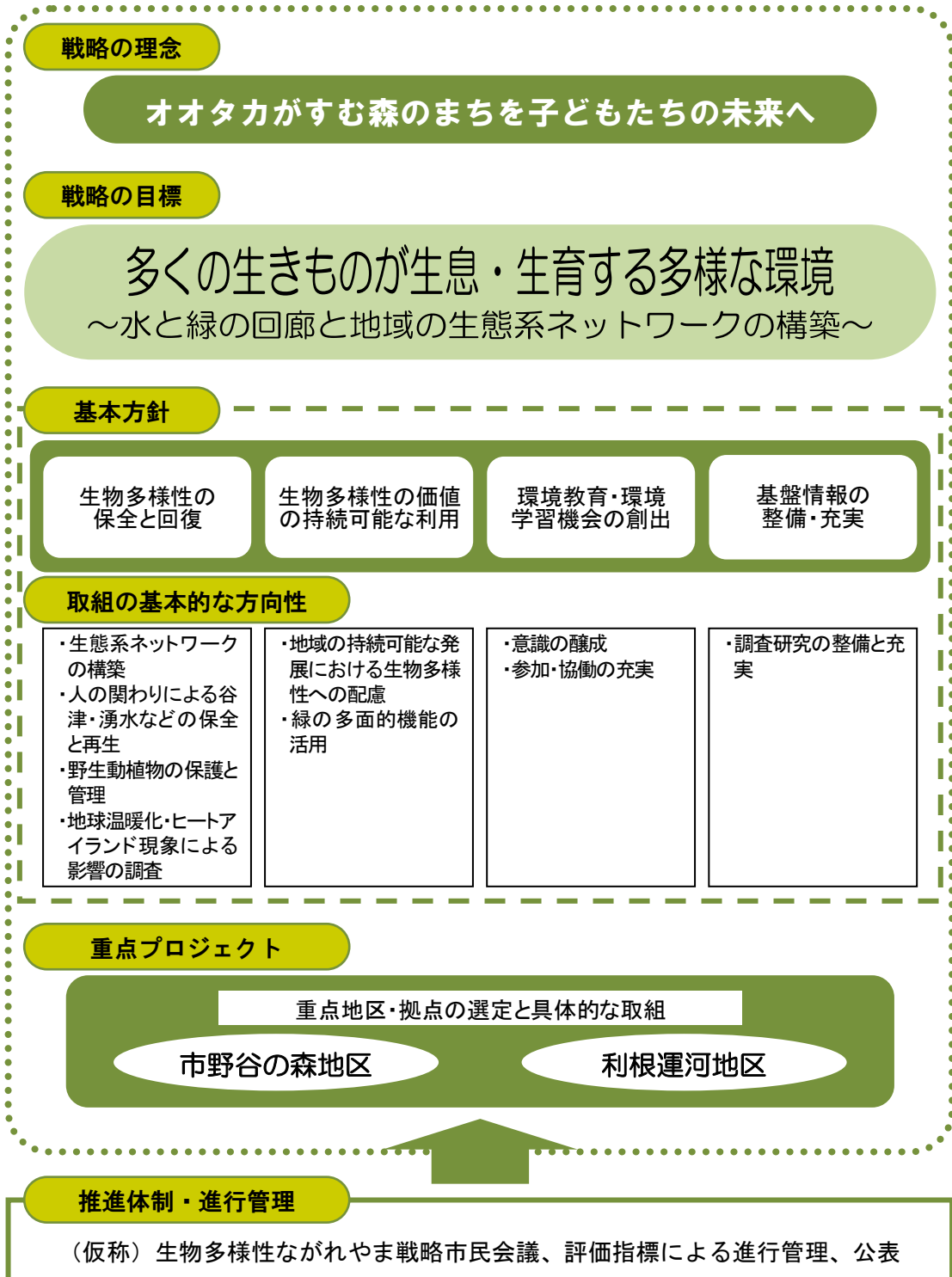
具体的には、詳細診断を省エネルギーセンターの無料省エネ診断で代替し、これと施設の基本データを開示して事業者を公募・選定（プロポーザル）することで最も優れた提案を行った優先交渉権者との協議により詳細を決定（デザインビルド）する方式です。

また、設備更新に要するイニシャルコストの一部を上乗せした「小規模補正」を行っていることや、大規模な施設と小規模な施設を一括発注（バルク）すること、指定管理者の施設でも実施していることなどが特徴です。

第3章 生物多様性ながれやま戦略

「生物多様性ながれやま戦略」は、生物多様性基本法に基づく生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画で平成21年度に策定しました。

戦略では、市野谷の森と利根運河を重点地区に定め、生物多様性の保全策を進めるとともに、全市域における施策を進めることで、生態系ネットワークの回復を図ることとしています。



生物多様性ながれやま戦略の施策体系

◇活動指標の状況

生物多様性地域戦略で定めた活動指標の進捗状況は、次のとおりです。

基本方針 率先的取組の概要	指標	目標	平成24年度の取組
<p>生物多様性の保全・回復</p> <p>○モニタリング調査の実施 生物多様性の保全・回復を重点的に進めるため、重点地区・拠点においてモニタリング調査を行います。その他の市の生物多様性の保全・回復のために重要な地区・拠点については、市民活動団体等から情報の収集に努め、重点化の検討を行います。</p>	モニタリング調査の実施	重点地区のモニタリング調査を5年以内に完了	平成23年7月から重点地域内の動植物を把握するため、市民、市民活動団体等との協働でモニタリング調査を実施しています。地域特性やデータの有効性の確保など勘案し、効率的、かつ画一的にモニタリング調査を実施するため、調査種別、調査範囲(期間/位置等)及び調査方法などの基本的事項をまとめた実施マニュアルを利用しています。(植物相・鳥類・チョウ類・メダカ・カヤネズミ・ヘイケボタル・ニホンアカガエル)
<p>生物多様性の価値の持続可能な利用</p> <p>○都市の緑の保全・再生・整備 生物多様性の価値の持続可能な利用を進めるため、多様な生物の生息域となる緑の保全、再生及び整備を進めます。</p>	都市計画区域の緑地確保	平成31年度までに226ha増加(平成15年度比)	<p>○平成24年度グリーンチェーン認定件数 65件</p> <p>○緑の現況調査結果 緑被地合計 1,302ha 緑被率 36.9%</p>
<p>環境教育・環境学習機会の創出</p> <p>○生物多様性に関する情報の公開の場の創出 市民環境講座や生物多様性シンポジウムなどの開催により環境教育・学習及び関連情報の公開を推進し、生物多様性の保全・回復に関する市民や事業者の理解を深めます。</p>	生物多様性シンポジウムなどの開催回数	年1回以上開催	<p>○実施した主なイベント等 グリーンフェスティバル2012(5月4日) 夏休みに親子でケビン・ショートさんとおおたかの森探検(7月22日、8月4日)</p>
<p>基盤情報の整備・充実</p> <p>○環境学習センターの設置 市の生物多様性に関する情報を集積し、提供します。</p>	環境学習センターの設置	5年以内に整備	検討中です。

第3部 震災と放射能への対応

1. 震災の発生と平成23年度の対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質が、東葛地域にも降下し、影響を及ぼしました。

流山市では、平成23年8月に放射能対策室を設置、9月に「通学路等における放射線量低減マニュアル」を作成、10月に「流山市放射線量低減計画」を策定し、国や県、東京電力(株)などに放射能対策に関する要望などを行ったほか、各公共施設での空間放射線量の独自測定や、積算線量計の導入、保護者や地域の皆様の協力を得ての小・中学校通学路の放射線量低減活動の他、給食食材の放射性物質検査や放射線量測定器の貸し出しなどを行いました。

平成23年12月には、放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域に指定され、平成24年2月には全国で最初に「流山市除染実施計画」を策定し、同年3月には、先行して八木南小学校、八木中学校、向小金保育所で除染を行いました。

また、平成23年6月に国の通知に基づき、焼却灰中の放射能濃度値を測定したところ、国が定める埋め立て基準値を超える値が検出されました。この焼却灰は、国の指示に基づき、クリーンセンター敷地内に一時保管せざるを得なくなりました。このことにより市は、焼却灰中の放射性物質の値に影響があるとされる剪定枝・草木及び落ち葉について、燃やすごみとは別に回収し、森のまちエコセンターで一時保管し、焼却を止めたところ、国が定めた埋め立て基準値を超える値は、検出されなくなりましたが、焼却灰を受け入れる最終処分場が見つからず、クリーンセンター内で一時保管を続ける状況となりました。

2. 平成24年度の対応

◇公共施設等の除染

平成24年度は「流山市除染実施計画」に基づき、子どもが多く利用する小・中学校、幼稚園、保育園などの62施設で、原状回復工事などを除く実質的な除染作業を8月末に全て完了しました。

除染の結果、校庭や園庭の空間放射線量は、いずれの施設も市の目標値の高さ5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満となりました。なお、平成25年1月からは、除染実施済み施設の事後モニタリングを開始しました。

また、通学路については、除染対象となった延長約40キロメートルについて除染を実施し、平成25年1月末に作業が完了しました。その結果、平均で毎時約0.3マイクロシーベルトだったものが、平均で毎時約0.17マイクロシーベルトに下がりました。

平成24年7月から実施していた市内対象公園259箇所の除染作業(原状回復工事などを除く)は平成25年3月末に全て完了し、市の目標値である高さ5センチメートルでの平均値が、三輪野山4号公園を除き、毎時0.23マイクロシーベルト未満となりました。

【小・中学校、幼稚園、保育所等62施設での除染前後の空間放射線量(平均値)の推移】

(マイクロシーベルト/時) 高さ5cm

	除染前	除染後
最低	0.08	0.04
最高	0.49	0.19
平均	0.25	0.09

※いずれも、各施設の校庭等の測定値の平均値から算出。除染後の数値については、平成25年9月末のものです。

◇民有地の除染

平成24年4月に、住宅地の除染を希望する方の放射線量測定受付を行ったところ、5,413件（集合住宅は、1物件1件とカウント）の申し込みがありました。そのうち、除染対象となった住宅地等（1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルト以上：1,603件）の除染などの作業を行い、平成25年3月末で完了しました。

◇その他の放射能対策

平成23年11月から実施している空間放射線量測定器の貸出しを引き続き実施しています。

また、食品中に含まれる放射性物質の検査として、農産物については、平成23年8月から実施し、学校給食についても同年9月から実施しています。

平成24年7月には、放射性物質測定機器を

導入し、市民の皆様の持ち込んだ食品等（飲用の井戸水を含む）の放射性物質検査を開始しました。

その他、放射線に係る不安を解消するため、中学生以下のお子さんを持つ保護者や妊婦を対象に、専門家による健康相談を平成23年度から実施しています。

また、放射線の専門家や、消費者庁、厚生労働省等の職員を講師として招き、放射線に係る講演会を実施しました。

◇溶融飛灰（焼却灰）と剪定枝等

剪定枝等の収集を別にし、焼却処分を止めたことから、焼却灰中の放射性セシウム濃度（134・137）の値については、最終処分場を所管する自治体が定めた基準値以下になり搬出を再開しました。

第4部 環境行政の概要と マネジメントシステム

第1章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推進体制

第2節 環境関連条例・計画

第3節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、
訴訟等の有無

第2章 環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

第2節 エコアクション21

第3節 流山市におけるエコアクション21

第4節 代表者による全体評価・見直し

第3章 環境基本計画

第1節 基本的事項

第2節 計画の目標

第3節 施策体系

第4節 環境マネジメントシステムにおける環境目標

第5節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画

第6節 環境基本計画における各施策の主な取り組み

第4章 代表者による全体評価・見直し

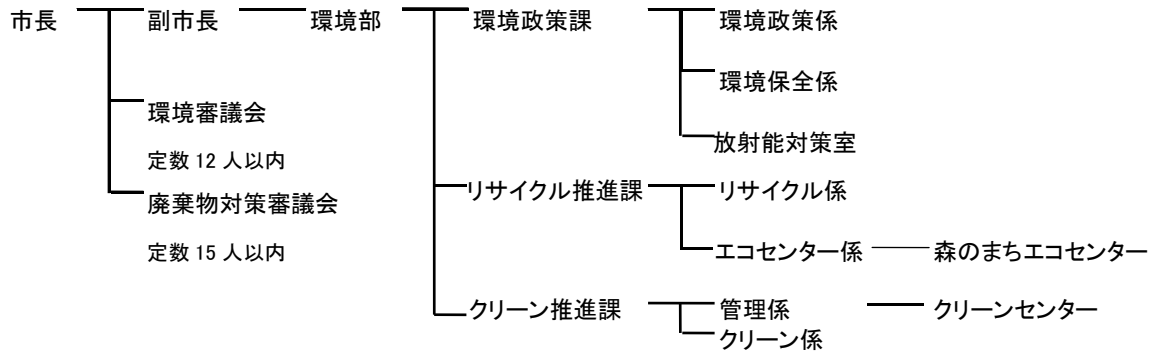
第4部 環境行政の概要とマネジメントシステム

第1章 環境行政の概要

第1節 環境行政の推進体制

1. 組織

平成24年4月1日現在の環境行政関連部署の組織は次のとおりです。



部	課	係	分掌事務
環境部	環境政策課	環境政策係	1 環境政策の総合的企画及び調整に関すること。 2 環境基本計画に関すること。 3 環境審議会に関すること。 4 自然環境の保全に関すること。 5 環境保全思想の普及啓発に関すること。 6 環境保全団体の育成に関すること。 7 環境保全の推進及び指導に関すること。 8 環境部内各課の予算執行の指導並びに予算及び決算の調整に関すること。 9 課及び環境部の庶務に関すること。
		環境保全係	1 そ族及び病害虫(稲作等に係るものを除く。)の予防に関すること。 2 犬の登録及び狂犬病の予防に関すること。 3 消毒機械器具の管理に関すること。 4 墓地等及び改葬に関すること。 5 クリーン作戦に関すること。 6 青草等の除去促進に関すること。 7 不法投棄の防止強化に関すること。 8 埋立等による環境の障害防止に関すること。 9 浄化槽の管理指導に関すること。 10 浄化槽に係る補助金に関すること。 11 公害調査に関すること。 12 公害に関する情報の収集及び広報に関すること。 13 公害発生源の規制に関すること。 14 公害に関する相談及び苦情の処理に関すること。 15 公害監視測定局及び公害測定器の維持管理に関すること。 16 その他環境保全及び公害に関すること。
	放射能対策室	1 放射能対策に関すること。 2 放射能に関する情報の収集及び発信に関すること。 3 その他放射能問題に関すること。	

部	課	係	分掌事務
環境部	リサイクル推進課	リサイクル係	1 清掃事業に係る総合企画及び調査に関すること。 2 一般廃棄物処理基本計画に関すること。 3 廃棄物対策審議会に関すること。 4 ごみの減量化及びリサイクルの促進に関すること。 5 リサイクル団体の育成に関すること。 6 リサイクルプラザ・プラザ館の管理及び運営に関すること。 7 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。 8 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。 9 清掃施設周辺の環境保全対策に関すること。 10 課の庶務に関すること。
		エコセンター係	1 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の収集、運搬、処理及び処分に関すること。 2 し尿、汚泥及び剪(せん)定枝の処理手数料に関すること。 3 汚泥再生処理センターの運転管理に関すること。 4 汚泥再生処理センターの維持管理に関すること。 5 汚泥再生処理センターからの放流水の水質保全に関すること。 6 堆(たい)肥の生成及び配布に関すること。 7 その他し尿、汚泥及び剪(せん)定枝処理の実施に関すること。
	クリーン推進課	管理係	1 ごみ処理施設及びごみ処理関連施設の管理に関すること。 2 ごみの処分に関すること。 3 ごみ処理機器の維持管理に関すること。 4 ごみ処理機器の運転管理に関すること。 5 ごみ処理施設から発生する排ガス及び排出する放流水の分析に関すること。 6 その他の所管に属さない清掃事務に関すること。 7 課の庶務に関すること。
		クリーン係	1 ごみの収集及び運搬に関すること。 2 ごみ集積所に関すること。 3 動物の死体の収集、運搬及び処分に関すること。 4 ごみ及び動物の死体の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用に関すること。 5 ごみ搬出の指導及び啓発に関すること。 6 その他ごみ処理の実施に関すること。

2. 審議会

(1) 環境審議会

(委員数：12人)

環境の保全に係る基本的事項等に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。

■任期：平成24年8月2日～平成26年8月1日

(50音順)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	赤坂 郁美	副会長
	金森 有子	
	朽津 和幸	
	吉永 明弘	
事業所を経営する者	足原 英二	
	和田 まつゑ	
農業団体を代表する者	矢野 光明	
環境団体を代表する者	新保 國弘	会長
市民等	秋元 五郎	
	中大路 早智江	
	宮原 久子	
	和田 登志子	

(2) 廃棄物対策審議会

(委員数：14人)

一般廃棄物の減量及び適正な処理の推進に関し審議を行い、市長に答申・建議するための機関です。

■任期：平成24年7月4日～平成26年7月3日

(50音順)

区分	氏名	役職
学識経験を有する者	稲葉 隆太	
	篠山 浩文	会長
	恵 小百合	
市民等	大谷 隆子	
	小木曾 伴子	
	高橋 一郎	
	龍田 進	
関係団体を代表する者	橋本 進	
	秋山 耕一	
	恵良 好敏	副会長
	鈴木 馨	
廃棄物減量等推進員	矢野 光明	
環境美化推進員	近藤 光代	
	中西 光子	

第2節 環境関連条例・計画

1. 環境関連条例

市では、環境に関連する下記の条例を制定し、これらの条例に基づき計画策定等を行い、施策を進めています。

条例	制定年月日	概要
流山市公害防止条例	昭和47年6月20日	公害の防止のために必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	平成6年3月30日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)その他別に定めのあるもののほか、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進及び廃棄物の適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例	平成10年3月30日	土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、市民の生活の安全を確保し、もって市民の生活環境を保全することを目的とした条例です。
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成13年3月23日	墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し、必要な事項を定めた条例です。
流山市環境基本条例	平成13年7月2日	環境の保全及び創造のための基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした条例です。
流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	平成14年6月28日	市、事業者、市民等及び土地所有者等が一体となって路上喫煙、ポイ捨て及び飼い主による動物のふん尿の放置等を防止することにより、歩行者等の安全の確保及びきれいなまちづくりの推進を図り、もって清潔で、安全かつ快適な生活環境を確保することを目的とした条例です。
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	平成21年3月30日	ペット霊園の設置及び管理が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるための措置を講じることにより、市民の生活環境の保全に資することを目的とした条例です。
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	平成24年3月30日	市内に存する空き地の雑草等の除去に関し必要な事項を定めることにより、病害虫の発生またはごみの不法投棄を未然に防止し、もって市民の良好な生活環境を保全することを目的とした条例です。

2. 環境関連計画

市では、環境政策のマスタープランである環境基本計画をはじめとして、地球温暖化対策、生物多様性、廃棄物対策等の個別計画を策定し、市の環境保全を推進しています。

計 画	策定年度	概要
流山市環境基本計画	平成 17 年度	「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画です。
流山市生活排水対策推進計画	平成 17 年度	平成 7 年に策定した『水のきれいなふるさとづくり－流山市生活排水対策推進計画』(第1期計画)により、河川や水路の水質改善が見られてきているところですが、更なる水環境の向上などを図るため、新たな政策を加え策定した計画です。
一般廃棄物処理基本計画	平成 21 年度	市の区域内から発生する一般廃棄物の処理について、長期的・総合的視点に立った基本となる事項を定めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	平成 21 年度	市域から排出される温室効果ガスを効果的に削減するため、地域特性を活かし、市民、活動団体等、事業者、市の取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的とし、地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定により策定した計画です。
地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)	平成 21 年度	市役所は多くのエネルギーを使用していることから、市内最大級の事業者として、市民や事業者への波及効果の大きさを踏まえ、より高い目標を掲げ、地球温暖化対策を率先して実行することを目的として、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の規定により策定した計画です。
生物多様性ながれやま戦略	平成 21 年度	生物多様性基本法第 13 条の規定により、市の生物多様性の保全・回復を進めていくために策定した計画です。
流山市除染実施計画	平成 23 年度	平成 23 年 12 月 28 日付け環境大臣「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されたことを受け、除染の方針やスケジュールを定めた計画です。

第3節 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価並びに違反、訴訟等の有無

環境関連法規は次のとおりです。環境管理事務局（環境政策課）で確認したところ、環境関連法規に関する違反、訴訟等はありません。

(1) オフィス活動及び庁舎管理関連法規

法令等名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項(適用範囲等)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	第六条の二	事業系一般廃棄物の処理	許可業者への適正な委託、委託業者の許可証確認
	第十二条 第十二条の三	産業廃棄物の処理	保管基準の遵守、許可業者への適正な委託(収集業者、処理業者とそれぞれ契約書、許可証確認等)、産業廃棄物管理票の交付、保存
流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例	第九条	廃棄物の発生	施設運営における廃棄物の減量・資源化(努力規定)
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	第四条 第二十条の三	温室効果ガスの排出抑制のための施策	温室効果ガス排出抑制施策の策定・実施、地方公共団体実行計画の策定、実施状況の公表
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特別措置法)	第八条 第十条	PCB の保管・処分	保管等の届出、処分(平成 39 年 3 月 31 日迄)
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	第十条	物品等の調達	環境物品等の調達の推進を図るための方針の作成と調達の実施(努力規定)
環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)	第三条	環境に関する情報の公開	環境配慮等の状況の公表(環境白書の作成、公表)(努力規定)
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	第四条	温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約	電力、自動車等の購入契約における温室効果ガス排出削減に配慮した契約(努力規定)
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)	第六条 第八条 第九条 第十条	環境活動・環境教育の推進	環境教育の推進、行動計画の作成、環境情報の提供(いずれも努力規定)
エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)	第七十五条 第七十五条の二	年間エネルギー使用量(原油換算値)1,500kℓ以上の工場(改正後は事業者単位)	指定管理工場の届出、特定事業者の届出
電気事業法	第四十二条	法定点検	保安規程の届出
消防法	第八条	法定点検	定期点検の実施と報告

(2) 地域環境の保全・創造に関する法規

① 循環関係法規

法令等名称	関係部局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)	環境政策課 グリーン推進課 リサイクル推進課
特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の保管等に関する法律(フロン回収破壊法)	
資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)	
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	
使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)	
使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)	
千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例	
流山市廃棄物の処理及び適正処理に関する条例	

② 公害対策関連法規

法令等名称	関係部局
水質汚濁防止法	河川課 環境政策課
騒音規制法	道路建設課 環境政策課
振動規制法	
大気汚染防止法	環境政策課
土壌汚染対策法	
悪臭防止法	
千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
千葉県水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例	
千葉県大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	
流山市公害防止条例	
流山市空き地の雑草等の除去に関する条例	

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例	環境政策課
流山市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
流山市ペット霊園の設置の許可等に関する条例	
流山市墓地等の経営の許可等に関する条例	

③ 化学物質・危険物関係法規

法令等名称	関係部局
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	環境政策課 グリーン推進課 リサイクル推進課
毒物及び劇物取締法(劇毒法)	
ダイオキシン類対策特別措置法(ダイオキシン対策法)	

④ 温暖化防止・省エネルギー・生物多様性関係法規

法令等名称	関係部局
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)	環境政策課 グリーン推進課 リサイクル推進課
生物多様性基本法	環境政策課

⑤ その他

法令等名称	関係部局
浄化槽法	環境政策課
消防法	予防課
下水道法	下水道建設課 下水道業務課 環境政策課
流山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	環境政策課
千葉県環境基本条例	
流山市環境基本条例	リサイクル推進課
流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例	

(3) クリーンセンター

① 届出

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	要求事項・適用範囲	評価	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第九条の三	一般廃棄物処理施設設置届出	一般廃棄物処理施設の設置	○	
大気汚染防止法	第六条、第八条、施行規則第八条、第十三条	ばい煙発生施設設置届出	火格子面積が2㎡以上、又は焼却能力が1時間当たり200kg以上であるごみ焼却炉は、ばい煙発生施設に該当する。	○	
			(予備ボイラ)	○	
ダイオキシン類対策特別措置法	第十二条	特定施設設置届出	特定施設届出	○	
水質汚濁防止法	第五条、施行規則第二条、第三条	汚濁負荷量測定手法届出	71の3 一般廃棄物処理施設である焼却施設	○	
		第十四条	特定施設設置届出	72 屎尿処理施設(森のまちエコセンター)	○
		第五条	特定施設設置届出	71 自動式車両洗浄施設	○
騒音規制法	第六条	特定施設設置届出		非該当	
振動規制法	第六条	特定施設設置届出		非該当	
流山市公害防止条例	第十五条	特定施設設置届出	特定施設の設置(リサイクルプラザ)	○	
		特定施設設置届出	特定施設の設置(ごみ焼却施設)	○	
下水道法	第十二条の三、施行令第九条の七	特定施設設置届出	特定施設の設置	○	
エネルギーの使用の合理化に関する法律	第十八条(第十三条の3の準用)	エネルギー管理員届出	第二種指定事業者によるエネルギー管理員の選任等の届出	○	
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	第八条	保管等の届出	保管及び処分の状況の届出(森のまちエコセンター)	○	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	第六条	発電の認定	再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定等	○	

② 排出制限のあるもの

法令等の名称	対象条文	規制を受ける事務事業	項目	基準値	評価	備考
大気汚染防止法	第三条、第十三条	ばい煙の排出の制限	窒素酸化物	250ppm	○	規5①2別表3の2(27)
			塩化水素	700mg/m ³ N (430ppm)	○	規5別表第3(3)
			ダスト	0.08g/m ³ N	○	規4別表第2(36)
水質汚濁防止法	第三条、第十二条	排水水の排水の制限	有害項目	省令別表第1	○	
			生活項目	省令別表第2	○	
	第十四条	排水水の汚染状態の測定(総量規制)			○	公共用水域に排水していない
ダイオキシン類対策特別措置法	第八条、第二十条	排出の制限	ダイオキシン	1ng-TEQ/m ³	○	規則別表第1
悪臭防止法	第七条、第八条	規制基準の遵守義務	特定悪臭物質別表第	敷地境界	○	
			アンモニア	1ppm	○	
			メチルメルカプタン	0.002ppm	○	
			硫化水素	0.02ppm	○	
			硫化メチルなど	0.01ppm	○	
流山市公害防止条例	第22条の4	改善命令等	騒音	昼間 60dB 朝・夕 55dB 夜間 50dB	○	
			振動	昼間 60dB 夜間 55dB	○	
下水道法	第十二条の九の2	事故時の措置で命令に違反			○	
	第十二条の十二	水質の測定義務等			○	

第2章 環境マネジメントシステム

第1節 環境マネジメントシステムの概要

市は、平成20年度に環境マネジメントシステムを導入し、平成21年3月31日に、環境省が作成した環境経営システムの認証・登録制度「エコアクション21」を市役所本庁舎及びクリーンセンターで認証取得しました。また、平成25年3月31日の2回目の更新登録では、学校、消防、水道局、公民館など市の全事務事業に認証範囲を拡大しました。

環境マネジメントシステムは、企業や地方公共団体などが、その運営や経営の中で自主的に環境への取り組みを推進するための組織内の体制・手続き等の仕組みのことです。

市では、システムを運用することで、環境行政の基本的指針である流山市環境基本計画に掲げる環境像「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」の実現を目指し、市自らの環境負荷の低減と地域の環境保全に向けた取り組みを継続的に実施しています。

第2節 エコアクション21

「エコアクション21」は、市長を中心とし職員全員で取り組む環境マネジメントシステムです。計画（Plan）、実施（Do）、確認・評価（Check）、見直し（Action）のPDCAサイクルにより、環境への取り組みを継続的に改善していくことを目的としています。

（1）対象範囲

流山市の全事務事業

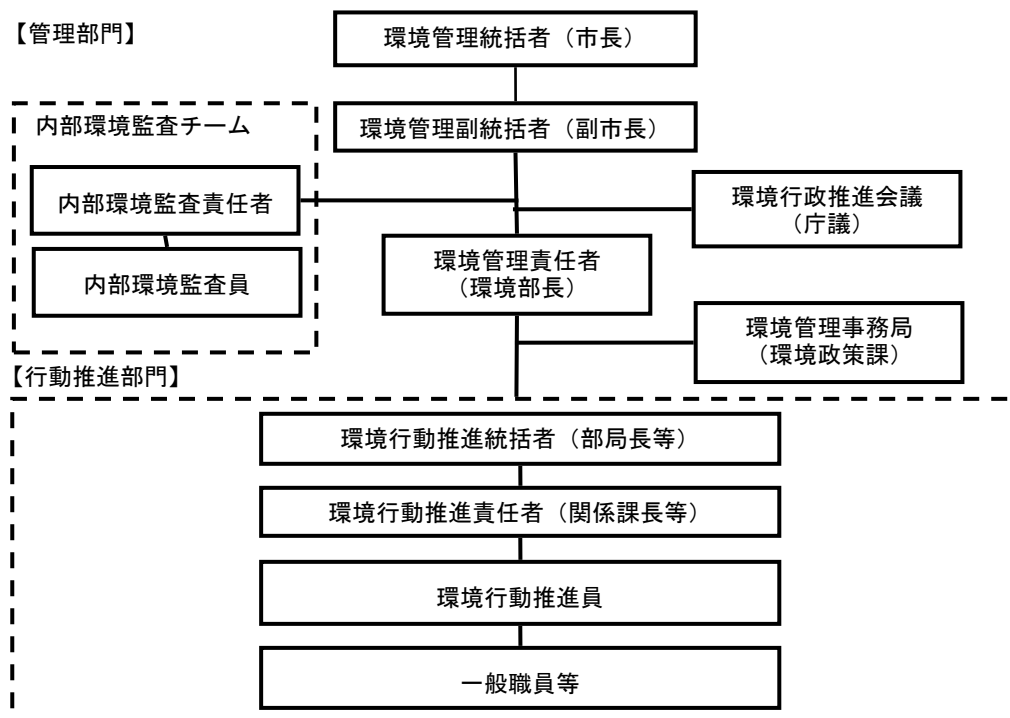
（2）環境方針・環境目標・環境活動計画

エコアクション21のシステム運用には、市長自らが重点的な施策や環境への取組みの方向性を定めた環境方針（表紙裏面参照）、これを実現するための市全体の環境目標（P69参照）・環境活動計画（P70参照）の策定など13項目の要求事項を満たす必要があります。

（3）組織体制

組織体制は、環境管理統括者である市長をはじめとして、管理部門、行動推進部門による体制を構築し、それぞれの役割を定めています。

【エコアクション21の組織体制】



第3節 流山市におけるエコアクション21

◇市役所の2つの環境側面

市役所の環境への取組には、温室効果ガスの排出者として環境への負荷を削減する取組（図中①）と、行政機関として業務に環境の視点を盛り込み、市域全体の環境負荷を削減する取組（図中②）の2つの視点が必要です。

①の視点では、職員の事務などにおける節電・省エネルギーなどのエコオフィス活動のほか、施設・設備更新などでの環境負荷の削減があげられます。

一方、②の視点では、各部局が行う事業を環境側面から捉え、進捗状況を確認しながら改善を進めていく必要があります。

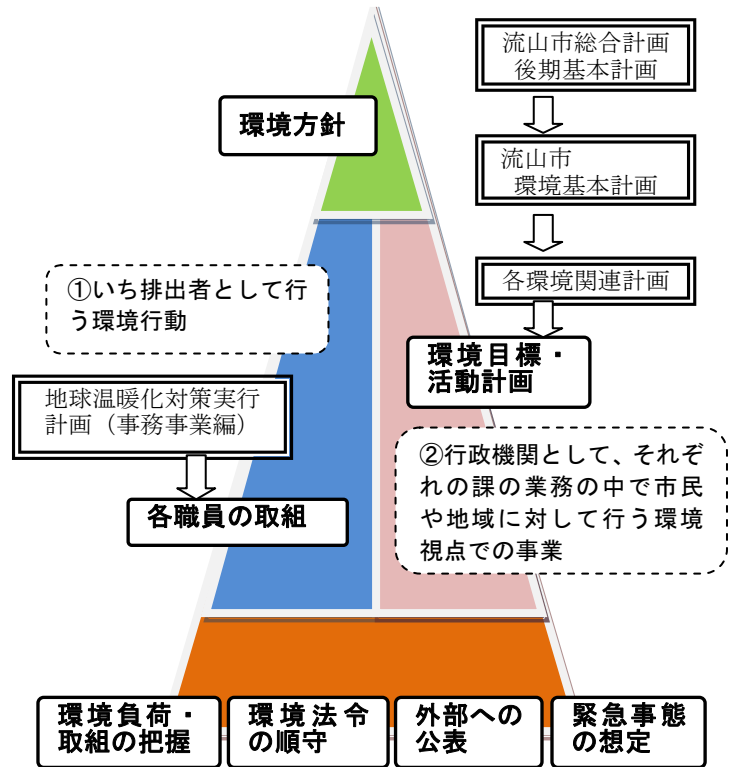
流山市では、「流山市総合計画後期基本計画」の事業の内、環境に影響を与える事業を「流山市環境基本計画」と関連付け、エコアクション21における「環境目標」「環境活動計画」として位置づけており、事業の進捗の評価は総合計画を評価する「事務事業マネジメント」と統合して行っています。

◇平成25年度の運用の変更点

平成24年度の審査指摘事項では、日常、個々の職員が行う市役所本来の業務での環境影響を考察することを求められました。これに対応し、平成25年度は係長級以下の全職員が個々の職務の中での環境への影響を考察する「環境影響ピックアップシート（下図）」を作成し、取り組んでいます。

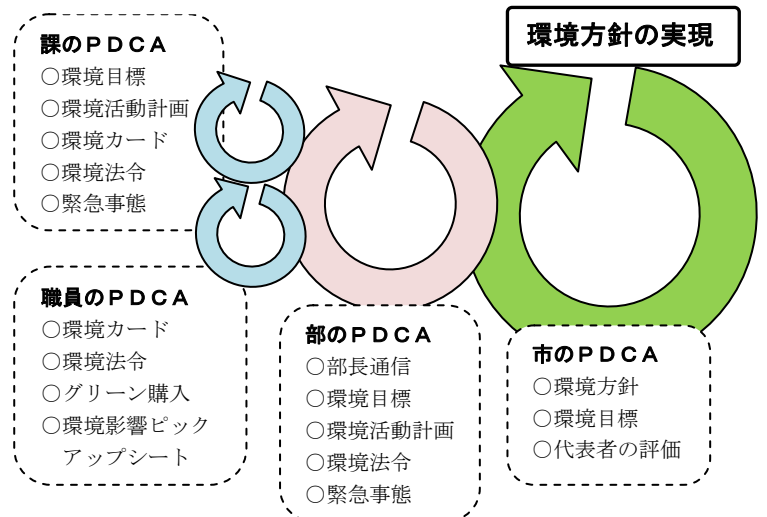
業務の名称	業務そのものの環境影響（業務の度）						地域へのアプローチ（環境方針に対応）				
	エネルギーの使用	資源の使用（水など）	台車等の使用・管理	廃棄物の発生	物品購入・説明	施設管理	公共工事	化学物質の使用・管理	地域連携	環境教育及び環境学習の推進	環境リスクの把握
エコアクション21に関する業務	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
業務内容	環境影響の現状						取組の方向性				
	認定範囲拡大のため、全庁・全施設に依頼を行い、また個別取組が数多くあることから、事務量が膨大になっており、時間外も多くなっている。研修・説明会による紙の使用（研修：100枚×4回、説明会：30枚×30回×施設、合計1,200枚）。						今年度は認定範囲拡大2年目となるため、年間スケジュール、事務やエコ活動などを作成し、事務効率を向上し、担当者変更にも対応できるようにする。研修については、現在プロジェクターやLED照明などを使用しており、これ以上の削減は困難。簡易説明などについては、できる限り1枚紙を用いた簡潔な説明をしたい。				

【流山市のエコアクション21イメージ】



環境への負荷・取組を把握したうえで、環境方針を達成するために、環境目標・環境活動計画を定め事業を推進しています。取組のほかに、環境法令順守、外部公表、緊急事態想定なども行います。

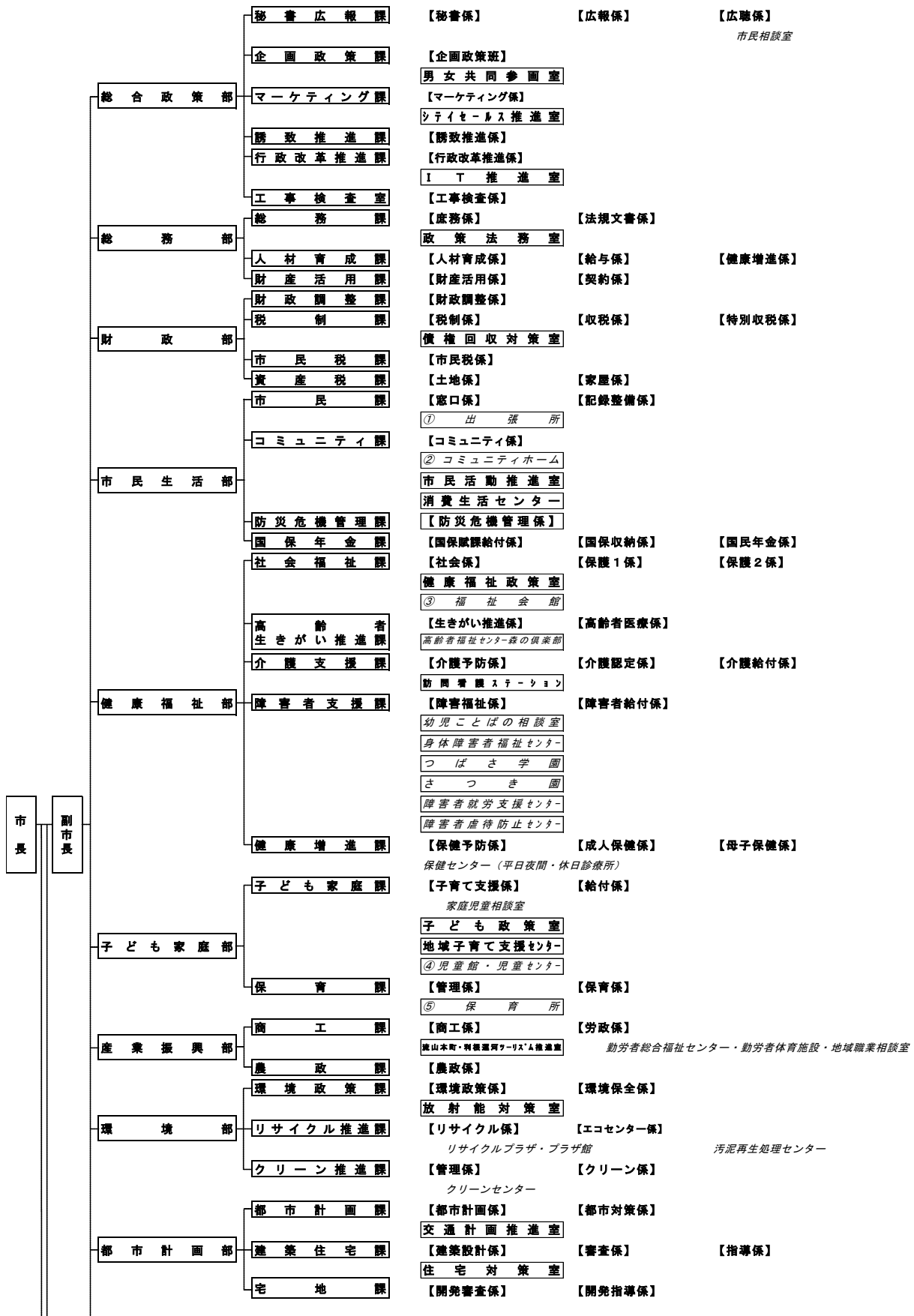
【各階層でのPDCAサイクルのイメージ】

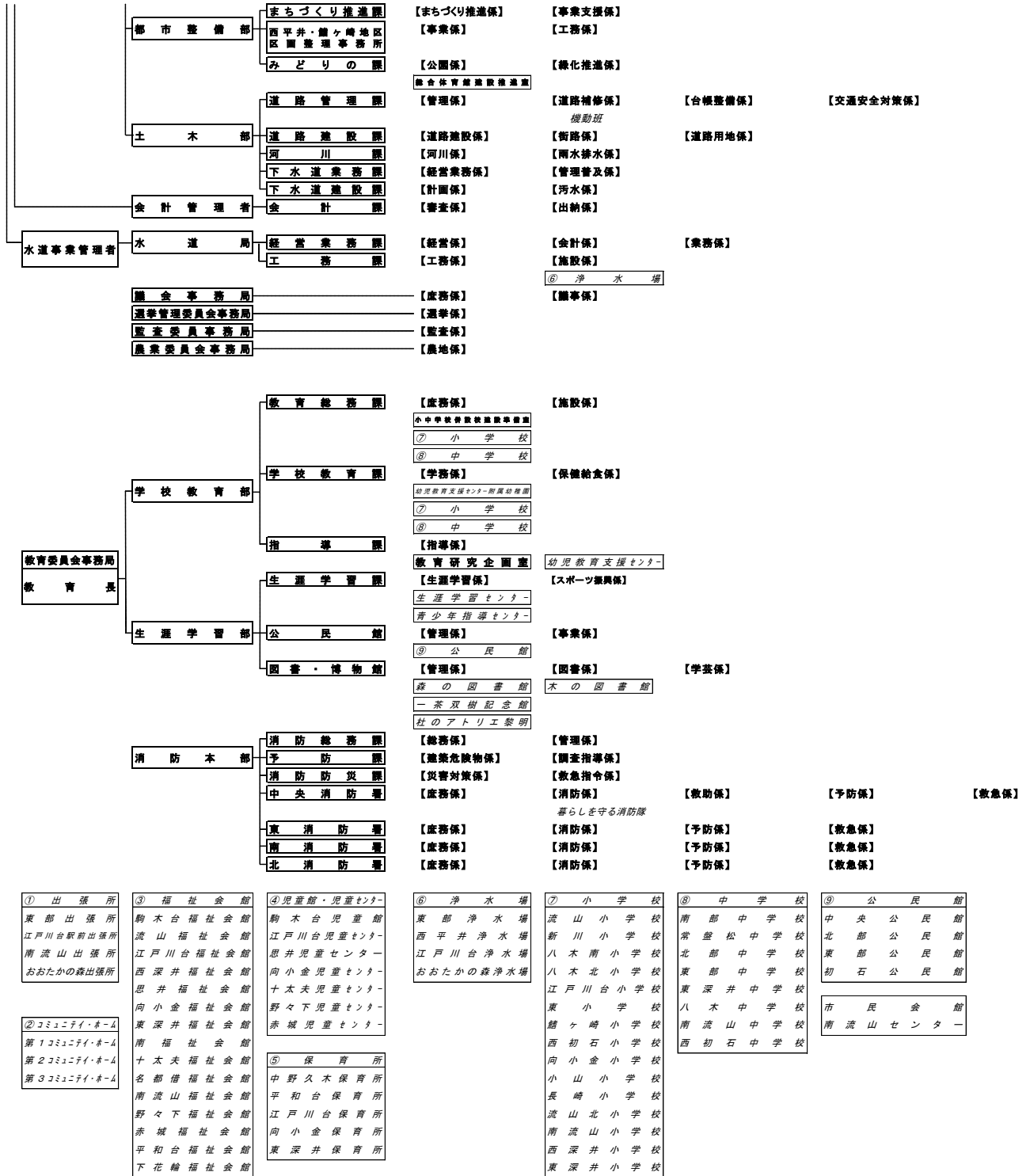


職員、課、部、市の各階層で、各立場に応じたPDCAサイクルにより進捗を確認しながら、環境への取組を推進します。

- ※部長通信：市ホームページで各部長の仕事や目標を掲載するページ。
- ※環境カード：各職員が携帯する環境への取組が記載されたカード。
- ※環境影響ピックアップシート：個々の職員の業務の環境影響を考察するシート。

平成25年4月1日現在
組 織 図





※指定管理者施設については、環境マネジメントシステムへの協力依頼を行っています。
 また平成26年度から新規に指定管理者となる施設については協定書に環境マネジメントシステムへの協力を盛り込んでいます。

第3章 環境基本計画

第1節 基本的事項

1. 計画策定の背景

市では、環境の保全及び創造のための基本理念を定める「流山市環境基本条例」を平成13年7月に制定しました。環境基本条例は、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、将来へ向けての市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

「流山市環境基本計画」は、この「流山市環境基本条例」に基づき、長期的視点に立ち、環境に関する基本的な方針と市、市民、事業者の各主体が担う具体的な取組を示す総合的な計画として、平成17年7月に策定したものです。

2. 計画の位置づけと役割

環境基本計画は、流山市環境基本条例に基づき策定したものです。国や千葉県に関連法・条例や関連計画と連携し、市総合計画と整合を図りながら、市の各種施策及び事業を推進するうえで、環境への積極的な取組の指針となる基本計画としての役割を担います。

3. 計画の期間

計画期間は、平成17年度から平成26年度を目標年次とする10年間としています。

4. 計画の対象

対象とする主体は、市、市民、事業者に滞在者を加えた四者とし、対象となる環境の範囲は以下のとおりです。

【計画の対象となる環境の範囲】

4つの領域	環境の範囲
循環に関するもの	リサイクル、エネルギー、廃棄物など
共生に関するもの	河川・森林などの自然、生物(動植物など)、生態系、水辺、緑地、景観、歴史的文化的資源、農地など
快適に関するもの	市街地整備、大気汚染、騒音・振動・悪臭、光害、水質汚濁など
環境保全活動に関するもの	環境保全団体活動、環境教育・環境学習、地球環境問題(温暖化対策など)など

第2節 計画の目標

環境基本計画では、望ましい環境像を「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」とし、これを実現するための4つの基本目標を定め、施策を展開しています。

「水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山」

- 基本目標1 循環型社会をめざすまちづくり（循環）
- 基本目標2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり（共生）
- 基本目標3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）
- 基本目標4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）

第3節 施策体系

環境基本計画では、4つの側面からみた基本目標を実現していくため、13の基本的施策及び45の個別施策を設定しています。

環境像	基本目標	基本的施策
水・緑・歴史の豊かさを、みんなの力で未来に伝えるまち・流山	1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1-1 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実践する。
		1-2 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。
		1-3 廃棄物の適正処理を啓発し、促進する。
	2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)	2-1 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。
		2-2 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。
		2-3 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。
	3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	3-1 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。
		3-2 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。
		3-3 水環境を保全するための総合的対策を推進する。
	4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)	4-1 環境管理システムを構築し、実践する。
		4-2 環境保全活動の促進及び組織づくりを推進する。
		4-3 環境教育・環境学習を推進する。
		4-4 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。

個別施策		個別計画
1-1-1	市民との協働によるごみの減量・分別・リサイクル計画の策定、実践	一般廃棄物処理計画
1-1-2	循環型社会をめざす情報の提供と行動計画の周知徹底	
1-1-3	5R運動の普及、啓発、推進	
1-2-1	資源やエネルギーの有効活用	
1-2-2	資源の循環利用と有効活用	
1-2-3	太陽、風力など新エネルギー利用の促進と普及	地球温暖化対策実行計画
1-3-1	ポイ捨て防止の啓発	—
1-3-2	不法燃焼行為の防止と啓発活動の推進	
1-3-3	不法投棄の防止と監視体制の強化	
2-1-1	河川や小川など、身近な自然とのふれあいの場の確保	生物多様性地域戦略
2-1-2	斜面林、里地里山や野馬土手などの保全	
2-1-3	地域の生態系に配慮した環境整備事業の実施	
2-1-4	社寺林や屋敷林など、まとまった緑の保全と活用	
2-2-1	街並み特徴づける街路樹整備の推進	
2-2-2	市民の森や都市公園整備の推進及び公園などへの市民の維持管理の参加	
2-2-3	市街地における緑の創出及び良好な住宅地景観の確保	
2-2-4	新しい市街地における市民と協働した緑地整備の推進	
2-2-5	歴史・文化を感じさせる地域資源の保全と活用	
2-3-1	地元農産物の減農薬・減化学肥料化の推進と販売促進	
2-3-2	地元農産物の地産地消システムの推進	
2-3-3	市民農園、学童農園等の整備推進及び農業者と消費者との交流の推進	
3-1-1	自動車をできるだけ使わないまちづくりと低公害車の普及啓発	
3-1-2	誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の確保	
3-1-3	交通渋滞の緩和や大気汚染、二酸化炭素(CO ₂)排出量の軽減	
3-1-4	公共交通機関の利用を促進するシステムの構築	
3-2-1	大気環境の簡易測定の普及と情報公開	
3-2-2	騒音・振動・悪臭防止の推進と啓発	
3-2-3	土壌汚染に係る情報公開と健康への被害防止	
3-2-4	光害防止の推進と啓発	
3-3-1	公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及	
3-3-2	河川・水路の水質汚濁防止対策と浄化対策の推進	
3-3-3	健全な水循環を確保するための地下水のかん養や雨水利用の推進	
3-3-4	湧水の保全	
4-1-1	環境管理システムの市自らの実践と、市民監査体制の構築	地球温暖化対策実行計画
4-1-2	事業者のISO14001認証取得の奨励及び普及啓発の推進	—
4-2-1	環境マナーとモラル向上の推進	
4-2-2	環境保全活動への支援と参加の促進	
4-2-3	環境に関する情報の共有・交流の推進	
4-2-4	市・市民・事業者・滞在者の環境保全活動の仕組みづくりとネットワークの構築	
4-3-1	学校などにおける環境教育の推進	
4-3-2	環境教育・環境学習を推進する環境アドバイザーの育成	
4-3-3	市民環境セミナーの推進	地球温暖化対策実行計画
4-4-1	地球環境問題に関する意識の高揚・啓発及び地球環境に配慮した行動の実践	
4-4-2	二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの排出抑制の推進	
4-4-3	地球環境問題を考える環境家計簿の普及啓発	

第4節 環境マネジメントシステムにおける環境目標

環境基本計画を推進するため、同計画の基本的施策をエコアクション21における環境目標とし、各種指標により進捗管理を行っています。

基本的施策	環境目標	単位	実績	目標	目標			目標管理課
			H24年度		H25	H26	H31	
1(循環) 四者(市、市民、事業者、滞在者)の役割に応じた5R運動を実践する。	1人1日あたりのごみ発生量	g	928	945	934	921	871(H30)	リサイクル推進課
	資源化率	%	25.5	29.5	29.6	29.7	30(H30)	
	最終処分量	t	3,305	1,760	1,755	1,752	1,718(H30)	
1(循環) 省資源、省エネルギーに努めるとともに、新エネルギーなどの利用を推進する。	太陽光発電設置世帯数	世帯/年	84	90	90	90	90	環境政策課
2(共生) 江戸川、利根運河、坂川、大堀川などの河川と緑地を核として、水と緑の回廊や地域の生態系ネットワークを構築する。	市街地内CO ₂ 吸収源増加率	%	116	140	120	132	200	みどりの課
	市内の緑に満足している市民の割合	%	79.3	80.0	80.0	80.0	80.0	
2(共生) 歴史・文化を感じさせる地域資源を活かしたまちづくりを推進する。	グリーンチェーン認定率	%	50.0	30.0	50.0	55.0	80.0	都市計画課
	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	%	74.5	76.5	76.5	76.8	80	
	自宅周辺の町並みや景観を誇りに思う市民の割合	%	54.7	53	57	57.5	60	
2(共生) 農地の保全や有効活用を図るとともに、地元農産物の地産地消を推進する。	遊休農地面積有効利用割合 ※平成24年度実績については算定方法変更のため値が大きく下がっています。	%	51.2	80	56	56.5	80	農政課
3(快適) 安全で快適な環境を確保するための歩行者空間の確保と交通システムの構築を推進する。	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	59.9	58.4	59.4	60.4	65.4	道路建設課
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	72.1	68	72.5	73	75	都市計画課
	ぐりーんバス利用者数	万人	67.8	65	71	71.5	74	
3(快適) 生活環境や健康に関する環境情報を積極的に公開し、それに係る対策などを推進する。	生活環境に関する苦情等の処理率	%	95	97	97	97	97	環境政策課
3(快適) 水環境を保全するための総合的対策を推進する。	公共下水道普及率	%	78.6	79.1	81	83	88.5	下水道業務課 下水道建設課
4(環境保全活動) 環境管理システムを構築し、実践する。	ISOまたはエコアクション21を認証登録している事業所	箇所	83	87	88	89	97	商工課
4(環境保全活動) 地球環境問題への意識を高め、進んで行動する。	市域の二酸化炭素排出量 ※平成23年度の排出量	千t-CO ₂	608.1(H23実績)	591.1	582.7	574.3	532.4	環境政策課
	市役所の温室効果ガス排出量 ※平成20年度比	%	116.0	94.0	92.0	90.0	—	

第5節 環境マネジメントシステムにおける環境活動計画

流山市総合計画後期基本計画（平成22～31年度）に掲げられた事業の内、環境に関連する事業をエコアクション21における環境活動計画と位置付け、環境関連事業を推進しています。進捗管理は、各部の事務事業マネジメントにより行っています。

	取組	取組内容	中長期の環境活動計画				担当			
			H24	H25	H26	H27	統括者	責任者		
1-1	ごみ減量・資源化啓発事業	ガレージセール開催、ごみ減量・資源化を呼びかける横断幕の掲示、リサイクル推進店の募集、リサイクルについての説明会、ごみ出前講座(ケロクミミーティング)等を実施し、ごみの減量・資源化や再利用の啓発を呼びかけることで、ごみ減量・資源化を推進し、循環型社会の形成を図ります。	■	■	■	■	環境部長	リサイクル推進課長		
	リサイクル団体育成支援事業	資源物である紙類、びん類、金属類、布類を自治会等のリサイクル活動実施団体が中心となって集め、再生資源物回収業者が回収し資源化する集団回収を支援します。	■	■	■	■				
	レジ袋削減啓発事業	ごみ減量・資源化を目的として、買い物に際してレジ袋辞退者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」(流山市商工会議所が実施主体)を側面から支援するため、ポイント還元分の一部を市が助成します。	■	■	■	■				
	剪定枝資源化施設運営事業	平成22年4月から本格稼働を開始した森のまちエコセンターの剪定枝資源化施設の円滑な管理・運営を行い、市内で発生する剪定枝から堆肥やチップを生成し、これを市民に提供し、緑のリサイクルを実現することにより、循環型社会の構築に寄与します。	■	■	■	■				
1-2	地球温暖化対策奨励事業	市域全体の二酸化炭素排出量を削減するため、市内に居住し、太陽光発電設備を市内業者から購入・設置する市民に対して、奨励金を交付します。	■	■	■	■	環境政策課長			
	企業立地促進事業(環境配慮型施設設置費助成金)	太陽光発電施設及び雨水利用施設(環境配慮型施設)を導入する立地企業のうち、一定の条件を満たすものについて助成金を交付します。周辺環境との調和を図り、地域貢献が出来る優良企業の立地を推進します。	■	■	■	■	総合政策部長	誘致推進課長		
	商工業育成・助成事業	商業振興共同施設設置等事業費補助事業において、商店街街路灯のLED化や、流山共通ポイントカード事業に対して補助を行っています。	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長		
1-3	不法投棄対策事業	市内に不法投棄された投棄物の処理及び不法投棄の未然防止と早期発見のためのパトロールの強化、充実を図り、生活環境の保全に努めます。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長		
2-1	グリーンチェーン推進・緑化啓発事業	戸建住宅、集合住宅、店舗、事業所等で一定の質と量の緑を配したのに対してグリーンチェーン認定を行います。また、市民組織が実施するオープンガーデン等を支援します。	■	■	■	■	都市整備部長	みどりの課長		
	緑化推進事業	緑化講習会、ガーデニングコンテスト、地区花壇、門松カード配布、保存樹木保存樹林指定、斜面樹林保全協定、生垣設置補助、緑の羽根募金などの施策により、市民自らが緑を作り育てる意識を高めることで、緑の回復に努め、緑豊かな流山の実現を図ります。	■	■	■	■				
	大堀川防災調節池修景整備事業	大堀川防災調節池については、水辺活動やコミュニティの場としての利用を配慮した地域の核となる拠点を目指し、調節池内及び周囲への植栽や通路の整備工事を行います。(平成22・23・24年度(継続事業)施設工・植栽工)	■						土木部長	河川課長
	生物多様性地域戦略推進事業	全国の市町村に先駆けて平成22年度に策定した「生物多様性ながれやま戦略」(50年戦略)に基づく施策・取組を推進するため、モニタリング調査を実施するための調査手法やデータ管理等に関するマニュアルを作成し、市内重点地区のモニタリング調査を実施しています。	■	■	■	■			環境部長	環境政策課長
	景観形成作物植栽培事業	遊休農地に景観形成作物(コスモス等)を植栽し美しい田園の創造を図ります。	■						産業振興部長	農政課長
2-2	景観形成推進事業	景観計画及び景観条例に基づき良好な景観の形成を目指します。	■	■	■	■	都市計画部長	都市計画課長		

2-3	エコ農業推進事業	減農薬・減化学肥料の拡大を推進し、環境への負荷を低減する方向のエコ農業を推進します。このため、性フェロモン剤による害虫の誘因補殺を推進し、減農薬に努めます。また、有機農業を推進するため堆肥の導入を支援し、減化学肥料の推進を図ります。	■	■	■	■	産業振興部長	農政課長
	農産物直売所設置推進事業	農業団体の代表者や農業関係機関、商工業者の構成員で直売所のあり方について様々な観点から意見交換と検討を重ね農業振興の拠点施設として、また、消費者へ農業情報等の発信ができる交流施設の設置を目指します。	■	■	■	■		
	米飯給食における地産地消推進事業	流山市内すべての小中学校の給食で通年、市で生産される米を使用し、米の生産と地域内消費の拡大を図り、子どもたちに食への関心と消費についての理解を促進するとともに、農家の安定的な農業所得を図り、遊休農地の発生を抑制し多面的機能を持つ農地の保全を図ります。	■	■	■	■		
	地産地消推進事業	流山産の新鮮安全な野菜等の地産地消の促進を図るため、農産物直売所の設置検討や農家が庭先販売を行う支援として「のぼり旗」や、リーフレット等の作成を行い、流山産農産物の地産地消を市民や消費者へ周知を図ります。	■	■	■	■		
3-1	道路施設管理事業	広く一般に供用されている、河川占用を含む市道の路肩等の草刈り及び違法看板の撤去等を実施し、一般通行に支障を生じないよう良好な交通環境の維持保全に努め、自動車及び歩行者等の道路利用者の円滑な通行と安全を図ります。市内全域における市道の管理。	■	■	■	■	土木部長	道路管理課長
	江戸川台駅西口広場改良事業	江戸川台駅西口広場を改修し、交通結節機能と市民の利便性の向上を図ります。平成22年度：測量、実施設計。平成23、24年度：改良工事	■	■	■	■		
	区画道路改良事業	地域住民の通行の安全と生活環境の向上のため、狭隘な道路を拡幅に要する用地の寄附を受けた道路、その他既存道路の改良を行います。平成22、23、24年度：改良工事等	■	■	■	■		
	JR常磐線混雑緩和要請事業	千葉県及び沿線自治体と連携を図り、快速列車の増発などの輸送力増強に関する要望活動や快速列車の東京駅乗り入れの早期実現要望などをJR東日本に対して実施します。	■	■	■	■		
	TX東京駅延伸促進事業	沿線自治体と連携し、首都圏新都市鉄道(株)や国・県等に要望等の働きかけをします。	■	■	■	■		
	流鉄活性化支援事業	「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助」制度を活用し、支援を行います。	■	■	■	■		
	路線バス拡充要請事業	市内の路線バス事業者に対して、既存路線の充実や、新規計画路線の早期実現に向けての要請を行います。	■	■	■	■		
	ぐりんバス運行事業	市民の利便性向上のため、ぐりんバスを運行し、駅への交通不便地区の解消を図ります。	■	■	■	■		
	高齢者等市内移動支援バス事業	本市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、バスの空席を利用して高齢者の移動支援を行い、積極的に社会参加できるまちづくりを進め、生きがいのある地域づくりを支援するとともに、高齢者の健康的な日常生活の保持を図ります。	■	■	■	■	健康福祉部長	高齢者生きがい推進課長
3-2	登録等狂犬病予防事業	狂犬病予防法に基づき、犬の登録や予防注射の接種の推進を図り、狂犬病の発生を防ぎます。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	常磐道環境保全対策事業	常磐自動車道の環境測定及び環境保全対策を実施することにより、生活環境の保全を図ります。	■	■	■	■		
	大気保全対策事業	大気の常時監視を実施することにより、良好な市民の生活環境の確保に寄与します。	■	■	■	■		
	騒音・振動対策事業	市内主要道路の騒音、振動を測定することにより、道路改良の目安として道路管理者に助言し、良好な生活環境の確保を図ります。	■	■	■	■		
	水質保全対策事業	水質保全対策として公共用水域の水質管理を行い、河川等の浄化がなされることにより清潔で安全な生活環境に寄与します。	■	■	■	■		
	公害相談業務事業	様々な環境問題や苦情等の対応により、生活環境の向上に努めます。	■	■	■	■		
	地域環境保全推進指導事業	空地等の青草の適正管理を推進するため、地権者等に草刈りを行うよう指導し生活環境を保全します。	■	■	■	■		
3-3	江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、大字東深井・西初石4、5丁目・長崎1丁目・名都借・松ヶ丘3丁目・西松ヶ丘1丁目・向小金1丁目地先を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■	土木部長	下水道建設課長

	手賀沼流域関連公共下水道整備事業	公共下水道整備の拡大を図ることで、市民に快適な生活環境を提供するとともに、公共用水域を保全します。整備区域として、駒木地先等を順次整備拡大を図ります。	■	■	■	■		
	地下水汚染対策事業	身近な水資源として大切な役割を果たしている地下水について、良好な水質を保全するため水質調査を実施します。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	地下水汚染防止対策事業	西初石地区の汚染除去対策事業及び汚染機構解明調査事業を実施し、地下水汚染による健康被害防止に寄与します。	■	■	■	■		
	家庭用小型合併処理浄化槽補助事業	公共用水域の水質汚濁を防止するため、下水道事業計画区域以外の区域又は公共下水道の整備が7年以上見込まれない地区で合併処理浄化槽を設置する市民に対し、経費の一部に補助金を交付します。	■	■	■	■		
	生活排水対策推進啓発事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽等の放流水の水質の調査等を実施し、広く市民に対して水質保全の啓発に努めます。	■	■	■	■		
4-1	環境マネジメント事業	市役所の事務事業において、平成21年3月に認証・登録を受けた環境マネジメントシステムの1つであるエコアクション21を継続していくため、環境活動レポートの作成、内部研修の実施、内部監査委員の育成・充実等を図っています。	■	■	■	■		
	国際標準規格認証取得支援事業	市内の中小企業者の企業間競争力の向上や経営基盤の安定を図り、本市産業の振興及び経済の活性化に寄与するために、国際標準規格の認証取得に要する経費の一部を助成します。	■	■	■	■	産業振興部長	商工課長
4-2	ゴミゼロ作戦実施事業	流山市クリーン作戦実施要綱に基づき、春・秋にゴミゼロ作戦を実施し、環境美化に努めます。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	クリーン作戦実施事業	国土交通省主催の江戸川クリーン大作戦に協力し、河川周辺の美化の推進に努めます。	■	■	■	■		
	環境美化推進事業	地域の環境美化推進員と連携を図り、不法投棄及びポイ捨ての監視体制を強化し環境美化に努めます。	■	■	■	■		
	路上喫煙等防止事業	空き缶等のポイ捨てによるゴミの散乱や路上喫煙による歩行者の安全を確保するため、啓発活動を行うとともに、パトロールを強化し快適な生活環境を確保します。	■	■	■	■		
	廃棄物減量等推進員事業	廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、地域と行政の橋渡し役及び地域のごみ減量リーダーとして廃棄物減量等推進員を委嘱します。	■	■	■	■		リサイクル推進課長
4-3	市民環境講座事業	環境学習と環境保全活動を推進させるための普及啓発の一環として、省エネ対策の担い手を養成するため講座やシンポジウムを開催します。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	リサイクルプラザ(プラザ棟)運営管理事業	廃棄物の減量や資源化などを図る啓発拠点として、講座や講演会等の開催、再生品の販売及び情報提供をします。	■	■	■	■		リサイクル推進課長
4-4	緑のカーテンモデル事業	二酸化炭素排出量の削減に有効といわれている緑のカーテンの育て方講習会を開催するとともに、公共施設や自治会を通じて市民にゴーヤの苗や種を配布することにより、緑のカーテンの普及を図ります。	■	■	■	■	環境部長	環境政策課長
	電気自動車借上事業	電気自動車を率先的に公用車として導入し、その環境性能や利便性を広くPRし、市民及び事業者への導入を促すことにより、地球温暖化防止に寄与します。	■	■	■	■		
	地球温暖化対策実行計画推進事業	平成21年度に策定した「地球温暖化対策実行計画(市域全体編)」に基づき、市域の二酸化炭素排出量削減を図るために、公用自転車の利用促進や環境家計簿の普及促進等を行います。	■	■	■	■		

第6節 環境基本計画における各施策の主な取り組み

1. 環境マネジメントシステムの環境目標における主な指標

「循環」に関する項目では、1人あたりのごみの発生量は目標値を下回りましたが、資源化率、最終処分量については目標を達成できませんでした。これは、人口増加のほか、放射性物質を含む溶融スラグ（※）を資源化することができず、最終処分を行ったことによる影響です。※最終処分を行った溶融スラグの放射性物質濃度は、受け入れ自治体の基準を全て下回っています。

「共生」に関する項目では、緑化に関する市民満足度やグリーンチェーン認定率は概ね目標値を達成しています。

「快適」に関する項目では、ぐりーんバスについては累計利用者数が400万人を超えるなど利用者は順調に増加しており、道路や公共交通機関に関する市民の満足度も概ね目標値を達成しています。

「環境保全活動」に関する項目では、市域（平成23年度）・市役所（平成24年度）の温室効果ガス排出量は、いずれも前年度より増加しています。市域については、産業部門が減少しているものの民生部門が大きく増加しており、総量で基準年度（平成19年度）比-6.9%、前年度比+1.8%となっています。平成24年度の市役所の温室効果ガス排出量は、基準年度（平成20年度）比で16.0%、前年度比では9.9%と大幅に増加しています。エネルギーの使用量は減少しており、電気使用に関する排出係数が東京電力で0.464から0.525と13%上昇したことに加え、市域の廃棄物焼却に由来する温室効果ガスの増加が影響しています（詳細はP45参照）。なお、市域の二酸化炭素排出量は、各種統計資料の公表時期の影響により平成23年度の値となっています。

	環境目標	単位	H24年度		評価
			実績	目標	
1 循環型社会をめざすまちづくり(循環)	1人1日あたりのごみ発生量	g	928	945	○
	資源化率	%	25.5	29.5	×
	最終処分量	t	3,305	1,760	×
2 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり(共生)	市街地内CO ₂ 吸収源増加率	%	116	140	×
	市内の緑に満足している市民の割合	%	79.3	80	○
	グリーンチェーン認定率	%	50	30	○
3 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり(快適)	快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	%	59.9	58.4	○
	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	%	72.1	68	○
	グリーンバス利用者数	万人	67.8	65	○
4 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり(環境保全活動)	ISOまたはエコアクション21を認証登録している事業所	社	83	87	×
	市域の二酸化炭素排出量 ※平成23年度の排出量	千t-CO ₂	608.1	591.1	×
	市役所の温室効果ガス排出量	%	116.0	94.0	×

2. 環境マネジメントシステムの環境活動計画における主な取り組み

◇ 循環型社会をめざすまちづくり（循環）

○ごみ減量・資源化啓発事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
下花輪福祉会館多目的広場で行うガレージセールの出店数の増加を図りました。また、自治会等にさらなるごみ減量・資源化を促進するため、ごみ出前講座を行いました。	市民に対してごみに関心を持ってもらうよう、ごみ出前講座、ガレージセールなどの事業を単発的に終わらせるのではなく、開催回数を増やすほか、連続性や付加価値を持たせた事業展開を検討します。



ガレージセール

○リサイクル団体育成支援事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成24年度から、資源ごみの行政回収を廃止し集団回収へ一本化しました。これにより、回数量、団体数が増加しました。	集合住宅の住民など、リサイクル団体へ参加していない市民への資源物回収制度の浸透が図れていないことから、これらの市民に対しての排出ルールについての周知を図ります。

○レジ袋削減啓発事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
レジ袋辞退者にポイントを付与する「ノーレジ袋推進事業」(流山市商工会議所が実施主体)の側面支援のため、ポイント還元分に対して流山商業協同組合へ助成しており、ポイント還元分5円のうち10月1日の規則改正により行政負担分については1円から2円としました。	レジ袋辞退数が伸び悩んでおり、補助事業以外の啓発等により、ノーレジ袋を推進する必要があります。また、レジ袋削減を呼び掛ける一方で、レジ袋を利用したごみ排出を容認しているなどごみ排出方法の整理が必要です。

○企業立地促進事業（環境配慮型施設設置費助成金）

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
企業立地促進奨励金の対象となる企業2社が立地しましたが、環境配慮型設備設置費助成金の対象とはなりませんでした。	効果的な優遇制度とするため、立地企業に適宜ヒアリングを行い、必要に応じ制度を見直します。

○商工業育成・助成事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市内商店会のLED化は、これまで9商店会が改修を完了しました。平成24年度は、石油高騰や震災に伴う原発事故により、東電が火力発電に切り替えをしたため、電気料が大幅に値上げとなりましたが、街路灯のLED化により電気料金の補助金は昨年度より減少しています。	引き続き、街路灯のLED化をしていない商店会に対し補助を活用した改修を促します。

○地球温暖化対策奨励事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
太陽光発電設備設置者からの奨励金交付申請が、平成25年1月22日で84件となり、予算額に達し、事業が終了しました。これにより年間約170トンの二酸化炭素排出量の削減効果が見込まれます。	平成23年の原発事故以来、太陽光発電など再生可能エネルギーへの関心が高まっており、流山市太陽光エネルギー活用センターと連携し一層の普及拡大に努める必要があります。

○不法投棄対策事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市民ボランティア65名による「まちをきれいに志隊」と連携を図り、不法投棄の状況や場所など情報の共有化に努め、716件、74トンを回収しました。	引き続き、市民ボランティアの活用と未然防止パトロールの強化により、不法投棄物の未然防止と早期回収を図ります。

◇ 身近な自然と地域資源を大切にすまちづくり（共生）

○緑化推進事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
緑化講習会、ガーデニングコンテスト、地区花壇、門松カード配布、保存樹木保存樹林指定、斜面樹林保全協定、生垣設置補助、緑の羽根募金などの施策を展開しました。市民の自発的な活動を促し、ながれやまガーデニングクラブ「花恋人」の事務局事務を市から「花恋人」に移しました。	これまで実施してきている各施策について、効果等を検討して整理統合を進めます。また、ガーデニングクラブ「花恋人」との市民協働の方向性を探ります。



平成 25 年度のガーデニングコンテスト表彰者

○グリーンチェーン推進・緑化啓発事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成 24 年度までの累計グリーンチェーン認定実績は 173 件、3,050 戸となっています。平成 24 年度は、啓発用の冊子を作り周知度の向上を図りました。また、熱環境現況調査を継続して実施したほか、グリーンチェーン普及講習会と商業施設の緑化状況調査を行いました。また、花と緑のボランティア育成のための講習会や、市民クラブによるオープンガーデン開催の支援を行いました。	事業者及び建築業者への啓発を継続して行い、事業者にとってのグリーンチェーンの有益性をアピールし、認定率を上昇させていきます。

○エコ農業推進事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
生産者に対して、ホームページや各団体の会議等で県の認定制度「ちばエコ農産物」「エコファーマー」について説明を行いました。また、環境保全型農業推進事業を統合し合理化を図りました。	エコ農業手法による農作物の出荷額や消費量についての追跡調査ができていないことや、市内消費者の低農薬・低化学肥料栽培の野菜へのニーズの実態が不明であることから、農業振興基本指針策定にあたっての市民アンケートで、ニーズの実態を確認します。

○生物多様性地域戦略推進事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
「生物多様性ながれやま戦略」に位置付ける重点拠点のモニタリング調査を継続的に行い基盤情報の整備を行いました。また、流山市内の小・中学校10校で実施した「グリーンウェイブ」(植樹事業)では、児童等により80本の植樹が行われました。5月4日のグリーンフェスティバル及び子どもたちの夏休みに合わせて、親子を対象とした市野谷の森探検を実施し、将来を担う子どもたちに、生物多様性の大切さについての啓発に努めました。	引き続き市域の生物多様性の情報収集を行うとともに、市民団体との連絡を密に行い、活動内容を周知することへの協力体制を構築します。また、地方自治体間の情報交換や経済界、学术界等の他のセクターとの連携を目的に組織された生物多様性自治体ネットワークにおいて流山市が幹事として選出されたこともあり、今後も先進的な取組事例等について積極的に情報共有を図り、効果的な啓発に努めます。



ケビンさんとおおたかの森探検

○景観形成推進事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成20年に策定した景観計画を、平成23年度・24年度の2か年で変更し、重点区域(流山本町区域、利根運河区域)の追加や、具体的な行為の制限等に関する景観計画ガイドラインを策定しました。また、技術的、専門的な助言を得るため、景観まちづくりアドバイザー会議を年4回程度開催しています。	景観計画及び景観計画ガイドラインを活用し、開発事業者等の理解と市職員の指導力の向上により、更に良好な景観形成の誘導と啓発を図ります。

◇ 生活環境を守り、安全で快適に暮らせるまちづくり（快適）

○高齢者等市内移動支援バス事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市内の事業所等の協力のもと送迎バスの空席を活用し高齢者の活動範囲の拡大を支援しており、平成24年2月に新たに流山おおたかの森病院が協力民間事業所となりH23年度末に利用登録者が増加しました。全4ルートにより市内ほぼ全域のルートを確保できました。	ルートの維持・継続を図るほか、民営のバス、タクシーの利用への影響等について、適宜、事業者との協議を行います。また、引き続き、高齢者の利用促進のためのPRに努め周知を図ります。

○公害相談業務事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
市民から申し立てのあった、野焼きや振動・騒音・不法投棄に対して、現場を確認し市民の相談を受けています。人口の増加に伴い、相談の内容が多岐にわたってきています。平成24年度は、206件の申し立てを受け付けています。	電子ベース化した苦情データの活用により、事務改善と経費削減を行います。

○ぐりーんバス運行事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
利用者数も年々増加してきており、市民の足として定着しています。6ルート全線の収支率（運賃収入/運行経費）は74.9%と高い率で推移しています。平成24年度は、既存2路線を接続し、駅間をつなぐ直通運行及び新規ルートを開設するため、沿線住民に対し説明会を開催しました。	既存2路線の「松ヶ丘ルート」と「野々下・八木南団地循環ルート」の接続のため、住民説明、運賃体系検討等、開設に向け順次取り組みます。また、費用対効果の検証、経路周辺の土地利用を考慮し路線の検討を行います。

○江戸川左岸流域関連公共下水道整備事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
江戸川左岸流域下水道区域内の下水道整備を進め、東深井、西松ヶ丘1丁目地先等約29.42haを整備したことで、平成24年度末の整備面積は約1,345.47haとなりました。国庫補助事業費減少等により、年度内に完了しなかった工事が3件、工事施工委託が1件ありました。	下水道工事の適切な工法選定等により費用対効果を向上させ、工事等の早期執行を行います。



ぐりーんバス

○手賀沼流域関連公共下水道整備事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
手賀沼流域関連公共下水道(汚水)の整備を行い、駒木地先約0.78haを整備したことで、平成24年度末の公共下水道整備面積が約212.90haとなりました。国庫補助事業費減少等により、年度内に完了しなかった工事が2件、工事施工委託が1件ありました。	下水道工事の適切な工法選定等により費用対効果を向上させ、工事等の早期執行を行います。

○地域環境保全推進指導事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
「空き地の雑草等の除去に関する条例」を平成24年7月に施行し、青草・枯れ草の除去に向けた取り組みを一元的に行い、土地所有者に対して適正な空き地の管理を強力に指導しています。平成24年度の緊急雇用創出事業補助金を活用した業務委託により、雑草管理台帳の電子化と業務の効率化を図りました。	引き続き、データ管理・指導体制の強化を図るとともに、対応の迅速化とデータの有効活用を行います。また、地権者の意向確認等を行います。

◇ 環境保全活動をみんなで取り組むまちづくり（環境保全活動）

○国際標準規格認証取得支援事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
国際標準規格のISO取得に対し、平成24年は1件の助成を行いました。	国際標準規格は経費がかかり認証を取得する企業が少ないことから、平成25年度からはエコアクション21の認証登録に対する補助も本事業に追加し事業を展開します。

○環境マネジメント事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成24年度には平成20年度に認証取得したエコアクション21の認証範囲を、市役所本庁舎とクリーンセンターから全施設に拡大し2回目の更新登録を行いました。これにより、エコアクション21の認証範囲と温暖化対策実行計画や環境白書との整合を図りました。その一方で、施設等に対する説明や照会などの増加により事務局の事務量が増加しています。	環境マネジメントシステムに基づく全庁的な取組の推進と同時に、システムの運用に係る事務効率の改善を行う必要があることから、照会内容の精査などによるシステム自体の効率改善と、各部の取組推進への継続的な情報提供や啓発を行います。

○廃棄物減量等推進員事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
推進員制度を活用して、ごみ出前講座を53回開催するなど、地域とのコミュニケーションを図りました。	引き続き推進員制度を活用して地域との情報共有や啓発に努め、廃棄物の分別などの説明会やごみ出前講座を展開していきます。

○路上喫煙等防止事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」に基づき、指導員による啓発指導を行うとともに、ホームページ、広報、防止キャンペーンによる周知活動を行いました。また、市民ボランティア「まちをきれいに志隊」と連携を図り、路上喫煙等のマナー向上及び防止の啓発に努めました。	引き続き、市民ボランティア「まちをきれいに志隊」と連携を図り、路上喫煙等のマナー向上及び防止の啓発に努めます。

○リサイクルプラザ（プラザ棟）運営管理事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成16年度より、ごみの減量・資源化の啓発拠点として、研修室や工芸室を設けて、広く体験学習や実践行動の場を提供しています。年間を通して石鹸づくりや洋服のリサイクルなどの各種講座を開催し再生品の有効利用やごみの減量化に対する啓発を行うほか、再生品販売により、市民にごみ減量についての啓発を行いました。また、市民の利便を図るため、電子申請ができるよう取り組みました。	講座内容の充実に加え、ホームページを活用した活動内容や作品紹介など、市民への周知方法の改善を図り、受講者数の増加に努めます。

○市民環境講座事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
自治会・事業所・学校等に向き実施する環境出前講座と一般市民を対象とした公開講座市民環境講座を市民団体への委託により実施しました。年5回の市民環境講座では、小学生の親子を対象とした夏休み企画を行ったほか、外部講師を招聘しての講座や映画上映などを行い、参加者の裾野を広げました。	平成25年度は、年間5回行っていた市民環境講座を試験的に4回とし、1回を大規模なものとして行い、テーマ、講師などを精査し参加人数の拡大を図ります。

○緑のカーテン事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
平成24年度からは、本事業を市民団体「流山ゴーヤカーテン普及促進協議会」に業務委託し事業の推進を図りました。平成24年度は82自治会にゴーヤの苗8,504株、学校や公共施設を含めると昨年より1,323株多い、10,614株を配布しました。	緑のカーテン作成に関する市民からの問い合わせや失敗の報告が寄せられたことから、苗の配布だけではなく、育て方講習会などを行うことで、節電につながるレベルの緑のカーテン普及を目指します。

○地球温暖化対策実行計画推進事業

平成24年度の取り組み	次年度以降の取り組み
環境家計簿コンテスト（節電チャレンジ）、一般家庭への省エネ啓発機器の貸し出し等を行い、家庭部門でのCO ₂ 削減に取り組みました。市役所では、公用自転車をケアセンター、中央公民館にも導入し、10台から13台としました。また、平成25年1月17日にクリーンセンターのごみ焼却施設屋上部に太陽光発電設備を設置する「屋根貸し」のモデル事業について民間事業者と基本協定を締結しました。	引き続き民生部門の排出量を削減する取組を進めるため、環境家計簿コンテストの実施方法等について改善・検討を行います。また、クリーンセンターへの屋根貸しによる太陽光発電の設置を進めます。

第4章 代表者による全体評価・見直し

◇放射能への対応

東日本大震災発生から2年半が経過しますが、本市においても放射能問題に対して、除染対策、焼却灰の処理対策などに全庁一丸となって懸命に対応してきました。平成24年度は、子どもが多く利用する62施設の除染を最優先に進め8月末には除染作業を完了し、公園等についても平成25年3月末までに完了しました。また、民有地に関しても測定と除染を行い、基準を上回った1,603件の除染を平成25年3月末に完了しました。このように流山市除染実施計画より前倒しで除染を実施し、一定の安全の確保は図られたと考えています。

◇若い世代に選ばれる流山市

流山市は、つくばエクスプレス開通により、首都至近の住宅都市として、千葉県内における近年の人口増加率で常に上位となり、平成23年度には、千葉県一人人口が増加するなど、子育て世代の方々に選ばれるまちとして着実に発展してきました。その結果として平成24年4月における人口構成は30代が最も多くなり、また「合計特殊出生率」は平成23年度で全国平均1.32を上回る1.49で県内2位、平成24年度は1.44で県内6位となりました。

◇市役所の地球温暖化への取り組み

老朽化する公共施設の改修・更新は自治体共通の課題ですが、流山市では、市が保有する全ての公共施設を総合的かつ戦略的に経営するファシリティアマネジメントを推進し、自治体経営、まちづくりと連動した資産経営を進めています。このうち、省エネルギー化に効果的なESCO事業に関しては、平成24年度に保健センター、平成25年度は市役所、図書博物館、福祉会館5館、生涯学習センターの事業を行いました。またケアセンターについても、平成26年度中に工事を行う予定となっています。また、モデル事業としてクリーンセンター屋上部を太陽光発電設備設置用に民間事業者へ屋根貸しを行い、平成25年10月に発電を開始しています。

ソフト面では、職員が日常行う基本的なエコオフィス活動は浸透し、始業前や昼休みなどの不用照明の消灯や、公用自転車の活用など、節電・省エネ

ギーに積極的に取り組んでいます。特に昨年度のエコアクション21の指摘事項にもあった、職員の本来の業務を進める中での環境影響の把握と改善について、本年度は「環境影響ピックアップシート」を全職員が取り組み、個々の業務の環境側面の洗い出しを行いました。

また平成25年度は、放射能対策により中断していた「まちなか森づくりプロジェクト」を復活し、NPO法人が（財）日本財団の助成を受けて行う植樹に、市民団体と市で作るサポート委員会として参加し、9月から平成26年2月までの間に5施設で約1万本の植樹を行っています。

平成24年度の市役所の温室効果ガス排出量は3万7,513トン-CO₂で、基準年度(平成20年度)比で16.0%、前年度比では9.9%と大幅に増加してしまいました。内訳を見ると、電気使用に関する排出係数が東京電力で0.464から0.525と13%上昇したことに加え、市域から収集するごみなどを焼却する際の排出量が、2万3,589トン-CO₂と前年度比で17.4%と大幅に増加していることが大きな要因です。燃料使用に関しては、電気使用量18,510MWh(前年度比-1,728MWh、-8.5%)などが減少しましたが、温室効果ガス排出量については1万3,800トン-CO₂(基準年度比+2.4%、前年度比-0.8%)となっています。

また、平成23年度の市域の温室効果ガス排出量は、61万3,220トン-CO₂と基準年度の平成19年度に対し6.9%削減していますが、前年度比では1.8%増加しています。内訳では産業部門が前年度比で29%減少する中、民生業務部門が19%、民生家庭部門が5.4%と民生部門が顕著に増加しています。

若者世代の流入を推進する流山市として、転入人口の増加や民生部門の拡大は歓迎するところですが、同時にごみ排出量削減を進める5Rや、温室効果ガス排出量削減の施策をさらに強力に進める必要があると認識しています。

世界的に取り組む必要性が訴えられている環境問題について、全ての職員が気付き、行動することで、流山市総合計画後期基本計画にも掲げる「地球環境にやさしいまちづくり」を推進してまいります。

平成25年12月 流山市長 井崎義治



エコアクション21
認証・登録番号 0003479

流山市は、平成21年3月31日に「エコアクション21」の認証を取得しています。

平成25年版 流山市環境白書

平成26年1月

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 環境部 環境政策課

TEL 04-7150-6083 (直通)

E-mail : kankyuhozen@city.nagareyama.chiba.jp

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>
